

令和4年度 認証評価

羽陽学園短期大学
自己点検・評価報告書

令和5年5月

目次

自己点検・評価報告書	2
1. 自己点検・評価の基礎資料	3
2. 自己点検・評価の組織と活動	13
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	
〔テーマ 基準Ⅰ－A 建学の精神〕	15
〔テーマ 基準Ⅰ－B 教育の効果〕	20
〔テーマ 基準Ⅰ－C 内部質保証〕	25
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	
〔テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程〕	30
〔テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援〕	45
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	
〔テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源〕	59
〔テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源〕	67
〔テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕	71
〔テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源〕	74
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	
〔テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ〕	82
〔テーマ 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップ〕	84
〔テーマ 基準Ⅳ－C ガバナンス〕	87
【基礎データ】	93

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、羽陽学園短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和5年5月31日

理事長 原 田 久 雄

学 長 渡 邊 洋 一

A L O 高 桑 秀 郎

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

本学園創設者の原田一男は、山形県内での小学校、中学校の教員としての経験から幼児教育の重要性に鑑み、昭和35年3月、学校法人羽陽学園を設立し山形市に鈴川幼稚園を開園した。当時、県内には幼稚園教諭の養成機関がないため無資格者や他県の養成機関からの採用が多かった。当時は幼児の就園率を引き上げるという文部省の幼稚園拡充整備計画が進められており、一層の人手不足が予想された。また、質の高い教員を求める県内の幼児教育現場からの要請も多かった。そこで、昭和40年に県内で初めての幼稚園教諭養成機関として、鈴川幼稚園の隣地に山形幼稚園教諭養成所を開設した。この養成所を母体にして、昭和57年には羽陽学園短期大学を開学し、現在に至っている。

【学校法人羽陽学園沿革】

年 月 日	沿 革
昭和35年3月	原田一男、学校法人羽陽学園設立
昭和35年4月	鈴川幼稚園を開園
昭和46年9月	羽衣学園との合併により大宝幼稚園を開園
昭和46年10月	山形調理師専門学校を開校
昭和48年3月	曹溪学園との合併によりたかだま幼稚園を開園
昭和49年4月	鈴川第二幼稚園を開園
昭和51年4月	原田恒男第二代理事長就任
平成27年4月	幼保連携型認定こども園鈴川第二幼稚園・このみ保育園を開園
令和元年5月	原田久雄第三代理事長就任
令和2年4月	幼保連携型認定こども園大宝幼稚園を開園
令和4年4月	天童市・学校法人羽陽学園公私連携幼保連携型認定こども園天童なでしここども園を開園

【羽陽学園短期大学沿革】

年 月 日	沿 革
昭和40年4月	山形幼稚園教諭養成所を開設（定員80人 一部・二部各40人）
昭和41年2月	校名を山形保育専門学校に改称 保母科（定員50人）を併設
昭和50年4月	現在地（天童市高掬地区）に移転
昭和57年4月	羽陽学園短期大学（幼児教育科 定員100人）を開学 五十嵐明初代学長就任 山形保育専門学校を閉校（昭和58年3月）
昭和58年2月	音楽レッスン室新築
昭和59年4月	障害児保育研究センターを付設
昭和60年4月	谷口恒男第二代学長就任
昭和62年4月	男女共学制導入 図書館・研究室棟新築
昭和63年4月	原田恒男第三代学長就任
平成元年4月	コース制（幼児教育コース・福祉コース）を導入

平成2年4月	専攻科福祉専攻を開設（定員20人） 介護福祉士養成施設に指定される
平成7年10月	開学30周年記念式典開催
平成8年4月	専攻科福祉専攻定員増（定員35人）
平成10年11月	学生ホール棟新築、校舎全面改修工事
平成12年4月	情報処理演習室完成
平成17年9月	専攻科棟・研究室棟新築
平成17年10月	開学40周年記念式典開催
平成21年4月	研 攻一第四代学長就任
平成27年3月	体育館耐震改築工事、本館棟耐震補強工事
平成27年10月	開学50周年記念式典開催
平成28年3月	体育館棟新築（介護実習室、ピアノ練習室、学生ホール、アリーナ）
平成28年4月	渡邊洋一第五代学長就任

(2) 学校法人の概要

■学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
令和4年5月1日現在（人）

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数	
羽陽学園短期大学	山形県天童市大字清池1559番地	幼児教育科	100	200	163
		専攻科			
		福祉専攻	35	35	19
羽陽学園短期大学附属 鈴川幼稚園	山形県山形市鈴川町 2丁目10番30号		120 220	120 220	121
羽陽学園短期大学附属 たかだま幼稚園	山形県天童市大字清池1501番地		120 150	120 150	121
羽陽学園短期大学附属 幼保連携型認定こども園 大宝幼稚園	山形県鶴岡市大宝寺町14番10号		135 135	135 135	121
羽陽学園短期大学附属 幼保連携型認定こども園 鈴川第二幼稚園・このみ保育園	山形県山形市花楸 2丁目46番1号 2丁目44番1号		220	220	193
			220	220	
羽陽学園短期大学附属 小規模保育事業 鈴川第二幼稚園このみ組	山形県山形市花楸 2丁目46番1号		15	15	8
天童なでしここども園	山形県天童市大字山口1917番地1		35	35	23

羽陽学園短期大学

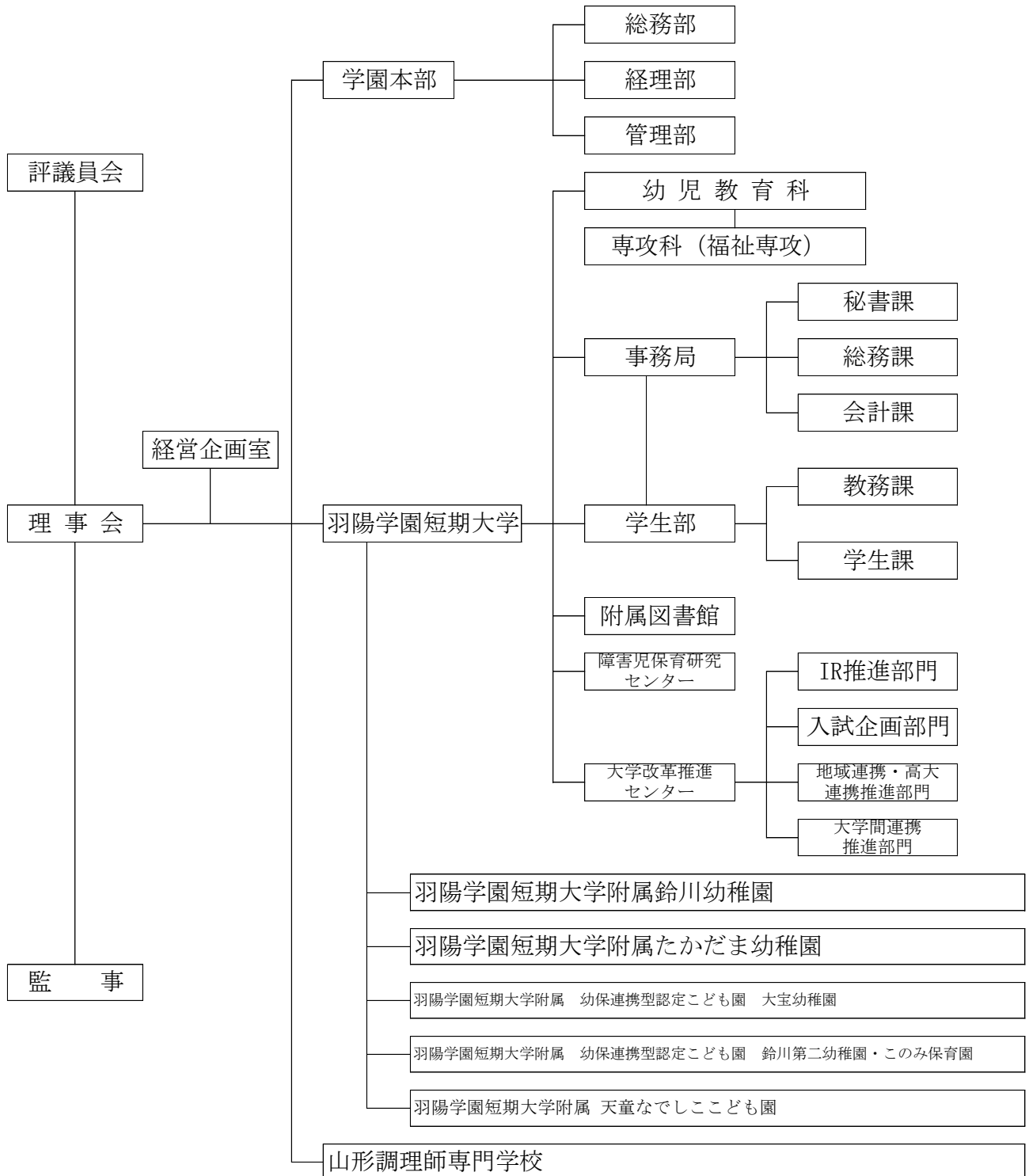
山形調理師専門学校	山形県山形市六日町 7番42号	1年課程	40	40	14
		2年課程	40	80	62

※幼稚園及び幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て支援新制度に移行していますので入学定員及び収容定員の上段は、「利用定員」、下段は「収容定員」を記載しています。

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■組織図

令和4年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ**■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）**

本学の所在地である山形県天童市は、1831年の織田氏の入部に始まり1879年に東村山郡役所が開庁、1958年に山形県下10番目の市制施行がなされ、2018年（平成30年）には市制施行60周年を迎えた市である。地理的には、山形県のほぼ中央部に位置し、県内有数の名刹として名高い山寺が近いこともあり、温泉街を中心とした観光都市として発展してきたが、近年は郊外型店舗の出店の影響もあり、天童駅前から温泉街に至る中心市街地は緩やかに空洞化の兆しが出始めている。

天童市の総人口は、平成17（2005）年の63,864人をピークにして、それ以降は減少に転じており、令和3年度末の住民基本台帳によれば人口は61,293人となっている。

一方、天童市芳賀地区の土地区画整備事業により市街区域拡大を図り、大型店舗の出店や宅地化が進み山形市の北部のベッドタウンとして機能し、山形都市圏の一翼を担い人口増加の基調を維持している。

■学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合**幼児教育科**

地 域	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
山形市	46	22.0	36	19.4	48	25.7	56	28.3	53	32.5
東南・西村山	61	29.2	55	29.6	53	28.3	59	29.8	45	27.6
最上・北村山	39	18.7	33	17.7	26	13.9	27	13.7	27	16.6
置 賜	20	9.6	23	12.4	24	12.8	20	10.1	13	7.9
庄 内	39	18.7	35	18.8	29	15.5	29	14.6	21	12.9
県 外	4	1.9	4	2.2	7	3.7	7	3.5	4	2.5
計	209		186		187		198		163	

専攻科福祉専攻

地 域	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
山形市	11	39.3	8	38.1	4	26.7	5	41.7	5	26.3
東南・西村山	9	32.1	4	19.0	4	26.7	1	8.3	7	36.8
最上・北村山	2	7.1	4	19.0	4	26.7	2	16.7	3	15.8
置 賜	4	14.3	3	14.3	0	0	1	8.3	1	5.3
庄 内	2	7.1	2	9.5	2	13.3	3	25.0	3	15.8
県 外	0	0	0	0	1	6.7	0	0	0	0
計	28		21		15		12		19	

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。
- 第三者評価を受ける前年度の令和3年度を起点に過去5年間。

■地域社会のニーズ

本学は、昭和40年に開校した山形幼稚園教諭養成所と昭和41年に名称を変更した山形保育専門学校を前身として、その伝統を受け継ぎ、多くの優れた幼児教育の指導者や保育士を送り出し社会的にも揺るぎない地歩を築きあげてきた。さらには、平成2年に専攻科福祉専攻を開設し高齢者・障がい者の介護に従事する福祉の専門家を送り出してきたことにより、地元天童市はもとより山形県下の地域社会と連携を図りながら多くのニーズに応えることで、短期大学としての使命を果たしている。

令和3年10月に、県立天童高等学校と介護福祉分野、幼児教育分野において、連携して教育を実践する高大連携の協定を締結した。事業内容は、合同授業の実施や地域社会と連携した事業への参加等、連携することで双方の教育をより豊かなものとする事業を行う。

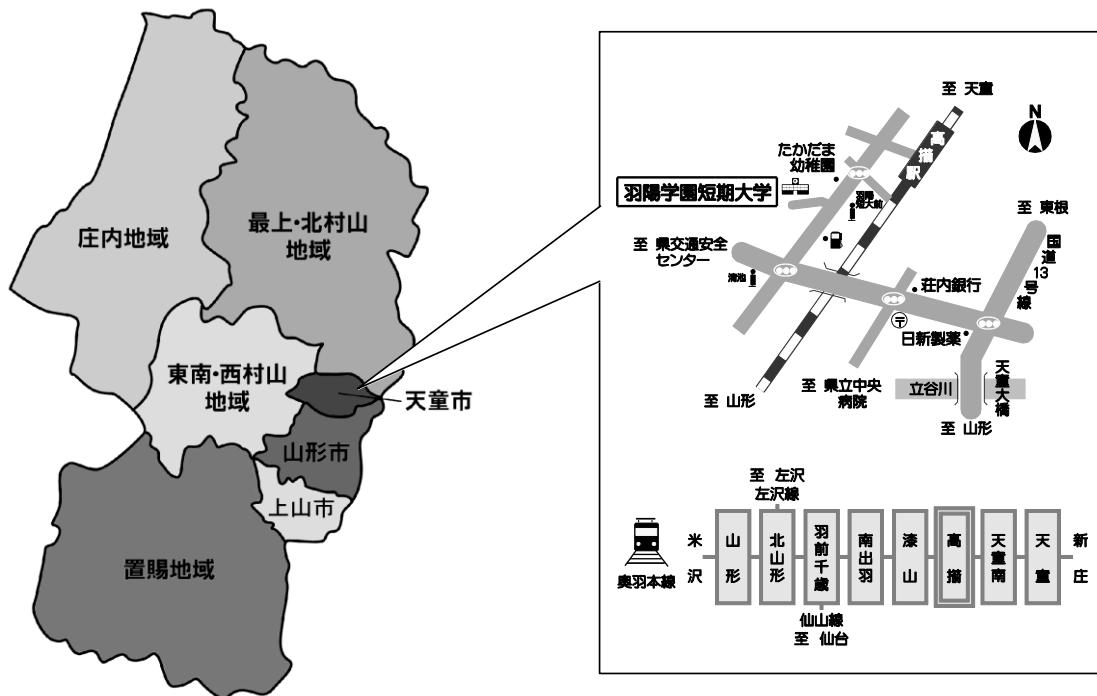
また、地域住民の知識および教養の資質向上に寄与すべく公開講座を実施しており、令和3年度は「シニアライフの憂いをなくすためにー健康寿命を延ばそうー」というテーマで、本学の柏倉弘和先生、伊藤和雄先生、小田幹雄先生を講師として行った。

一方、学生にあっては、毎年行っている地域イベント「天童夏まつり」への参加、地元放送局主催による「子育て応援団すこやか」への参加、老人ホーム等での演舞披露やサッカー「モンテディオ山形」のホームゲームにおける子育て支援としてのボランティア、山形交響楽団の「親子ふれあいコンサート」に歌とパフォーマンスの出演等、いずれも新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年度に引き続き中止せざるを得なかった。

■地域社会の産業の状況

本学の所在地である山形県天童市は、国指定文化財5件（重要文化財4件と史跡1件）と9件の県指定文化財（有形文化財6件、史跡1件、天然記念物2件）を有し、温泉地をかかえる観光都市として発展するとともに、西洋なし（ラ・フランス）、りんご、もも、さくらんぼ等の果樹栽培農家を中心とした農業も盛んである。特にラ・フランスは全国第一位の収穫量を誇っている。産業では、天童市に本社を置く企業も数社あり、主力製品が木工製品、電気機器、清酒、食料品など多種にわたる。特産品としては、経済産業大臣より伝統工芸品の指定を受けた「天童将棋駒」が全国の95%の生産を誇っている。また、天童市では将来の都市像である「笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市」の実現を目指し、近年の人口減少に歯止めをかけるべく平成29年度から第七次天童市総合計画を策定している。その一環として最も重要な働く場所の確保や宅地の供給を進めており、特に、高速道路や新幹線、空港等は国道13号線へのアクセスがよく利便性が非常に高いので、新たな工業団地となる荒谷西工業団地や天童インター産業団地を整備して企業誘致を行い、雇用創出を図り人口増加に資すべく努めているところである。

■短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対 策	成 果
<p>基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 〔テーマC自己点検・評価〕 ○提出された自己点検・評価報告書には、記載に不備が見られたので、今後より一層の自己点検・評価への組織的な取り組みが望まれる。</p>	<p>年度初めの自己評価委員会で報告書の「作成要領」を確認するとともに、記載された項目・内容についての点検を複数で複数回行うなど、チェック体制の強化に努めている。</p>	<p>このことにより、自己点検・評価報告書が持つ重要性について、全教職員が一層共通認識を持つようになってきている。</p>
<p>基準Ⅱ 教育課程の学生支援 〔テーマA教育課程〕 ○シラバスの記述について、15回の授業内容が十分に示されていない授業科目が散見されるので、改善が必要である。</p>	<p>学生委員会が作成した「シラバス作成の手引き」を専任教員、非常勤講師に配布するとともに、複数の担当者で「作成の手引き」が遵守されているか、シラバス記述内容のチェックを行っている。</p>	<p>このことにより、授業担当者のシラバスに対する意識がより高まり、各々のよりよい授業改善につながっている。</p>
<p>基準Ⅲ 教育資源と物的資源 〔テーマD財務資源〕 ○学校法人全体及び短期大学部門の事業活動収支が、直近の2年間支出超過であり、余裕資金に比べて負債が多い。策定している「学校法人羽陽学園第1次アクションプラン」の計画に従い着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。</p>	<p>策定した「アクションプラン」に基づき、引き続き計画的かつ着実に財務改質の改善に取り組んでいる。具体的には、「事業の集中と選択」の方針のもと、できるだけ支出を少なくなるように配慮し、私立大学等改革総合支援事業、教育活性化設備整備事業に取り組み、自己点検・評価も計画的に行っている。また、社会人を対象とした介護福祉士実務者研修（通信講座）や教育訓練給付金制度（専門実践教育訓練）もHPに公開することで受講者の受け入れに努めている。さらに、学生募集対策として「大学改革推進センター」を中心に内容の検討を行うとともに、「山形県離転職者職業訓練事業」の学生の受け入れにも積極的に対応している。</p>	<p>教育の質を高め、私立大学等経常費補助金における教育の質に係る客観的指標は、この制度が始まった平成30年度以降、毎年、満点を獲得し補助金の加算を得ている。学生募集は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、予定したオープンキャンパスを実施した。その結果、定員の8割を確保することができた。令和2年度に離転職者職業訓練事業で入学した4名は全員卒業し専門職に就職した。専攻科福祉専攻は、定員35人のところ令和3年度の入学者は19人で、定員充足率は54.3%である。入学者全員が本学幼児教育科からの進学者なので、入学者増に向けて全学で取り組んでいる。</p>

② 上記以外で、改善を図った事項について

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
<p>前回、平成29年度の第三者評価で「早急に改善を要すると判断される事項」として指摘されたのは、[テーマ B 学生支援]において、学生募集要項において入試方法の区分ごとに募集人員が明記されていない点であった。</p> <p>この指摘を受けて、本学では、平成31年度入学者選抜から学生募集要項に入試方法の区分ごとに募集人員を明記したのはもちろん、入学者選抜体制を見直し、あらためて学生募集及び入学者選抜の業務を公正に遂行することを全教職員で確認した。</p>
(b) 改善後の状況等
<p>平成30年度からは離転職者職業訓練生の受け入れを開始、平成31年度からは入学者選抜の入試区分にAO入試（現在の総合型選抜）を設定するなど、多様な入学者を受け入れる体制を整えているが、コロナ禍にあっても混乱なく、公正な入学者選抜を実施できている。</p> <p>毎年度、文科省より通知される大学入学者選抜実施要項は、入学者選抜の企画・運営の主たる業務を担う運営委員会で確認した上で、学内ネットワークの共有フォルダに保存し、学内の教職員がいつでも確認できるようにしている。さらに、年度ごとに、幼児教育科と専攻科の年間を通した各入試の実施計画や担当者を明記した、本学独自の入試実施要項を全員に配布し、疎漏のないよう計画的に業務を遂行することとしている。</p> <p>また、県内の高等学校との懇談会を定期的に行い、アドミッション・ポリシーや入学者選抜の区分ごとの特徴などを説明し、質問に答えている。</p> <p>個々の志願者に対しては、オープンキャンパスの際に、質問コーナーを設置して質問に答えているほか、各種の学校説明会に積極的に参加し、学生募集および多様な入学者選抜方法について説明している。</p>

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況について

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 3（2021）年度）

■ 公的資金の適正管理の方針及び実施状況

平成 28 年度に「羽陽学園短期大学研究行動規範」及び「公的研究費不正防止規程」を制定した。

さらに、平成 31 年（令和元年）度には研究倫理規定を設け、令和 2 年度には研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規定を定めて不正防止のための体制を整備し、研究倫理委員会が、研究者倫理に関する教育を定期的に行っている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

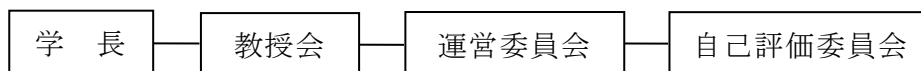
(1) 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

羽陽学園短期大学自己評価委員会規程に基づき委員会が設置され、同規定第3条に従って、学長、教授会構成員から選出された者5人、事務局長が委員会の委員となっている。全教員が自己点検・評価活動に参画する趣旨から、報告書作成にあたっては全員に役割を分担して作業を進めるようにしている。

羽陽学園短期大学自己評価委員会規程に基づき、評価委員会の構成は、下記の通りとなっている。

委員会	役 職	氏 名
議 長	学長	渡邊 洋一
委 員	学科長・教授・AL O	高桑 秀郎
委 員	学生部長・教授	花田 嘉雄
委 員	教授	高橋 寛
委 員	教授	松田 水月
委 員	講師	伊藤 和雄
委 員	事務局長	星 亮一
委 員	教務課長	伊藤 一男
委 員	総務課長	浦山 仁一

(2) 自己点検・評価の組織図



(3) 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己点検・評価のための規程として、自己評価委員会規程を定めている。それに基づいて、学長、学科長、事務局長を含む7人のメンバーで自己評価委員会を組織し、自己点検・評価に関する事項を検討することとしている。検討内容として、①自己評価の項目を設定し、自己評価を実施すること ②自己評価の実施結果をまとめること ③自己評価の結果の活用を図ること ④その他必要な事項を検討すること、を挙げている。（自己評価委員会規程（諸規程））

自己点検・評価の実施にあたっては、自己評価委員会で作成方針、作業日程、役割分担を決め、基準ごとに、チーフとサブを決めた。そのチーフとサブは、自己評価委員が務めるようにしている。

自己点検・評価に関して、短大全体で取り組む必要がある内容については、自己評価委員会が原案を作成して運営委員会、教授会に提案し、協議の上進めていくように申し合わせを行っている。そのように進めていったこととして、以下の3点を実施した。1点目は、観点・基準を定めたルーブリックの活用による学修成果の把握、学生の学修履歴の記録を年2回実施し、それらをまとめた個人ポートフォリオを運用し学修成果の推移の分析を実

施したことである。2点目は、『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会）」を踏まえてカリキュラム・ポリシーの改定を実施したことである。3点目は、毎年度実施してきた学修（習）成果の点検を本年度から学校教育法の規定に照らして点検する方針を定めたことである。

(4) 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

[自己評価委員会の記録]

【令和4年度】

年月日	回	概要
令和4年	5月19日	第1回 令和2年度自己点検・評価報告書の作成・公開について
	9月1日	第2回 令和3年度自己点検・評価報告書の作成について
	11月24日	第3回 令和3年度自己点検・評価報告書の作成について 令和4年度・5年度自己点検・評価報告書の作成計画について
令和5年	1月12日	第4回 令和3年度自己点検・評価報告書の確認について 自己評価・点検による改善事項について
	2月16日	第5回 令和3年度自己点検・評価報告書の再点検作業の分担について
	3月2日	第6回 令和3年度自己点検・評価報告書の最終確認作業について 学校法人羽陽学園理事会における報告資料について 自己点検・評価による改善事項について

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

【テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神】

<根拠資料>

ホームページ 建学の精神 <http://www.uyo.ac.jp/kengaku/>

ホームページ 教育理念と三つのポリシー http://www.uyo.ac.jp/basic_policy/

羽陽学園短期大学学則

教授会資料・議事録 [令和3年度]

羽陽学園短期大学概要 [令和3年度]

学生便覧 [令和3年度]

羽陽学園短期大学ガイドブック [令和3年度入学者用]

シラバス [令和3年度]

障害児保育研究センター活動報告書 [令和3年度]

ホームページ 大学コンソーシアムやまがた <https://consortium-yamagata.jp/>

ホームページ 山形県産業教育振興会（役員の紹介）

<https://www.yamagata-sanshin.jp/index.php?no=p0103>

山形県立天童高等学校と羽陽学園短期大学との連携に関する協定書

【区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

本学の建学の精神「敬・実・和」は、創設当時の原田一男初代理事長が残した言動や著作を基に、二代目の原田恒男理事長が定式化したものである。敬とは、目上の方々を敬い、自分の行いを慎ましくすること。実とは、偽りがなく正直なこと、そして、実力をつけること、何事も真心をもって実行すること。和とは、穏やかな和らいだ心で人に接し、仲良くすることとしている。「敬・実・和」は、本学の教育理念・理想を明確に示している。

本学の建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有しており、ここから敷衍化した本学の教育理念は、「他者理解を通して自己理解と自己改革を行い、社会活動に積極的に参加しながら、生涯にわたる自己実現を行いうる人間性豊かな人材の育成」である。（ホームページ建学の精神 <https://www.uyo.ac.jp/kengaku/>）。また、この教育理念は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーとともにホームページ等に提示している（ホームページ教育理念と三つのポリシー https://www.uyo.ac.jp/basic_policy/）

建学の精神は大学概要・大学ガイドブック・大学ホームページ等によって常に学内外に表明している。(大学概要)(学生便覧)(大学ガイドブック)

本学教職員に関しては、4月1日に開催される臨時教授会で配布される資料に建学の精神、教育理念、三つのポリシー等を掲載し常に確認し共有している。

また、建学の精神は、本学講堂に額を掲げ高らかに示されており、学長が講堂を会場として開催される入学式の挨拶で必ず取り上げ、その時点での世界情勢や国内の動向などを背景として本学の教育についての基本的姿勢を分かりやすく解説することで、学内の教職員及び学生に常に確認され共有されている。

令和3年度には、新型コロナウイルスの感染防止のため、教職員と学生に参加を限定して簡素化した形で入学式を挙行了。感染症は幼児や障害をもつ人々、そして高齢者の支援を使命とする本学にとって避けて通れない試練ということで、特に建学の精神を忘れず精進するよう促す学長式辞となった。また、1年次前期の開講科目「基礎教養入門」の中で「本学での学びー建学の精神ー」と題して、本学における様々な学習の中での建学の精神「まごころをもって他の人を敬愛し和をはかる」の具体的な学びについて対面授業の形式で学長自ら授業を行った。(シラバス)例年は総合型選抜及び学校推薦型選抜で入学の内定している高校生を対象としたプレキャンパスで、学長が本学の建学の精神について分かりやすく解説し、入学後の学習に向けて準備を促進するよう働きかけてきた。令和3年度については新型コロナウイルスの感染拡大に配慮しながら、11月に総合型選抜Ⅰ・Ⅱ期合格者を対象に、12月に総合型選抜Ⅰ・Ⅱ期合格者に加えて学校推薦型選抜合格者対象にプレキャンパスを実施し、そこで学長が本学の建学の精神について話した。(令和3年度教授会資料・議事録)

【区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準Ⅰ-A-2の現状>

地域の様々なニーズに応じた地域貢献の取り組みは、学内における教育及び研究と同様に、本学が地域の高等教育機関として求められ、また果たすべき役割と考えている。

地域・社会に向けた事業として、正規授業については一般へは開放していないが、生涯学習機関として大学における研究の成果を公開することを目的として年1回1日の日程で公開講座を開催している。毎回、幼児教育や介護福祉など本学と関わりのあるテーマを設定し、幼児教育者や福祉従事者はもとより広く一般市民の方々の参加を得て、新しい保育のあり方やより良い福祉のあり方を共同で模索し続けて来ている。令和3年度は、本学の伊藤和雄講師、小田幹雄講師、柏倉弘和教授が担当し、本学教室を会場として、「シニアライフの憂いをなくすために ～健康寿命を伸ばそう～」というテーマで実施した。新型コ

コロナウイルスの感染症の県内での感染状況を鑑みて、当初9月4日(土)開催予定であったが、11月13日(土)に延期された。(教授会議事録)

本学独自の社会貢献活動として、障害児保育研究センターの活動がある。

本学では、昭和59年に学内に障害児保育研究センターを設置し、本学附属幼稚園及び認定こども園と協力して、個別支援を必要とする幼児の保育研究に取り組んでいる。春期には、観察が必要と思われるケースについてセンター所員が巡回し、観察及び担当保育者等への助言を実施している。秋期には、保護者から相談希望のあったケースについてセンター所員が巡回し、相談を実施している。また、子ども相談室を設けて、地域の保育者並びに保護者とその保育、育児において助言を必要とする幼児に関する相談を行い、地域社会の教育、福祉の充実に貢献している。なお、活動の内容は障害児保育研究センター活動報告書で公表している。

=====
障害児保育研究センター 令和3年度活動状況

I. センターの状況

令和3年度のセンター所員数は、本学所属所員6名、附属園(5園)所属所員5名の計11名であった。相談事例の中で、発達、福祉や教育分野にかかわる相談については、心理学、福祉、障害児保育学を専門にする委員が、医学的な問題と絡む相談については、看護師・保健師の資格がある委員が対応している。附属園からの相談については、特に問題となると思われる事例について限定して相談を受けるようにしている。

II. 「子ども相談室」の活動

「子ども相談室」の対象は、学内施設への来所及び巡回指導を希望する近隣市町の幼児教育・保育施設等(本学附属幼稚園を含む)の園児とその保護者である。地域の障害児、障害を有する可能性があると思われる児、発達上気になる点があると思われる児及びその家族、保護者等に対して、育児・保育上の相談指導に当たっている。令和3年度の相談状況は以下のようなものである。

◎令和3年度相談件数(2022年3月31日現在)

・来所・訪問相談 のべ 35件・巡回相談・教育相談 計 5件

◎巡回施設

- ・山形市：鈴川幼稚園、鈴川第二幼稚園、このみ保育園
- ・天童市：たかだま幼稚園

◎主な相談内容

ことばの発達、吃音、集団行動における遅れ、友だちとの関わり、不器用な動き、気持ちの表現、等

III. 附属幼稚園・保育園との協力

本センターの所員として、各附属幼稚園・保育園から1名ずつ、計5名の委員が派遣されている。例年、5月から7月にかけて、各園で観察が必要と思われるケースについて、本学所属の所員が巡回して、各ケースについて観察し、担任及び教務主任等へのアドバイ

スを行っている。例年7月には、附属幼稚園・保育園からの所員を含めてケース検討会を行い、各ケースの分析とその指導方法についての共有化を図っていたが、令和3年度よりケース検討会は設けず、経過観察をしながら、秋季に相談業務を行うこととした。この処遇の実効性については、継続して評価していく。

附属幼稚園・保育園の保護者からの教育相談について、9月から11月にかけて本学所属の所員が巡回し相談にのっている。コロナ禍ではあったが、園側の感染防止対策の徹底により、今年度も実施させていただくことができた。

以上、令和3年度の観察ケース対象者数は計18件、教育相談者数は計19件であった。

IV. 所員の研究活動

令和3年度の所員による研究発表の主なものは、以下の通りである。

1. 羽陽学園短期大学令和3年度紀要掲載分 なし
2. その他

(1) 大関嘉成「養成校と実習施設が保育所実習に求める実習内容」(障害児保育研究センター令和2年活動報告書) 2021. 11月発行

地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等との連携としては、最初に、昭和63年、山形県私立短期大学協会を形成し、定期的に会合を開き、研究の奨励など、短期大学としての課題解決に向けて連携協力している。平成16年度に設立され、本学も参加している山形県と県下の大学・短大・高等専門学校の連合組織である「大学コンソーシアムやまがた」では、学生募集のための共同の学校説明会や出前講義などを毎年定期的に開催している。令和元年からは、山形大学、東北公益文化大学、東北文教大学、鶴岡高等工業専門学校及び地元自治体と「未来創造プラットフォーム」を形成し、共同で教職員のSD研修などを実施している。令和3年度からは、山形県産業教育振興会に役員として参加し、工業科・商業科・看護科・総合科をもつ県内高等学校との連携を強化している。

(ホームページ、教授会議事録)

山形県の最上地方にある舟形町とは、平成29年に連携協定を結び、保育所の職員研修に本学教員を派遣する等、地域の子育てを支援してきたが、コロナ禍もあり、最近は人の交流ができずにいる。

本学の地元にある山形県立天童高等学校とは、平成22年度から、高大連携事業として、本学の授業への高校生への参加と本学教員による天童高校での授業を行ってきたが、令和3年10月には正式に連携協定を締結した。天童高校とは、毎年2月に意見交換会を開催し、幼児教育関連と福祉関連と合わせて、振り返りと翌年度の計画を協議して連携活動を実施している。(教授会議事録、連携協定書)

本学2年次に開講している「保育実践研究Ⅲ」(音楽・美術・体育の5名の教員によるティームティーチング)の一部を平成22年度から天童高校の生徒が受講している。この授業は本学2年生が1年次で学んだ様々な成果を総合化して、幼児対象の遊び場を企画、設計、製作、そして実践、振り返りを行うものである。実践の機会として、6月に2日間開催されるYBC山形放送企画「子育て応援団・すこやか」のセンターブースでの活動を行っている。なお、この企画は山形県、山形市、山形県医師会及び山形放送等で構成する子育て

応援団実行委員会が主催するもので、地域社会の行政や関係団体との交流活動ともなっている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策のために「子育て応援団・すこやか」はイベント中止となり、代わりにTVプログラムへの協力という形で授業の成果を学生たちが出演し、手遊びの実演や手作り遊具の作り方の実演・遊び方を披露した。天童高校の生徒への幼児教育系の講義は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のことを考慮して、実施を見送った。

天童高校福祉コースの2年生・3年生に対しては、本学専攻科教員が介護福祉についての実習の事前・事後指導の授業を行っている。専門的な視点からの指導や助言、生徒とのディスカッションを通して、福祉についての生徒の学びを深める取り組みとなっている。こちらについては、令和3年度も実施することができた。

教員免許状更新講習は、地域の幼稚園教諭を対象として毎年実施してきたが、令和3年度は、教育職員免許法の改正により教員免許状更新制度が変更になり、免許更新のための講習制度が廃止される可能性が高いことや新型コロナウイルス感染症対策のために更新講習は実施しなかった。

本学教員は自治体などからの講師派遣や各種審議会の委員など地域の要請に応じて、行政、教育機関及び文化団体の支援活動を行っている。

令和3年度の実施例は以下の通りである。(順不同)

山形県保育士サポートプログラム推進会議委員、山形県私立幼稚園・認定こども園協会役員、山形県幼稚園等基本研修運営協議会、保育士就職・再就職支援研修会講師、山形ファミリー・サポート・センター講習会講師、山形市民生委員推薦会議、山形市介護保険認定審査会、介護労働安定センター介護職員初任者研修講師、天童市介護保険認定審査会、大学コンソーシアムやまがたダイバーシティネットワーク推進ネットワーク会議、道形保育園園内研修講師、社会福祉法人愛泉会評議員会、社会福祉法人松寿会評議員会、社会福祉法人羽陽の里苦情対応委員会、寒河江市立綾南中学校創立50周年記念事業公演、天童市立山口小学校での合唱指導、山形陸上競技協会主催競技会競技役員、山形県高等学校体育連盟陸上競技専門部主催競技会競技役員、日本陸上競技連盟 U-19 強化研修合宿・全国高等学校体育連盟陸上競技専門部強化合宿東北地区合宿コーチ、羽陽学園短期大学×天童中央学童保育所共同事業「自由アート～希望～」、など。

学生も、幼児教育や福祉といった本学の特性として、ボランティア活動への関心や積極性は高く、地域行事への参加や施設の訪問などゼミやサークル単位で参加し、活動は基本的に活発である。

しかし、令和2年度に引き続き、令和3年度も、新型コロナウイルス感染症対策のために外部との交流や各種ボランティア活動についても自粛を各サークルに要請したため、それらの活動は制限された。ボランティアサークル「もんでらんど」については、屋外の活動ということもあり、感染状況を注視しながら2回参加し、モンテディオ山形ホームゲーム時のSDGsコーナー、ユニバーサルスポーツ体験コーナーの手伝いを行った。

＜テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題＞

新型コロナウイルスの感染拡大は、人と人との接触を禁じ人々を家に閉じ込め、コミュニケーションを困難にしているが、本学は、専門的な知識技能を持って協力して弱者を支援できる人材を養成することを使命としている。このような困難な時こそ本学の建学の精神「敬・実・和」を実践して、学生に寄り添って教育することを課題として全学的に取り組んでいる。

＜テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項＞

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の危機にあつて、学長はじめ教職員及び学生全員が、建学の精神をあらためて自覚し、その実践を通して本学の使命を果たすことに全力を傾けた。個々の学生と電話やインターネット等複数のチャンネルを介してコミュニケーションを絶やさず、構内にあつては教職員全員の協力のもとマスク着用や検温の義務化、教室等の消毒を徹底し、感染防止を踏まえた上で可能な限り対面授業を実施した。また家族内での感染者、濃厚接触者等についても、連絡報告等を徹底し、学内や実習先での感染拡大という事態を防ぐよう心がけた。実習等についても現場での直接的経験を積める様に、一部学内での学習に振り分けたが、現場への理解と学生の協力のもとにすべての実習を実施することができた。

【テーマ 基準 I-B 教育の効果】

＜根拠資料＞

羽陽学園短期大学学則

学生便覧 [令和3年度]

羽陽学園短期大学要覧 [令和3年度入学者用]

ホームページ 学科の教育及び研究の目的 <http://www.uyo.ac.jp/purpose/>

羽陽学園短期大学幼児教育科学生募集要項 [令和3年度]

卒業生の職場アンケート

外部評価委員会記録 [令和3年度]

ホームページ 学習成果 <http://www.uyo.ac.jp/achievement/>

教授会議事録 [平成24、25年度、令和2、3年度]

運営委員会議事録 [平成24、25年度]

羽陽学園短期大学ガイドブック [平成4年度入学者用]

ホームページ 教育理念と3つのポリシー https://www.uyo.ac.jp/basic_policy/

【区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
応えているか定期的に点検している。

＜区分 基準 I-B-1 の現状＞

本学では、建学の精神に基づきながら幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、介護福祉士
国家試験受験資格の免許・資格取得を前提にして、なおかつ人間性豊かな人材の養成を
目的にしている。

学則第1条で、「学校教育法及び学則に基づき、幼児教育及び社会福祉に関する専門の学
術を教育・研究し、併せて実践的な幼児教育者及び福祉従事者を育成することを目的とす
る」と掲げて確立している。こうした教育の目的を達成するための教育課程を編成して、
その実現のために努力しているところである。(羽陽学園短期大学学則)

本学の、この建学の精神に基づいた教育目的に沿って、幼児教育科と専攻科福祉専攻の
教育目的を次のように定めている。

幼児教育科

保育・幼児教育及び福祉の分野の専門的な知識や理論、技術を教授するとともに、実習
を通して実践力を養い、将来、保育・幼児教育の専門家として貢献できる人材を養成する
ことを目的とする。

専攻科福祉専攻

保育士の資格を有する者に対し、さらに精深な程度において福祉の理論と実際を教授し、
その研究と実践を指導して福祉の専門家・技術者を養成することを目的とする。

本学の教育目的の表明については、学内へは、学生には学生便覧やオリエンテーション
で行い、教職員には年度当初の教授会で確認している。学外へは、オープンキャンパスや
高校の進学担当教員との進学懇談会で配布される大学要覧やホームページで示している。
オープンキャンパスでは、参加者に対して説明を加えている。(学生便覧)(羽陽学園短期
大学要覧)(ホームページ 学科の教育及び研究の目的 <http://www.uyo.ac.jp/purpose/>)

本学に入学する学生は、ほぼ全員が幼児教育や介護福祉の道へ進むことを希望している
ことから、本学の教育目的は理解されていると考えている。(学生募集要項)

幼児教育科・専攻科福祉専攻の教育目的に基づく人材養成が地域・社会の要請に
応えているかについては、教育目的に合致した資格取得や進路の選択が行われているかを卒業時
に確認するとともに、卒業・修了生を受け入れてくれた職場の評価等を指標として定期的
に点検している。

毎年度、本学教員が卒業・修了生の就職先を訪問し、評価を口頭で聴取するとともにア
ンケートを回収している。この内容を分析・検討している。(卒業生の職場アンケート、教
授会資料)

さらに、平成30年度以降毎年開催している外部評価委員会においても点検・評価を求め、
それも基にして検討している。外部評価委員には、地元自治体である天童市副市長や卒業・

修了生の就職先でもある児童養護施設山形学園園長とともに天童高等学校校長にも就任を求めている。(外部評価委員会記録)

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学では、短期大学としての学習成果を、建学の精神と幼児教育科・専攻科福祉専攻の教育目的に基づいて定めている。機関レベル、教育課程レベル、科目レベル、それぞれの学習成果は、幼児教育科及び専攻科福祉専攻に共通であり、次に示す通りである。なお、専攻科福祉専攻ではより精深な内容のものを目指している。

機関レベルの学習成果

- ・専門職としての自覚および技術
- ・専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足がかりを作ることができる能力

教育課程レベル・科目レベルの学習成果

教育課程レベル	科目レベル
・コミュニケーション能力	(1) 人間や人間の生活、社会についての知識・理解 (2) 人間への信頼 (3) 伝え合う手段を見つけることができる。 (4) 対話する能力
・自分で考え、実践できる能力	(1) 現状をしっかりとらえることができる。 (2) 実践について理解したり、分析したりすることができる。 (3) 学際的な視点で考えることができる。 (4) 実践における様々な問題を解決することができる。 (5) 自分の価値観に基づいて判断し、実践することができる。
・フィードバック能力	(1) 自分の実践について検証し、課題を見つけることができる。 (2) 見つけた課題について修正や改善をすることができる。

	<p>できる。</p> <p>(3) 実践中に、瞬時に判断し、修正や改善をすることができる。</p>
・学び続け、成長し続ける能力	<p>(1) 自分の実践について振り返り、より良い実践を目指して、主体的に学ぶことができる。</p> <p>(2) 実践の経験を再構成して、専門的知識・理解・技術へと高めることができる。</p>

(学生便覧)

学習成果は、学習成果の評価の方針（アセスメントポリシー）とともに、学生便覧とホームページに掲載し、学内外に表明している。達成を目指して取り組んでいるところである。

令和3年度から、学校教育法第108条の短期大学の規定に照らして、学習成果が職業又は实际生活に必要な能力の育成に適しているかどうかを、次年度の教育計画策定に向けては9月教授会で、資格取得状況など社会的側面については3月教授会でと、目的を分けて定期的に点検している。（ホームページ 学習成果 <http://www.uyo.ac.jp/achievement/>、教授会議事録）

【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

「敬・実・和」という建学の精神に基づく本学の教育理念は、「他者理解を通して自己理解と自己改革を行い、社会活動に積極的に参加しながら、生涯にわたる自己実現を行う人間性豊かな人材の育成」（学生便覧）である。この理念に基づいて、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を定めている。以下に三つの方針を示す。

=====

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

内省的で専門性が高い人材の養成のために、次のような資質を持った者が入学してくることを期待している。

- (1) 知的好奇心が強く、学業の修得に熱心であり、自分を育てる意欲が強い者。
- (2) 社会事象、特に幼児教育および介護福祉への関心が高く、将来それらの職業を希望して

いる者。

(3)自分の意見や考えを適切に伝えられる者。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

以下のような能力を身につけ必要単位を修得した学生に対し、卒業を認定し、学位を授与する。

- (1)理論と技術を学び、専門職としての自覚および技術を持つ。
- (2)専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足がかりを作ることができる。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

幼児教育および介護福祉に関する体系的な学修のために、以下のような方針に基づいてカリキュラムを編成し、教育を実施する。

- (1)基礎から応用へと発展するカリキュラムを編成し、幼児教育および介護福祉に関する専門知識と技能を段階的に修得できる教育を実施する。
- (2)実習を通して理論と実践のつながりを理解するカリキュラムを編成し、幼児教育および介護福祉に関する実践力を養う教育を実施する。
- (3)学生と教員の対話を重視し、学生個人の特性や持ち味を生かした教育を実施する。

=====

（学生便覧）

この三つの方針は、専門性、豊かな人間性、生涯学習という考え方を基盤として、専門性を備え社会的要請に応えうる人材としての要件を定めたディプロマ・ポリシーと、そのような人材を養成するための体系的な教育課程を定めたカリキュラム・ポリシー、そして、将来の専門的職業人を見据えて作られた本学の教育を受けるにふさわしい人物像を示したアドミッション・ポリシーというように、関連付けて一体的に定めている。

この三つの方針は、平成24年度と25年度の2年間にわたり、本学の運営委員会及び教授会において何度も議論を重ねて策定したものである。（平成24,25年度 教授会議事録、運営委員会議事録）

なお、教育課程編成・実施の方針については、令和2年度の自己評価委員会と教授会において検討を行い、改定したものである。（令和2年度 教授会議事録）

この三つの方針を踏まえ、教育課程レベルの学習成果として①コミュニケーション能力、②自分で考え、実践できる能力、③フィードバック能力、④学び続け、成長し続ける能力という四つの能力（学生便覧）を設定し、その育成をねらいとして教育活動を行っている。

また、三つの方針は、学生便覧や本学ホームページ、学生募集要項等に記載し、学内外に表明している。（学生便覧、ホームページ、学生募集要項）

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

令和3年度から、学習成果について学校教育法の短期大学の規定に照らした点検を定期的に行っているが、その内容や手続きについては今後なお点検を続け、よりよいものへ改

善・発展させていくこととしている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

なし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

自己評価委員会規程（諸規程）

教授会議事録 [令和3年度]

学生便覧 [令和3年度]

学習成果FDアンケート [令和3年度]

学習成果の自己評価 [令和3年度]

学習活動等の履歴の記録 [令和3年度]

FD・SD推進委員会規程（諸規程）

ホームページ 自己点検・評価報告書

<http://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/03/R3jikotenken.pdf>

ホームページ FD・SD活動報告書

https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/08/2021_FDreport2.pdf

シラバス [令和3年度]

卒業生の職場アンケート [令和3年度]

卒業生・修了生アンケート [令和3年度]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

自己点検・評価のための規程として、自己評価委員会規程を定めている。それに基づいて、学長、学科長、事務局長を含む9名のメンバーで自己評価委員会を組織し、自己点検・評価に関する事項を検討することとしている。検討内容として、①自己評価の項目を設定し、自己評価を実施すること ②自己評価の実施結果をまとめること ③自己評価の結果の活用を図ること ④その他必要な事項を検討すること、を挙げている。(自己評価委員会規程（諸規程）)

令和3年度には、「羽陽学園短期大学ガバナンス・コード」を制定し、学園本部と連携して点検を実施し、その結果を公表した。この第3章には「教学ガバナンスの充実」が掲げられているが、その中には自己点検・評価の事項も含まれている。(羽陽学園短期大学ガバナンス・コード第1版、令和3年9月・令和4年2月教授会資料・議事録)

自己点検・評価に関わって、短大全体で取り組む必要がある内容については、自己評価委員会が原案を作成して、運営委員会、教授会に提案し協議の上、毎年度定期的に自己点検・評価を進めている。(教授会議事録)

成績評価については、GPAを運用し、「学習成果FDアンケート」と令和元年度より導入したループブックを活用した「学習成果の自己評価」、「学習活動等の履歴の記録」によって、授業や実習での学びについて学生が自分で評価できるようにしている。(学習成果FDアンケート)(学習成果の自己評価)(学習活動等の履歴の記録)

本学では、FD・SD推進委員会規定に、本学教職員の人材育成の方針を明記し、自らの能力を高めるよう求めているが、その中に現状を客観的に分析すること、つまり自己点検・評価の内容も含まれている。定期的に開催されるFD・SD懇談会には、事務職員も全員が年度中には必ず参加するなど、全教職員が関与して自己点検・評価活動の一層の充実を図っている。令和3年度の4月にはFD・SD推進委員会規程を改訂し、FDの定義の中に学生による授業評価やティーチングポートフォリオの活用を明文化した。(教授会議事録)

また、教員の質の向上に関しては、FD・SD推進委員会の企画により、全教職員が参加して公開授業や授業検討会、毎月のFD・SD懇談会を行っている。令和3年度については、新型コロナウイルス感染に留意して、公開授業及び授業検討会、FD・SD懇談会を実施した。令和3年度からはFDの定義にティーチングポートフォリオの活用を明文化したことから、7月に「ティーチングポートフォリオを踏まえて、教育改善について考える」というテーマでFD・SD懇談会を開催した。ティーチングポートフォリオの作成と提出によって教員が自主的に授業を振り返り、授業改善に結びつけることを目的として実施したものである。

定期的な自己点検・評価報告書等の公表については、毎年自己点検・評価報告書とFD・SD活動報告書をホームページ上に公表している。(ホームページ 自己点検・評価報告書 <https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/03/R3jikotenken.pdf>)

(ホームページ FD・SD活動報告書

https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/08/2021_FDreport2.pdf)

自己点検・評価活動として、すべての教員が、毎年度、教員個人評価票及びティーチングポートフォリオで、教育・研究・地域貢献・学内業務について点検・自己評価し、提出している。組織の点検としては、各委員会とも年度末に自己評価を実施し、課題を翌年度に引継ぎ、改善の努力をしている。

学生との関係については、毎年度、各教員が「授業としての取り組み」と「学生との関わり方」について目標を設定し、その成果について自己点検・評価した結果を簡潔な文章にして構内に掲示している。(FD・SD活動報告書)

自己点検・評価報告書の作成については、自己評価委員会の計画の下で、全教職員が評価基準ごとに担当を決めて全学的に行っている。

自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れることについては、高等学校校長を含む外部評価委員会を平成30年度から開催しており、そこで出された意見等を自己点検・評価活動に活かしている。

自己点検・評価の結果については、自己点検・評価報告書や外部評価委員の意見などを、その都度、教授会で確認し、課題を共有するとともに改善を図っている。

自己点検・評価の結果を活用する具体的な例として、学生による授業評価結果の共有や公開授業、授業検討会、FD・SD懇談会を挙げることができる。他の教員の授業方法やそれに対する学生の評価を知り、議論を深めることで、改善すべき問題や学生が抱える課題に気づき、諸々の教育・研究活動、指導法の修正・改善のヒントを得ることができる。

「学習成果の自己評価」、「学習活動等の履歴の記録」については、半期ごとの記録と推移をまとめたシートを、各教員の担任の学生やゼミに所属する学生に教員が示しながら学習及び生活指導を行う取り組みを令和2年度から全学的に導入した。そのことにより、学生が自己評価の振り返りをしやすくなったことに加え、クラス担任より少人数の学生の記録を行うことで、教員が学生の学習の現況についてより具体的に把握することが可能となり、学生もゼミ教員から具体的な学習指導を得られることとなった。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定の手法については、建学の精神と3つのポリシーに基づいて、以下のように、学習成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）を定め、機関レベル、教育課程レベル、科目レベル、それぞれの学習成果を査定している。

=====

アセスメント・ポリシー（学習成果の評価の方針）

羽陽学園短期大学では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、機関レベル（短大）・教育課程レベル（学科・専攻科）・科目レベル（授業・科目）の3段階で学習成果を評価する方針を定めています。

機関レベル

幼児教育・保育・福祉の専門性を持った職業人として社会で活躍できることをディプロマ・ポリシーと掲げていますから、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得状況、介護福祉士国家試験の合格率、専門職への就職率など、卒業・修了時の状況から学習成果を

評価します。

教育課程レベル

幼児教育科及び専攻科、それぞれのカリキュラム・マップに示す学習成果に基づいて、3つのステップに分けて、(1) コミュニケーション力、(2) 自分で考え、実践できる能力、(3) フィードバック能力、(4) 学び続け、成長し続ける能力の4つの能力について達成状況を評価します。幼児教育科では、学期ごとの卒業要件の達成状況(単位取得状況・GPA)に基づいて学習成果の達成状況を評価します。専攻科福祉専攻では、介護福祉士養成施設協会主催の学力評価試験を通して専門的な能力について客観的な評価も併用します。

科目レベル

教員は、授業科目ごとにシラバスに記載された評価方法に則り厳正に到達目標の達成度を評価します。評価方法については、複数の観点と重みづけを公開し、厳格かつ公正に評価します。

この学習成果の評価の方針と評価の方法については、年度初めの教授会で教職員全員が確認するとともに、学生便覧で学生全員に周知を徹底している。また、ホームページで公開している。(教授会議事録、学生便覧、ホームページ)

科目レベルでは、授業ごとに、シラバスにディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーとの関連を示し、到達目標と授業方法に対応づけて成績評価の方法と基準を明記している。その際、評価の観点や観点ごとの割合も明示している。(シラバス)

学生による授業評価も実施しており、各科目の担当教員は、自分の行った評価を点検し、授業を振り返る材料としている。その反省をフィードバックさせながら、次年度の授業の目標や学習指導のねらい・方法を設定・計画し、改善を図って授業を実施するというPDCAサイクルを活用した体制になっている。(ティーチングポートフォリオ、FD・SD活動報告書)

また、短大全体としても、毎年FD活動の一環として、授業検討会において、学生による授業評価を基に授業改善について討議している。公開授業期間を設けてお互いに授業を参観したり、一つの授業を全員が参観したりした後、授業検討会を開いて学習指導の改善・向上を図ることも行っている。これらの活動を通して、学習成果の評価の方法を定期的に点検し、改善する努力を重ねている。(FD・SD活動報告書)

令和3年度から、次年度の教育計画策定に向けては、主として科目レベル・教育課程レベルの学習成果の評価を分析した結果を9月教授会で、資格取得状況など機関レベルの学習成果の評価を分析した結果については3月教授会でと、目的を分けて定期的に点検し、PDCAサイクルを活用して改善を図っている。(ホームページ <http://www.uyo.ac.jp/achievement/>、教授会議事録)

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令については、変更などを適宜確認し、常に法令を遵守するようにしている。

令和3年度には、幼児教育科、専攻科福祉専攻、ともに教育課程の改定を実施したこと

もあり、関係法令との整合性については管轄官庁に問い合わせ確認している。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題＞

令和4年度から、幼稚園教諭養成課程、保育士養成課程、介護福祉士養成課程、いずれもカリキュラムが改定される。そのための課程認定等の手続きは令和3年度に完了したが、授業の内容が大幅に変わった部分もあるので、学習成果の評価の方法について自己点検・評価を慎重に重ねて、教育の質を高める努力を続けなければならない。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項＞

なし

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

建学の精神の学外への表明に関しては、ホームページの更新に努め、わかりやすく迅速な情報発信に努力している。

学習成果の測定に関しては、「学習成果FDアンケート」を用いた調査を年度の授業が終了した後に、「学習成果の自己評価」と「学習活動等の履歴の記録」を各期の授業が終了した後に、「卒業生・修了生アンケート」を用いた調査を卒業・修了時に、「卒業生の職場アンケート」を用いた調査を卒業生・修了生の就職後に実施し、データを基に教授会等で分析・点検を行っている。

自己点検・評価の成果の活用に関しては、GPAのデータを分析し、学生との面談や家庭への連絡という形で学習指導において活用している。GPAのデータに関しては、令和元年度からカリキュラム・マップのステップ項目ごとのGPAも算出して学生に配付し、充実を図っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

幼児教育・保育・福祉の専門的人材の養成を目的とする本学にとって、新型コロナウイルスに限らず、常に感染症への対策を怠ることはできない。感染防止に努め、本学の建学の精神「敬・実・和」を実践して、学生に寄り添って教育することを全教職員が常に意識し行動するよう、機会あるごとに確認する。新型コロナウイルスの感染状況とそれに対する国や自治体の対応、そして実習や就職で協力を依頼する幼稚園・保育所・福祉施設等関係機関と連携しながら適切に対応していく。

令和3年度から、学習成果についての点検を定期的に行っているが、その内容や手続きについては今後なお点検を続け、よりよいものへ改善・発展させていくこととしている。令和4年度から、幼稚園教諭養成課程、保育士養成課程、介護福祉士養成課程、いずれもカリキュラムが改定される。授業の内容が大幅に変わった部分もあるので、学習成果の評価の方法について自己点検・評価を慎重に重ねて、教育の質を高める努力を続ける。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

【テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程】

＜根拠資料＞

羽陽学園短期大学学則

学生便覧 [平成3年度]

ホームページ 学修の評価、卒業（修了）の認定 <https://www.uyo.ac.jp/evaluation/>

カリキュラム・マップ

卒業生の職場アンケート

ホームページ 教育理念と3つのポリシー https://www.uyo.ac.jp/basic_policy/

羽陽学園短期大学ガイドブック [平成3年度入学者用]

羽陽学園短期大学概要 [平成3年度]

教授会資料 [令和3年4月臨時]

令和3年度 幼児教育科及び専攻科福祉専攻単位認定状況

ホームページ シラバス [羽陽学園短期大学 \(uyo.ac.jp\)](http://www.uyo.ac.jp)

教授会資料 [令和3年9月、3月]

個人ポートフォリオの学習成果ルーブリック

カリキュラム・マップのステップ項目ごとのGPA

単位修得率（令和3年度 幼児教育科及び専攻科福祉専攻単位認定状況）

学習成果FDアンケート

免許・資格取得率

卒業生の職場アンケート

学習活動等の履歴の記録

卒業生修了生アンケート

実習ノート

学生募集要項（幼児教育科） [令和3・4年度]

学生募集要項（専攻科福祉専攻） [令和3・4年度]

ホームページ 諸納金について https://www.uyo.ac.jp/school_fees/

教授会資料 [令和3年10月]

ホームページ FD・SD活動報告書

https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/08/2021_FD%E3%83%BBSDreport.pdf

学位取得率

介護福祉士国家試験合格率

卒業時満足度調査

令和3年度就職アフターケア巡回・本学卒業生についてのアンケート結果

在籍率

卒業率

進路・就職率

〔区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、学習成果に対応し次のように定められている。

=====

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

以下のような能力を身につけ必要単位を修得した学生に対し、卒業を認定し、学位を授与する。

- (1)理論と技術を学び、専門職としての自覚および技術を持つ。
- (2)専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足がかりを作ることができる。

=====

これは、機関レベルの学習成果「専門職としての自覚および技術」、「専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足がかりを作ることができる能力」に対応している。

具体的には、学則第5章に、単位の計算方法、単位の授与、学習評価の基準を定め、示している。さらに、幼児教育科は第6章に、卒業の要件、在学年数及び必要単位数、本学において取得できる資格とその要件、学位授与について定めている。この中で、幼児教育科の卒業の要件は「本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表1に定めるところにより、基礎教養科目10単位以上、専門科目52単位以上、合計62単位以上を修得しなければならない。」（第30条）と定めている。さらに卒業及び学位の授与については「本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、別に定める学位授与の方針により、短期大学士の学位を授与する。」（第31条）と定めている。なお卒業証書・学位記の授与については「学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。」（第31条第2項）として

いる。専攻科福祉専攻では学位の授与は行っていないが、「本専攻科を修了するためには、学生は1年以上在学し、第48条に定めるところにより57単位以上を習得しなければならない」（第49条）としている。

また、幼児教育科で取得できる免許状及び資格の種類は、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、社会福祉主事任用資格であり、それらの資格要件は、第32条に規定されている。専攻科福祉専攻で取得できる免許状及び資格の種類は、介護福祉士国家試験受験資格、社会福祉主事任用資格であり、それらの資格要件は、第50条に規定されている。（羽陽学園短期大学学則）

ディプロマ・ポリシーは、職業人を養成するという、学校教育法（第百八条）に定められた短期大学の目的に合致している。また、ディプロマ・ポリシーは、卒業時に取得できる免許・資格及び専攻科修了時に取得できる介護福祉士国家試験受験資格など、いずれも国が認定する免許・資格に対応することから、社会的・国際的に通用性があるといえる。

学生には学則全文を掲載した「学生便覧」が配布され、学生便覧において、単位の計算方法、単位の授与、学習の評価、卒業の要件、在学年数および必要単位数、教育課程との関係を明示している。（学生便覧）なお、ディプロマ・ポリシーは建学の精神、教育理念、カリキュラム・ポリシー及びカリキュラム・マップとともに学生便覧に明示している。幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、社会福祉主事任用資格取得の要件は学生便覧に記述し示されている。学外にはホームページで、学習の評価、卒業の認定基準を表明している。

（ホームページ 学修の評価、卒業（修了）の認定基準

<https://www.uyo.ac.jp/evaluation/>) (カリキュラム・マップ)

学位授与については、その授与された学生が社会人として就職していくことが社会的通用性の裏付けとなると考える。本学では短期大学設置基準で必要とされている単位数以上の学習機会が提供され、そこでの学びを経て学位を授与された令和3年度の卒業生94人のうち、幼稚園教諭二種免許状を93人、保育士資格を93人、社会福祉主事任用資格を94人が取得した。幼稚園教諭二種免許状、保育士資格未取得の1人については、来年度の取得を目指して科目等履修生として在学する予定である。就職者は70人で、本学専攻科福祉専攻への進学者が18人、その他の進学者が3人であった。就職者70人全員が前述の資格を活かした就職をしており、就職者に占める資格を必要とする専門職への就職者の比率は100%であった。これらのことから、学位授与は社会的通用性があると考えられる。ちなみに、令和3年度の専攻科福祉専攻修了生は17人であり、全員が専門職に就職した。また、卒業生、修了生の就職先を訪問する就職アフターケア巡回の報告書記載内容ならびに就職先からの卒業生の職場アンケート結果より、各就職先から本学卒業、修了生に対して概ね高い

評価がなされていることから、社会的通用性はあると考えられる。なお、就職先からの評価については、新型コロナウイルスの感染拡大のような時期的な特性や職業観のような社会文化的な変化にも注意しなければならない。(卒業生の職場アンケート)

ディプロマ・ポリシーは、3つのポリシーの一つとして、平成26年度に定め、平成27年度からホームページで公開している。(ホームページ 教育理念と3つのポリシー https://www.uyo.ac.jp/basic_policy/) 平成28年度からは3つのポリシーについて、学則、学生便覧及び大学ガイドブック等の印刷物にも記載し、周知している。(羽陽学園短期大学ガイドブック)(羽陽学園短期大学概要)

毎年度、ディプロマ・ポリシーを含む3つのポリシーについては年度当初の教授会で定期的に確認、点検している。(教授会資料(令和3年4月臨時))

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学では、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を定め、定期的に見直しを実施し、直近では令和2年度3月教授会で、次のように改定した。

=====

カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)

幼児教育および介護福祉に関する体系的な学修のために、以下のような方針に基づいてカ

リキュラムを編成し、教育を実施する。

- (1) 基礎から応用へと発展するカリキュラムを編成し、幼児教育および介護福祉に関する専門知識と技能を段階的に修得できる教育を実施する。
- (2) 実習を通して理論と実践のつながりを理解するカリキュラムを編成し、幼児教育および介護福祉に関する実践力を養う教育を実施する。
- (3) 学生と教員の対話を重視し、学生個人の特性や持ち味を生かした教育を実施する。

このカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの（１）専門職としての自覚や技術を持つ、（２）職業人として活躍でき、自己の向上の足がかりを作るといった内容に合致し、理論と実践のつながりを理解しながら、段階的に知識と技能を習得できるよう、教員が学生に寄り添って教育するという基本方針となっている。

幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、社会福祉主事任用資格の取得にかかわる授業科目を体系的に編成し、それぞれ1年次から2年次への学習の流れの中で基礎から応用へ、理論から実践へと連なるように科目を開講している。以上の通り、教育課程編成・実施の方針、教育課程の編成は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成し、実施されている。

専攻科福祉専攻では、養成校で保育士資格を取得した者が1年間で介護福祉士の受験資格が取得できるよう教育課程を次のように編成している。資格取得に必要な科目単位は「社会福祉士及び介護福祉士法」によって内容が示されており、それに従った内容で、修了に必要な単位はそのまま介護福祉士受験資格を取得するための科目単位となるように教育課程を編成している。

本学の機関レベルの学習成果は、

- ・専門職としての自覚および技術
- ・専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足がかりを作ることができる能力

となっているが、教育課程は、この学習成果に対応した授業科目の編成となっている。

幼児教育科では、基礎教養科目においては「体育講義」、「体育実技」を必修とし、人文科学、社会科学、自然科学の各分野の科目を開講している。専門科目においては、幼児教育分野に加え、福祉分野の「社会福祉概論」、「社会的養護Ⅰ」を卒業必修科目とし、専門性を学ぶことに加え専門分野に対する視野を広げ、人間の成長・発達過程、老化過程双方の観点から人間全体を俯瞰し、人間理解を深めることができるような教育課程を編成している。これをホームページで公開し、学生便覧及び短期大学概要等の印刷物で周知している。（ホームページ 教育理念と3つのポリシー https://www.uvo.ac.jp/basic_policy/）（学生便覧）（羽陽学園短期大学概要）

本学は、単位の実質化を図り、平成31年度入学生からCAP制を実施しており、学生が授業時間外の学習時間を確保するためとして、各学期の履修登録単位数の上限を定めている。令和3年度幼児教育科は、1年前期26単位、1年後期30単位、2年前期16単位、2年後期25単位であり、GPA上位4分の1の属する学生に限り緩和単位数を設けている。専攻科福祉専攻は、1年間の課程であり、CAP制を実施していない。

本学では、教育課程レベルと科目レベルの学習成果を組み合わせ、機関レベルの学習

成果が得られるよう授業科目の編成をしているが、それはカリキュラム・マップの形で学生便覧に掲載して学生に示している。それぞれの授業科目の成績評価は、これらの学習成果に対応した到達目標を基準として、講義・演習・実習などの授業の区分ごとに短期大学設置基準に則って、厳正に評価こととしている。(学生便覧)

幼児教育科の令和3年度成績評価の分布は、単位認定状況の通りである。成績評価は、科目ごとに筆記試験、実技試験、レポート、発表、制作物の提出などの多様な方法で評価しており、教科の特性に合わせた公平で客観的な評価となるよう努めている。また、授業実施回数の3分の1を超過した欠席による受験資格喪失の規定を遵守している。単位の修得状況は全体的に良好であり、本試験と追・再試験によりほとんどの学生が単位を修得している。

令和元年度から幼児教育科、専攻科ともにシラバスには、学習成果、授業内容、成績評価の方法・基準、教科書・参考書、授業時間数、準備学習等を明示している。シラバスは、従来印刷物として学生全員する方式であったが、記載事項が増え分量が多くなったことから令和元年度より、本学ホームページに掲載し、学生はホームページ又は印刷物を図書館に設置されている印刷されたシラバスを閲覧する方式に変更した。(ホームページ シラバス <https://uyo.ac.jp/uynosyllabus/>)

また、幼児教育科、専攻科ともに各教員の経歴や教育研究業績を基に、短期大学設置基準や各養成機関に対する基準の教員基準にのっとり、教員を適切に配置している。

幼児教育科及び専攻科福祉専攻の教育課程については、各養成カリキュラム基準の改定に合わせて、見直している。また、例年9月と3月定例教授会で学習成果の見直しを行っている。(教授会資料(9月、3月))

令和3年度幼児教育科単位認定状況																						
区分	授業科目名	授業形態	履修人数	単位の認定方法					単位の取得方法					成績評価								
				クラス数	筆記試験	レポート	課題等	実技試験	その他	本試験	追試・再試	その他	不可等	計	秀	優	良	可	不可等	担当教員数	備考	単位修得率
基礎 教養科目	基礎教養入門	講義	78	1						78	0	0	0	78	0	71.8	28.2	0	0	11		100
	倫理学	講義	11	1	○	○				11	0	0	0	11	36.4	45.5	18.2	0	0	1		100
	文学	講義	13	1		○				13	0	0	0	13	15.4	69.2	15.4	0	0	1		100
	日本国憲法	講義	93	1	○	○				92	1	0	0	93	4.3	25.8	47.3	22.6	0	1		100
	経済学	講義	67	1		○	○			67	0	0	0	67	28.4	58.2	13.4	0	0	1		100
	総合科目	講義	34	1		○				34	0	0	0	34	32.4	52.9	11.8	2.9	0	1		100
	英語コミュニケーション	演習	77	4	○	○	○			77	0	0	0	77	36.4	19.5	18.2	26	0	1		100
	体育講義	講義	78	4		○	○			78	0	0	0	78	21.8	14.1	20.5	43.6	0	1		100
	体育実技	実技	77	4			○			77	0	0	0	77	79.2	20.8	0	0	0	2		100
	音楽基礎A(歌)	演習	78	4	○	○				78	0	0	0	78	6.4	25.6	50	17.9	0	1		100
	音楽基礎B(器楽)	演習	78	4	○		○			77	1	0	0	78	3.8	16.7	75.6	3.8	0	5		100
	こどもと音楽A(歌)	演習	78	4	○	○				78	0	0	0	78	0	83.3	11.5	5.1	0	1		100
	こどもと音楽B(器楽)	演習	93	4	○		○			92	1	0	0	93	2.2	24.7	7.1	2.2	0	5		100
	こどもと音楽C(歌)	演習	80	4	○	○				80	0	0	0	80	0	83.8	16.3	0	0	1		100
図画工作	演習	77	4	○	○				77	0	0	0	77	5.2	41.6	51.9	1.3	0	2		100	
図画工作Ⅱ	演習	23	2	○	○				23	0	0	0	23	21.7	65.2	13	0	0	1		100	
体育	演習	93	4	○	○				93	0	0	0	93	14	55.9	21.5	8.6	0	1		100	
国語表現法	講義	7	1	○	○				7	0	0	0	7	28.6	57.1	14.3	0	0	1		100	
幼児教育者論	講義	78	2	○	○				78	0	0	0	78	0	35.9	47.4	16.7	0	1		100	
教育原理	講義	78	2	○	○				78	0	0	0	78	7.7	61.5	24.4	6.4	0	1		100	
教育心理学	演習	78	3	○	○				78	0	0	0	78	25.6	38.5	21.8	14.1	0	1		100	
発達心理学	講義	78	2	○	○				78	0	0	0	78	12.8	51.3	32.1	3.8	0	1		100	
教育の制度と経営	講義	77	2	○	○				77	0	0	0	77	6.5	63.6	22.1	7.8	0	1		100	
保育・教育課程論	講義	78	2	○					78	0	0	0	78	3.8	21.8	46.2	28.2	0	1		100	
教育の方法と技術	講義	78	2	○					78	0	0	0	78	1.3	53.8	38.5	6.4	0	1		100	
特別支援教育入門	演習	94	3	○	○				94	0	0	0	94	2.1	30.9	45.7	21.3	0	2		100	
保育内容指導法	演習	77	2	○	○				77	0	0	0	77	28.6	44.2	14.3	13	0	1		100	
保育内容(健康)	演習	93	3	○	○				85	8	0	0	93	3.2	25.8	48.4	22.6	0	1		100	
保育内容(人間関係)	演習	93	3	○	○				93	0	0	0	93	6.5	49.5	35.5	8.6	0	1		100	
保育内容(環境)	演習	78	4	○	○				78	0	0	0	78	9	64.1	25.6	1.3	0	1		100	
保育内容(言葉)	演習	93	3	○	○				93	0	0	0	93	3.2	40.9	51.6	4.3	0	1		100	
保育内容(表現)	演習	93	3	○	○				93	0	0	0	93	2.2	71	25.8	1.1	0	3		100	
子どもの生活と文化Ⅰ	演習	82	2	○	○				82	0	0	0	82	20.7	72	7.3	0	0	1		100	
子どもの生活と文化Ⅱ	演習	71	2	○	○				71	0	0	0	71	11.3	52.1	36.6	0	0	1		100	
子どもの生活と文化Ⅲ	演習	17	1	○	○				17	0	0	0	17	47.1	41.2	5.9	5.9	0	2		100	
幼児理解と教育相談	演習	93	3	○	○				93	0	0	0	93	11.8	55.9	29	3.2	0	2		100	
保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	93	3	○	○				93	0	0	0	93	0	31.2	51.6	17.2	0	3		100	
教育実習指導	演習	78	1	○	○				78	0	0	0	78	7.7	74.4	14.1	3.8	0			100	
教育実習Ⅰ	実習	77		○	○	○			77	0	0	0	77	0	10.4	81.8	7.8	0			100	
教育実習Ⅱ	実習	93		○	○	○			93	0	0	0	93	4.3	16.1	61.3	18.3	0			100	
教育実習Ⅲ	実習	1							1	0	0	0	1	100	0	0	0	0			100	
情報処理演習	演習	93	4	○	○				93	0	0	0	93	17.2	52.7	26.9	3.2	0	1		100	
保育原理	講義	78	2	○	○				68	10	0	0	78	14.1	35.9	29.5	20.5	0	1		100	
保育原理Ⅱ	講義	29	1	○	○				29	0	0	0	29	6.9	75.9	17.2	0	0	1		100	
子ども家庭福祉	講義	78	2	○	○				78	0	0	0	78	56.4	21.8	15.4	6.4	0	1		100	
社会福祉概論	講義	78	2	○	○				78	0	0	0	78	20.5	55.1	24.4	0	0	1		100	
子ども家庭支援論	講義	93	2	○	○				93	0	0	0	93	11.8	69.9	18.3	0	0	1		100	
社会的養護Ⅰ	講義	78	2	○	○				73	5	0	0	78	38.5	30.8	19.2	11.5	0	1		100	
社会的養護Ⅲ	講義								0	0	0	0										
子ども家庭支援法	講義	78	2	○	○				78	0	0	0	78	87.2	10.3	2.6	0	0	1		100	
子どもの保健Ⅰ	講義	78	2	○	○				76	2	0	0	78	69.2	24.4	6.4	0	0	1		100	
子どもの保健Ⅱ	講義	68	1	○	○				67	0	0	1	68	66.2	20.6	10.3	1.5	1.5	1		98.5	
子どもの食と栄養	演習	77	4	○	○				77	0	0	0	77	15.6	58.4	23.4	2.6	0	1		100	
保育内容総論	演習	93	4	○	○				93	0	0	0	93	3.2	50.5	39.8	6.5	0	1		100	
児童文化	講義	78	2	○	○				78	0	0	0	78	5.1	29.5	56.4	9	0	1		100	
乳児保育Ⅰ	講義	78	3	○	○				65	13	0	0	78	1.3	11.5	25.6	61.5	0	1		100	
乳児保育Ⅱ	演習	78	4	○	○				78	0	0	0	78	5.1	23.1	39.7	32.1	0	1		100	
子どもの健康と安全	演習	93	3	○	○				93	0	0	0	93	6.5	22.6	58.1	12.9	0	1		100	
社会的養護Ⅱ	演習	93	3	○	○				93	0	0	0	93	10.8	71	18.3	0	0	1		100	
子育て支援	演習	94	3	○	○				94	0	0	0	94	16	51.1	25.5	7.4	0	2		100	
保育実習指導Ⅰ	演習	77	1	○	○				77	0	0	0	77	0	94.8	5.2	0	0			100	
保育実習保育所	実習	93		○	○				93	0	0	0	93	0	37.6	59.1	3.2	0			100	
保育実習施設	実習	95		○	○	○			95	0	0	0	95	22.1	20	50.5	7.4	0			100	
保育実習指導Ⅱ	演習	93	1	○	○				93	0	0	0	93	0	86	11.8	2.2	0			100	
保育実習Ⅱ	実習	93		○	○	○			93	0	0	0	93	11.8	65.6	19.4	3.2	0			100	
保育実習指導Ⅲ	演習	0																				
保育実習Ⅲ	実習	0																				
保育実践研究Ⅰ	演習	67	1	○	○				67	0	0	0	67	1.5	32.8	47.8	17.9	0	4		100	
保育実践研究Ⅱ	演習	23	1	○	○				23	0	0	0	23	30.4	47.8	17.4	4.3	0	3		100	
保育実践研究Ⅲ	演習	54	1	○	○				54	0	0	0	54	9.3	70.4	20.4	0	0	5		100	
子どもの生活と福祉	演習	6	1	○	○				6	0	0	0	6	33.3	66.7	0	0	0	4		100	

令和3年度 専攻科福祉専攻単位認定の状況表

区分	授業科目名	授業形態	履修者数	クラス数	成績評価の方法					単位の取得方法					最終評価(%)					担当教員数	備考
					筆記試験	レポート	課題等	実技試験	その他	本試験	追試・再試	その他	不可等	計	秀	優	良	可	不可		
1	介護保険制度と障害者自立支援制度	講義	18	1	○	○	○			17	0	0	1	18	11.1	61.1	22.2	0.0	5.6	1	
2	介護の基本Ⅰ	講義	17	1	○					17	0	0	0	17	0.0	70.6	17.6	11.8	0.0	1	
3	介護の基本Ⅱ	講義	18	1	○	○				17	0	0	1	18	16.7	44.4	33.3	0.0	5.6	1	
4	介護の基本Ⅲ	演習	18	1				○		17	0	0	1	18	11.1	50.0	16.7	16.7	5.6	1	
5	介護の基本Ⅳ	演習	17	1	○					17	0	0	0	17	11.8	52.9	35.3	0.0	0.0	1	
6	介護の基本Ⅴ	講義	17	1			○			17	0	0	0	17	5.9	82.4	11.8	0.0	0.0	4	
7	コミュニケーション技術Ⅰ	講義	18	1			○			17	0	0	1	18	16.7	77.8	0.0	0.0	5.6	2	
8	コミュニケーション技術Ⅱ	演習	17	1	○					17	0	0	0	17	11.8	52.9	29.4	5.9	0.0	1	
9	生活支援技術Ⅰ	演習	18	1	○					17	0	0	1	18	0.0	38.9	38.9	16.7	5.6	3	
10	生活支援技術Ⅱ	講義	18	1	○					17	0	0	1	18	27.8	44.4	22.2	0.0	5.6	1	
11	生活支援技術Ⅲ	演習	18	1	○					17	0	0	1	18	38.9	27.8	16.7	11.1	5.6	1	
12	生活支援技術Ⅳ	演習	18	1			○		○	18	0	0	0	18	16.7	38.9	22.2	22.2	0.0	1	
13	生活支援技術Ⅴ	演習	17	1	○					17	0	0	0	17	17.6	52.9	29.4	0.0	0.0	1	
14	生活支援技術Ⅵ	演習	17	1	○					17	0	0	0	17	70.6	29.4	0.0	0.0	0.0	1	
15	生活支援技術Ⅶ	演習	17	1			○			17	0	0	0	17	29.4	47.1	23.5	0.0	0.0	1	
16	介護過程Ⅰ	講義	18	1	○					17	0	0	1	18	22.2	44.4	22.2	5.6	5.6	1	
17	介護過程Ⅱ	演習	18	1			○			17	0	0	1	18	0.0	44.4	50.0	0.0	5.6	3	
18	介護過程Ⅲ	演習	17	1				○		17	0	0	0	17	11.8	29.4	52.9	5.9	0.0	5	
19	介護総合演習Ⅰ	演習	18	1			○			17	0	0	1	18	16.7	55.6	16.7	5.6	5.6	3	
20	介護総合演習Ⅱ	演習	17	1		○	○			17	0	0	0	17	11.8	47.1	41.2	0.0	0.0	3	
21	介護実習	実習	17					○		17	0	0	0	17	0.0	64.7	35.3	0.0	0.0	4	
22	発達と老化の理解	講義	18	1	○					17	0	0	1	18	0.0	22.2	27.8	44.4	5.6	1	
23	認知症の理解	講義	17	1	○					17	0	0	0	17	29.4	35.3	35.3	0.0	0.0	3	
24	障害の理解	講義	17	1	○	○				17	0	0	0	17	11.8	76.5	11.8	0.0	0.0	1	
25	こころとからだⅠ	講義	18	1	○					17	0	0	1	18	5.6	50.0	33.3	5.6	5.6	1	
26	こころとからだⅡ	講義	17	1	○					17	0	0	0	17	17.6	58.8	23.5	0.0	0.0	1	
28	医療的ケアⅠ	講義	18	1	○	○	○			17	0	0	1	18	11.1	61.1	16.7	5.6	5.6	2	
29	医療的ケアⅡ	演習	17	1	○					17	0	0	0	17	0.0	70.6	29.4	0.0	0.0	2	
27	社会福祉演習	演習	17	1	○					17	0	0	0	17	5.9	64.7	29.4	0.0	0.0	4	

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学では、短期大学設置基準の教育課程の編成方針に従い、教養科目として9科目 16単位を開設し、卒業するためには10単位以上を修得することとしている。(羽陽学園短期大学学則) 開設科目は、人文科学、社会科学を中心に開設し、「総合科目」では担当教員の専門性を活かし社会科学に科学的視点を加えた授業を展開している。また、「基礎教養入門」では、専任教員がオムニバス形式で専門科目について1年次前期に開設し、初年次教育も兼ねている。各教員が、学ぶとは、教養とは、プロ意識とは、専門職とは等をテーマに専門領域の視点から講義を行うことにより、専門教育との接続ができるよう配慮している。また、教養科目は1年次前期から2年次前期までに開設し、学生は自分の興味や関心に応じて選択できるように時間割を編成している。

本学では、学習成果と各授業科目との関係をカリキュラム・マップの形で学生便覧に示しており、ここで学生にも教養教育と専門教育との関連が明確にとらえることができる。また、各授業のシラバスにも、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連を明確に示すこととしており、教育課程の中での位置づけが分かるようにしてある。(学生便覧、シラバス)

教養教育の効果については、専門科目とともに量的データとして「個人ポートフォリオ」、「カリキュラム・マップのステップ項目ごとのGPA」、「単位修得率」、FDネットワークつばさによる「学習成果FDアンケート」及び「免許・資格取得率」の5点で測定している。(個人ポートフォリオの学習成果ルーブリック)(カリキュラム・マップのステップ項目ごとのGPA)(単位修得率)(令和3年度 幼児教育科及び専攻科福祉専攻単位認定状況)(学習成果FDアンケート)(免許・資格取得率)さらに、「卒業生の職場アンケート」では、5段階による評価と自由記述から質的及び量的データとして測定している。(卒業生の職場アンケート)「個人ポートフォリオの学修活動等の履歴の記録」では自由記述から質的データとして測定している。(学修活動等の履歴の記録)また、令和元年度から、卒業及び修了後2年目の卒業生・修了生を対象に、教育課程や就職指導についてのアンケートを実施している。(卒業生修了生アンケート)各科目では、授業評価を使い授業の改善につなげ、カリキュラムについては専門科目の改定に合わせて検討し、改善している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

本学では、短期大学設置基準の教育課程の編成方針と教職員免許法等の資格取得関係法令に従い、専門教育と教養科目を開設している。資格取得の科目は、資格取得に必要なものであるとともに、職業人としての心構えや進路選択に活かされるものであり職業教育も兼ねているととらえている。さらに、本学は幼児教育科及び専攻科福祉専攻（介護福祉士養成）のみを設置していることから、入学生の専門職への職業意識は高く、職業教育も効果的に実施されていると考える。

教養科目では「基礎教養入門」を開設し、専任教員が専門に沿った講義を行い、専門科目の導入のための科目も兼ねていることから、専門科目との接続が図られている。教養科目を含み全ての授業科目と学習成果との関係はカリキュラム・マップで学生に示されており、それぞれの授業科目のシラバスにもディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連が示されていることから、卒業後の専門的職業人を目指す教育の実施体制は明確に示されている。

また、専門教育では、実習をはじめ各科目で幼稚園教諭、保育士、介護福祉士としての心構えなどを解説し、職業人としての意識付けや就職後の実践を通して専門をより深めることができるよう配慮している。

さらに、教養教育と専門教育の繋ぎを補完し、就職活動への準備として昭和 63 年から就職指導講座及び実務教養講座を時間割に組み入れ実施しており、専門職への就職への意識付けをより強いものにするよう配慮している。

専攻科福祉専攻では、介護福祉士養成施設協会主催の学力評価試験を通して専門的な能力について、学生自身が客観的な評価を知り、専門職への意識を高め、介護福祉士国家試験に臨むよう配慮している。

職業教育の効果は、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得率や介護福祉士国家試験の合格率とともに、専門職への就職率を指標として測定している。また、就職アフターケアとして、就職 1 年目に学生が就職した幼稚園、保育所、福祉施設などの巡回時に、学生の就職後の状況を把握するとともに、「卒業生の職場アンケート」を依頼し、その結果を評価し、職業教育改善の資料としている。

幼児教育では子ども・子育て支援新制度の実施により、職場は幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業などと多様化している。前述の通り学生は専門職への強い希望を持ち入学しているが、本学の特色でもあるコース制を最大限活かしていくとすれば、社会の要請や時代の流れに沿った学びの選択や進路選択の幅を持たせ、将来にわたって専門職としての活躍ができるよう、入学後は、より視野を広げられるような職業教育の実施が必要である。（卒業生の職場アンケート）

【区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

本学の学習成果は、基準Ⅰ-B-2で示した通り。
機関レベルとして、

- ・ 専門職としての自覚および技術
- ・ 専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足がかりをつくることのできる能力

と定めている。

本学の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、この学習成果に対応するように、次のように定めている。

=====

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

内省的で専門性が高い人材の養成のために、次のような資質を持った者が入学してくることを期待している。

- (1) 知的好奇心が強く、学業の修得に熱心であり、自分を育てる意欲が強い者。
- (2) 社会事象、特に幼児教育および介護福祉への関心が高く、将来それらの職業を希望している者。
- (3) 自分の意見や考えを適切に伝えられる者。

=====

このアドミッション・ポリシーは、学生募集要項、ホームページ等で公開している。（学生募集要項（幼児教育科）[令和3・4年度]（ホームページ 教育理念と3つのポリシー https://www.uyo.ac.jp/basic_policy/）入学後にアドミッション・ポリシーの認知度を調査し、その結果を教授会で検討している。

アドミッション・ポリシーには、入学前の学習成果として、学業面での能力をはじめ、将来への希望や社会事象への関心の持ち方、向上心、コミュニケーション力といった内面

的な能力を求めることを明文化している。

入学者選抜では、高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

幼児教育科の入学者選抜では、学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜、社会人選抜を実施している。

学校推薦型選抜は指定校推薦と一般推薦を実施している。

指定校推薦は、本学指定の高等学校に在籍する者を対象とし、学習成績の状況や生徒会活動、クラブ活動といった受験生の高校生活に関する調査書内容と、高等学校長による推薦書、幼児教育及び福祉を志し、本学での学修を希望する志望理由書、本学複数教員による面接及び高校までに学んだ幼児教育及び福祉に関する基礎的な知識を問う口頭試問で「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を総合的に評価している。

一般推薦は、本学指定の有無にかかわらず高等学校に在籍する者を対象とし、指定校選抜の口頭試問を除いた選考方法に加えて小論文も課すことにより、受験生の本学で学びたいという意欲や目的、向上心、社会事象への関心、コミュニケーション力といった内面的な能力を測定し評価をしている。

総合型選抜においては、志望理由書、自己紹介文、口頭試問、面接、および調査書の記載内容により、学力試験だけでは測れない能力や適性を総合的に評価している。

一般選抜においては、調査書以外に第一期一般選抜では小論文、面接、国語の学科試験を課し、第二期一般選抜では小論文と面接を課すことにより、受験生の学業面の能力の把握も行っている。

社会人選抜においては、高等学校を卒業した者、またはそれと同等以上の学力があると認められ、かつ社会人としての経験を2年以上有する者を対象に、受験理由書、小論文、面接を課すことにより、能力や適性を総合的に評価している。

さらに、山形県の委託を受け離転職者職業訓練生を受け入れている。職業訓練生を受け入れるための試験は、第二期一般選抜と同日程・同内容で実施している。

専攻科福祉専攻の入学者選抜は総合型選抜と社会人選抜含む一般選抜を実施している。

総合型選抜では、保育士資格を取得見込みの者を対象に最終学校の成績証明書の提出を求めるほか、志望理由書、及び本学複数教員による口頭試問、面接を課し、それらの内容から、受験生の学業面での能力、本学で学びたいという意欲や目的、向上心、社会事象への関心、コミュニケーション力といった内面的な能力を測定し総合的に評価している。社会人選抜含む一般選抜では、保育士資格を取得した者を対象に総合型選抜の選考方法に加えて自己紹介文も課すことにより総合的に評価している。(学生募集要項(専攻科福祉専攻)[令和3・4年度])

授業料など諸納金の金額については、ホームページ及び学生募集要項に記載している。

(ホームページ 諸納金について https://www.uyo.ac.jp/school_fees/) (学生募集要項)

本学は、小規模な単科短期大学であり、入学者選抜も教職員全員出動態勢をとっている。入学者選抜に関しては、入試委員会に相当する運営委員会で基本的な計画や実施手続きについて検討するが、合格者の判定については教授会の審議事項である。これらの入学者選抜の全体的な統括は学長が行う。その事務については事務局長が統括している。一般的に

アドミッション・オフィサーに相当する入試事務は、高等学校管理職経験者である教務課長が、同じく高等学校管理職経験者である事務局長のバックアップの下で担当している。これら入試実施体制については、毎年度、運営委員会で検討し、教授会で確認している。(教授会議事録)

受験の問い合わせに対しては、事務局職員が丁寧に対応する体制をとっている。希望者に対しては、学校説明とともに学内見学も随時行っている。

高等学校に対しては、年1回の「高等学校との進学懇談会」を開催して、さらに高等学校ごとに担当の教職員が年3回の巡回訪問を行い、受験情報やその高等学校の出身学生に関する入学後の状況報告などを行っている。なお、令和3年度は「高等学校との進学懇談会」及び、高等学校への巡回訪問は感染防止を心がけながら実施した。また、高校生などへの説明に際しては年4回行われるオープンキャンパスへの参加を勧めている。さらに、受験や入学後に修学上配慮を必要とするものに対しては、本人や高等学校の担任を通じ、本学へ事前に相談することを、学生募集要項に記載し、申し出があった時に、関係者が対応するためのマニュアルの整備を平成29年度に行った。オープンキャンパスについては、年4回実施の他に「いつでもキャンパスツアー」として希望者対象に参加人数を限定し、実施するなど、実施方法を感染状況に応じて柔軟に対応したりして実施した。

本学では、大学改革推進センター内に、教職員で組織された入試企画部門会が設置され、学生募集の企画運営を行っている。入学願書の受付と連絡、試験会場の整備や入試当日の受験生の誘導、可否の通知などは事務職員が行っている。なお、令和2年度からは、ホームページに合格者の受験番号を掲載することを新たに追加した。学生募集のための広報活動は、公式LINE、ポスター、テレビCM、本学のホームページで行っている。また、各高等学校に対しては進学懇談会と個別の巡回訪問、入試説明会を行って、受験についての広報を行っている。

入学者受入れ方針の高等学校関係者の意見については、平成30年度から外部評価委員である山形県立天童高等学校長より意見を聴取しており、その後の教授会で点検を行っている。また、進学懇談会と個別の巡回訪問で個別に聴取する機会を設けている。(教授会資料(令和3年10月))

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

本学では、機関レベルの学習成果として、専門職としての自覚および技術と専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足掛かりを作ることができる能力を挙げている。教育課程レベルの学習成果としては、4つの能力(コ

コミュニケーション能力、自分で考え、実践できる能力、フィードバック能力、学び続け、成長し続ける能力)を、科目レベルの学習成果として14項目を定め、各科目でそのいずれか一つを授業のねらいに組み入れ具現化し、教育課程を編成し、カリキュラム・マップに示している。(カリキュラム・マップ)

学生はディプロマ・ポリシーに沿った資格取得を目的とし、全員の卒業生及び修了生が必要な単位を修得している。さらにほぼ全員が資格を活かした就職先に専門職として就職していることから、教育課程の学習成果に具体性があるといえよう。

幼児教育科および専攻科福祉専攻では、基礎データに示すように、休学・退学者も少なく、ほぼ全員が所定の期間で卒業していることから、教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能であると考えられる。

学習成果については、量的データとして「個人ポートフォリオの学習成果ループリック」、「カリキュラム・マップのステップ項目ごとのGPA」、「単位修得率(令和3年度 幼児教育科及び専攻科福祉専攻単位認定状況)」、FDネットワークつばさによる「学習成果FDアンケート」及び「免許・資格取得率」の5つの測定可能な指標を使っている。また、質的データとして、「個人ポートフォリオの学習活動等の履歴の記録」、「実習ノート」で測定している。さらに、「卒業生の職場アンケート」では、5段階による評価と自由記述から質的及び量的データとして測定している。(個人ポートフォリオの学習成果ループリック)(実習ノート)(カリキュラム・マップのステップ項目ごとのGPA)(単位修得率(令和3年度 幼児教育科及び専攻科福祉専攻単位認定状況))(ホームページ FD・SD活動報告書

https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/08/2021_FD%E3%83%BBSDrepo.rt.pdf) (卒業生の職場アンケート)

さらに、平成30年度からGPAを使って、GPAの低い学生及び保護者に対して履修指導を行っている。また、GPAで得られたデータを使い、選抜方法の妥当性の検討の継続、学習成果の達成の可能性の検証などの学習成果の査定と改善方法について検討している。

【区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

本学では、教務課、総務課などの関連事務部署と教員が連携し、学習成果の獲得状況を

質的、量的データを用いて測定している。GPA分布は半期ごとに測定し、前期・後期に各1回定期的（前期分は10月、後期分は3月）に教授会で報告され、基準値を下回る学生には個別指導を行うなど、学生のGPAに応じた学生指導に活用している。（教授会資料（10月、3月））単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率は教務課が中心となって測定している。（単位修得率）、（学位取得率）、（免許・資格取得率）、（介護福祉士国家試験合格率）学生の学修の履歴（ポートフォリオ）は、「個人ポートフォリオ」、「実習ノート」で測定している。（個人ポートフォリオ）（実習ノート）

学生調査や学生による自己評価はすべての学生が実施している。（学習成果FDアンケート）（卒業時満足度調査）学習成果等アンケートについてはFD・SD活動報告書で、卒業時満足度調査は大学ガイドブックで公表している。（ホームページ FD・SD活動報告書 https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/08/2021_FD%E3%83%BBSDreport.pdf）（大学ガイドブック）

同窓生・雇用者への調査は卒業生・修了生の県内の就職先については全て訪問することを基本とし、実施している（令和3年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から県内、隣県以外の就職先については電話連絡等のリモートで実施）。職場での働きについて評価を口頭で聴取するとともに、就職先より卒業生の職場アンケートを回収している。（令和3年度就職アフターケア巡回・本学卒業生についてのアンケート結果）大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率は、教務課が中心となって測定している。（在籍率）（卒業率）（進路・就職率）

学習成果を量的・質的データを用いて測定し、それをIR推進部門が中心となり評価・分析している。その結果はIRレポートとして運営員会及び教授会に報告される。これを基に、例年7月定例教授会で入試方法についての妥当性を、9月定例教授会で学習成果の把握と教育活動の見直しを行うなど、有効に活用している。（教授会資料（7月、9月））

これらの学習成果は、ホームページに公開している。（ホームページ）

令和3年度は更に3月定例教授会にて、令和3年度卒業生のGPAを入学試験区分ごとに比較し、入試方法の妥当性を検討した。（教授会資料（3月））

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

幼児教育科及び専攻科福祉専攻の卒業生・修了生の全ての就職先を訪問することを基本としている。令和3年度は新型コロナウイルス感染状況に合わせて、隣接県以外の県外への職場訪問は感染対策の観点から見合わせ、電話連絡による確認と職場へのアンケートの依頼と、卒業生・修了生について面談は、電話もしくはSNS等を利用して卒業時の担任が行うようにした。訪問の場合は、職場での働きについて評価を口頭で聴取するとともに、就職先より卒業生の職場アンケートを回収している。訪問時の評価及びアンケート結果か

ら、卒業生・修了生は概ね高評価を受けている。(令和3年度就職アフターケア巡回・本学卒業生についてのアンケート結果)

聴取した結果については令和3年度3月の定例教授会で前年度と比較し、ほとんどの項目において高評価と報告され、今後もこの評価を継続できるよう、引き続き手厚い指導を心掛けていくことにしている。

さらに、令和元年度から卒業及び修了後2年目の卒業生及び修了生を対象に「卒業生修了生アンケート」を実施して、教育課程、教職員との関わりが現在の仕事に役立っているかなどを調査し、その結果は9月教授会で説明され、教育課程等の改善について検討している。(卒業生修了生アンケート)

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

幼児教育科及び専攻科福祉専攻の教育課程については、各養成カリキュラム基準の改定に合わせて見直しているが、入学生の現状や社会から求められているものを合わせた教養教育の改定を随時実施する必要がある。また、社会の要請や時代の流れに沿った選択ができるように、より視野を広げられるような職業教育の実施について検討し続ける必要がある。

今後も社会の要請が大きい幼児教育・保育・福祉・介護の人材確保に向けて、意欲と能力の高い人材養成のために、明確な目的意識を持った学生の獲得のために、本学の姿勢を明確に示す場としてオープンキャンパス、高等学校への巡回訪問などのさらなる充実が課題である。

学習成果を量的・質的データを用いて測定し、それをIR推進部門が中心となり評価・公表しているが、その体制はまだ十分でない部分がある。実質的で分かりやすい評価と値の検証など、学習成果の査定と改善方法については検討し続ける必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

シラバス [令和3年度]

ホームページ FD・SD活動報告書

https://uyo.ac.jp/wordpress/wpcontent/uploads/2022/08/2020_FDreport2.pdf

FDネットワークつばさ年次報告書

プレキャンパスのご案内

令和3年度プレキャンパス 配布資料

入学前教育資料

実習ノート

学生便覧

卒業生・修了生アンケート

卒業生の職場アンケート

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

教員は、ディプロマ・ポリシー及び学則に基づき、シラバスに評価方法と成績評価基準を明記して、学生の学習成果を評価している。学習成果の獲得状況は、幼児教育科、専攻科福祉専攻ともに、学生委員会及び専攻科委員会から示される成績及び公開されている授業評価アンケート結果、卒業時満足度調査等により適切に把握している。(シラバス)

本学では、開講している全科目について、「FDネットワークつばさ」による授業評価アンケート調査を最終授業時に実施し、教員は授業評価を定期的に受けている。但し、令和3年度は前期の授業評価は実施したが、後期については新型コロナの影響により実施でき

ない科目もあった。この結果は「FD活動報告書」と「FDネットワークつばさの年次報告書」に掲載し、公表され、授業評価の結果を認識し、その後の授業改善に活用されている。自由記述欄の内容については、各授業担当者に配布され、次年度の授業に向けて有効に活用されている。(ホームページ FD・SD活動報告書

https://uyo.ac.jp/wordpress/wpcontent/uploads/2022/08/2020_FDreport2.pdf) (FDネットワークつばさ年次報告書)

本学の教員は次のようなFD活動を通して、授業担当者間での意思の疎通、協力、調整を図り、担当授業・教育の方法の改善を行っている。全教員と事務職員から2人が交替で参加する、「FD・SD懇談会」を月1回昼休み時に開催し、年度当初に1年間のFD月目標を決め、毎月の月目標や学外研修会の報告などのテーマを決めて話し合っている。その際には学生の参加の機会もあり、学生の意見を参考に学生がより良い学習成果を上げられるような改善を試みるケースもある。

令和3年度はコロナ禍の影響により、定例FD・SD懇談会の回数を3回に減らし、食事なしで行った。また、FDネットワーク“つばさ”によって毎年行われてきたFD合宿セミナーや大学間連携SD研修会等の学外研修会も、中止やオンライン開催になり、実施できたのは、学内公開授業・授業検討会と各種アンケート・調査等である。

学内公開授業については、前期に全員で同じ授業を参観する形で行い、その後授業検討会を開催した。4グループに分かれて話し合ったが、様々な感想や意見が出され、有意義なものになった。

複数で授業を担当している科目では、教員間で何度となく打ち合わせが行われ、授業内での学生の情報や、授業回ごとの担当、授業内容等について共通理解を図っている。

また、山形県私立短大協会主催で「サイバー犯罪にあわないために」と題し、学生がスマートフォンやPC、タブレットなどを使ったネットワークを介した犯罪被害にあわないための研修会をオンラインで開催した。話し合いを通じて、様々な問題や課題についての意識の共有化を図る中で、問題解決の方向を探った。

更に今年度より本学のFDの規程の中にティーチングポートフォリオの活用が明文化されたことにより、各教員がティーチングポートフォリオ作成と共に自らの教育活動振り返りによる授業改善が期待される。

なお、これら1年間のFD活動については、FD・SD活動報告書にまとめ公開している。(ホームページ FD・SD活動報告書

https://uyo.ac.jp/wordpress/wpcontent/uploads/2022/08/2020_FDreport2.pdf)

学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況については、学生委員会及び専攻科委員会から提出される、単位修得状況報告、成績評価報告、就職状況、就職先からの評価などを通して全教員が把握している。各委員会には学生課を中心として事務職員が3人から6人出席しており、事務職員は所属部署の職務を通じて、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況及び学習成果を把握できている。

教員は、小規模短期大学の特性を活かし、授業担当科目の教授のほか、クラス担任やゼミ指導教員として、教務課及び学生課と連携し、学生に対して、個々の状況に合わせた履修及び卒業や修了までのきめ細かな指導をおり、成績評価では、GPAの数値を活用し、GPAの低い学生に対しては、クラス担任が個人指導及び保護者への報告を行って、指導

している。

このようにして教員は、学生の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

事務職員は、それぞれ所属部署の職務を通じて、学生の学習成果を認識している。年度初めには、全学生に対して教育課程及び学生生活に関するオリエンテーションを実施している。このオリエンテーションでは、幼児教育科の全学生に対して、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格取得、専攻科福祉専攻の学生に対しては、介護福祉士国家試験受験資格の取得を目指すのに適した履修の仕方や単位の修得などが説明される。教育課程の内容は複雑・多岐に亘っているため、教務課が丁寧に説明を行い、時には学生を呼び出し、個別指導を行うなど、学生たちの履修登録が間違っに行われぬように徹底されている。また、掃除、寮生活、自動車通学、奨学金制度、傷害保険など、生活面については学生課より説明がなされている。さらに、日常生活では学生課を中心に全事務職員が、教員と連携を図りながら、学習成果の獲得に貢献している。特に欠席状況については、教務課が毎月の学生委員会に報告し、クラス担任等が指導できるよう支援している。特に欠席回数が半期科目は3回、通年科目は6回の欠席に達したときには、科目担当教員が教務課に連絡し、担任が学生と保護者に指導を行っている。また、欠席が多い学生のリストを作成し、全教員に配布し、教科ごと、学生に注意を呼び掛けるようにしている。事務職員は、前述の通り、各委員会に出席し、所属部署の職務を通して、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況及び学習成果を把握できるようになっている。また、SD活動については、事務職員は毎月のFD・SD懇談会に交代で出席し、山形大学で開催されるSD研修会にも参加し、SD活動を通じて学生支援の職務を充実させている。なお、令和3年度は、Zoomによるオンライン形式で参加した。

さらに、欠席や単位修得状況などの履修状況によって、さらに丁寧な指導が必要な学生には、クラス担任とともに教務課や学生課も協力体制をとって、個々の学生に応じた助言を行い、本人の希望に近い無理のない履修や卒業に至れるような支援を行っている。学生の出席表、成績表などの成績記録は教務課が、期限を設定し、専任教員、非常勤講師から提出してもらい、集約、学生委員会での単位認定や卒業・修了判定の資料作成のため適切に管理、保管を行っている。

平成29年度からは、教育の質を高め、学習成果をより獲得できるような学生の支援を教職員が一体となることができるよう、FD委員会をFD・SD推進委員会に改組し対応している。

附属図書館には、司書資格を有する専任職員2人を配置しており、学生の学習、教員の研究と教育のために、幼児教育と介護福祉を中心に、各分野の資料を収集するとともに、新聞収録DVDなど多様化する図書館資料にも対応し資料の整備を行っている。シラバスに記載されている教科書・参考文献、学術雑誌、紙芝居などは、学生の利便性を考慮し閲覧室にコーナーを設置している。OPACの公開、卒業研究のためのレファレンス、実習のための長期貸出、選書ツアー、Twitterでの情報提供、手作り絵本やエコバッグ作り講習会など、きめ細かなサービスを行っている。その結果、学生の図書館利用率は、令和3年度の学生一人当たりの図書貸出冊数が約16.2冊となっている。

コンピュータの授業・学校運営への活用については、各教員研究室、事務室、図書館にコンピュータと学内LANを整備し活用している。平成11年度に情報処理演習室を整備

し、2年次通年の科目として「情報処理演習」の授業を行っている。また、パソコン自習室には、学生が自由に利用できるコンピュータを5台設置し、授業のレポート作成や卒業研究等に利用することができる。さらに就職活動においても、ハローワークからの情報の収集や各施設のHPの閲覧など、インターネットを利用した情報の検索を含め、学生に利用されている。Wi-Fi環境も学生ホールと図書館に整備し、学生が自由に活用できるようにしている。さらに全講義室にプロジェクターやスクリーンを配置し、パソコンやその他のメディア機器による授業も増加している。また教職員は、情報の伝達・共有化に学内LANおよびコンピュータを利用した業務を行っている。令和2年度には、新型コロナウイルスの感染拡大に備え、ZOOM利用法の研修会を実施するなど、個々の教員間でコンピュータ利用技術の向上のための情報交換を行っている。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

幼児教育科は幼稚園教諭二種免許状と保育士資格、専攻科福祉専攻は介護福祉士国家試験受験資格の取得を目的の一つとしているために、それぞれの教育課程は関係法令によって規定されている。しかし、学生の主体的な学びを保証するため、幼児教育科では幼児教育コース・福祉コースのコース制を設けており、個々の学生の学習の希望に合わせて、より深く幼児教育や福祉について学ぶことができるように教育課程に特徴を持たせる配慮をしている。コース選択、授業履修、その他学生生活全般に関わる情報を入学希望者へ分かりやすく伝え、学習成果を獲得することができるように、オープンキャンパスや進学ガイダンス等、模擬講義を含め本学の学生生活について詳しく情報を提供している。また、次

のような入学前教育を組織的に実施している。

総合型選抜及び学校推薦型選抜入試で合格した入学予定者を対象に1から2回のプレキャンパスを実施している。

11月には、総合型選抜Ⅰ・Ⅱ期で入学が確定した入学予定者に、今後の学習計画、ピアノの事前学習について解説し、保育の基本用語課題を課している。

さらに、12月には、総合型選抜Ⅰ・Ⅱ期及び学校推薦型選抜で入学が確定した入学予定者に短期大学での学習について、入学前の準備について、ピアノの事前学習について、読書の意義、本の紹介、実習を行うための幼稚園、保育園調べ、指定した図書を読んで考える課題や幼児教育や福祉に関する新聞記事で関心を持った者への考えをまとめるレポート課題・小論文の課題など複数の課題を入学までに課している。

また、希望者には個別に相談に応じる面談も行っている。なお、欠席者に対して欠席届を提出させて、全員が出席するよう指導している。(プレキャンパスのご案内)(令和3年度プレキャンパス配布資料)

プレキャンパス後には、関心のある新聞記事について考えをまとめるものと入学後の抱負を述べるなどの課題を複数回に分けて自宅に送付し、入学後に回収し、学生指導の資料としている。なお、一般選抜・社会人選抜で入学を決定した学生には、その時期に合わせて課題を送付している。(入学前教育資料)

専攻科福祉専攻への入学者は、最近では、全員が本学幼児教育科の学生である。専攻科福祉専攻への入学手続き者に対しては、入学後学んでいく内容についての理解及び介護福祉士国家試験対策の一助として、国家試験概要説明を行い、過去問等を月1回の割合で配布し、解答しながら調べ学習を行い、各月教員が確認し入学前教育を行っている。(入学前教育資料)

入学者に対しては、オリエンテーションを実施し、学習成果の獲得に向けて授業履修に必要な情報を収めている。シラバス及び学生生活全般に関する情報と各種規程が掲載されている学生便覧を学生に配布し、以下の内容を教務課、専攻科委員会が中心となり、学年の担任教員が全員体制で実施している。

1年次前期1日：免許・資格の概要、履修指導、コース選択、実習に向けた指導、入学前課題回収、図書館ガイダンス、施設利用

2年次前期1日：履修指導、前期の実習に向けた指導、年間スケジュールの確認、ボランティアへの参加

専攻科福祉専攻前期半日：履修指導、年間スケジュール、資格取得の概要

入学初年次の学習支援体制として、「基礎教養入門」と「新入生支援講座」がある。

「基礎教養入門」は、1年次前期に開設し、専任教員がオムニバス形式で短大での学びについて、学ぶとは、教養とは、プロ意識とは、専門職とは等をテーマに専門領域の視点から講義を行うことにより、本学での学習の動機付けを促進するとともに具体的な学習の方法の導入や考え方の指南を図っている。

「新入生支援講座」は、授業科目ではないが、週1コマを1年次前期の時間割に組み込んで実施している。内容は、オリエンテーションを補い、学生生活が円滑に過ごせるようホームルーム的な役割を持たせることと、クラス担任との信頼関係を構築することを目的としている。学生生活全般の支援、履修指導、学生全員の個別面談、履歴書の書き方、ゼ

ミ選択、夏期休業中の注意事項、ボランティア活動の支援や学年、クラスイベントの実施などである。禁煙、詐欺被害、防犯対策について外部講師による講義を実施して学生に対する注意喚起を図っている。長期の休みに入る前には、交通事故や事件などに巻き込まれないように具体的事例を挙げながら注意喚起を行っている。令和3年度は、移植医療や認知症サポーター養成講座などを実施し、学生が命や臓器移植、介護について考える機会を設けた。また永らく新型コロナウイルス感染症の影響で、行事等も行われなかった状況を鑑み、担任団で相談を行い、クラスイベントと学年イベントを兼ねたクラス対抗の新聞タワーコンテストを行った。クラスの仲間と協力する楽しさやクラスへの愛着を抱いて欲しいという想いからである。担任団のポケットマネーで優勝クラス、参加学生には商品を出すよう配慮した。

本学では、クラス担任制を設け、学生の学習上の悩みについて丁寧に対応できる体制を整えている。クラス担任は学生の学習上の悩みの窓口となるだけでなく、就職指導も行うことになっている。基本的に担任は1年次から卒業まで変わらないようにして、2年間を通じて、学生の入学から、卒業、就職の指導を学生のそばに寄り添って指導を行う立場になっている。

さらに、幼児教育科では、全員が全教員のいずれかのゼミに配属されており、本学の特徴を活かし個々の状況に応じた適切な指導を受けている。

学生の個別の履修上の悩みや問題については、クラス担任と教務課を中心に個々の学生の履修状況を早期に把握し情報を共有化しながら、学生の希望や状況に合わせた、きめ細かな指導を行っている。クラス担任は以前から学生との連絡・相談に電話のほかLINEなどのSNSを利用していたが、新型コロナの感染が拡大した令和2年度からは、1年生には「新入生支援講座」で、2年生・専攻科学生に対しては担任から、学生全員に短大での学習連絡用のGmailアドレスの作成を指導し、使用法を説明してリストを作成、学生への指導、連絡に活用している。同時に、教職員全員にも学生との連絡、授業での連絡用にGmailアドレスの作成を指示し、全学一斉連絡等に使用した。

基礎学力が不足している学生については、特別にカリキュラムに組み込んだ補習授業は行っていないが、学期ごとにGPAが2.0以下の学生については担任が、GPAを上げる学習方法などを個別に指導することとしている。

その他の学習上の悩みなどについても、各授業担当教員、クラス担任及びゼミ指導教員が、学生の状況に応じて個別指導を行い、適切な指導助言を行う体制を整備している。クラスやゼミでは、課題レポートの提出・添削及びそれらを基にしたグループディスカッションなど授業ごとに工夫をして、理解を深め、進度の早い学生・優秀な学生はさらに思考力や文章力を向上できるようにしている。幼児教育科ではCAP制を導入しているが、GPA上位4分の1に属する学生については、履修登録上限単位数を緩和する形で、学習上の配慮をして、学習支援を行っている。なお、本学では、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）は行ってはいない。また、これまで留学希望者はいない。（学生便覧）

年度末に幼児教育科の卒業生及び専攻科福祉専攻の修了学生のGPA一覧を基に教授会で、学習成果の獲得状況を確認している。GPAの履修指導への活用については毎年1月定例学生委員会において協議され、次年度4月に学生指導重点目標を定めている。その他の量的・質的データについては、9月定例教授会において、IRレポートを基にした分析結果

が大学改革推進センターIR推進部門より提出され、点検を行っている。

幼児教育科の実習については、「実習ノート」を作成し、学習成果の獲得に向けて実習指導に役立っている。「実習ノート」は「総合編」と「各実習編」に分かれており、「総合編」では、実習の意義や実習の種類・時期、実習の依頼や心得、その他実習に係る心構え等について、「各実習編」では保育実習・教育実習・社会福祉実習等の各実習についての内容となっている。本学で2年間に行われる全ての実習について実習内容、実習の記録を基に振り返りができるように編集してあり、実習についての系統立てた指導と学びを獲得するために有効に活かされている。

実習指導においては、全体での実習指導の他に、各実習についての事前・事後指導の中で巡回（訪問）担当教員が個別に指導を行い、実習内での気づきや課題等を記録させ、実習での目標などと照らし合わせながら、学生の実習での学習成果について、振り返りを行えるようにし、獲得に向けた指導に役立っている。このことによって、学生は実習を重ねるごとに、課題意識をより明確にし、専門職にふさわしい技能だけでなく、意識を身に付けて行っていると感じられる。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援のサポートや指導については、学生委員会とクラス担任が主として対応をしている。定例の学生委員会は月1回開催され、その内容は教授会に報告され、教職員が連携を取りながら学生指導を組織的に行っている。

本学は専任教員がクラス担任となる、クラス制をとっており、幼児教育科、専攻科福祉専攻とともに、1クラスに20人前後の学生が配属される。担任は、面談やホームルームを行い、一人ひとりに配慮をした指導を行っている。本学は収容定員235名という小規模短期大学であるため、教員は学生の名前と顔を覚えコミュニケーションを図っており、学生との信頼関係は良好である。また、幼児教育科の学生は、卒業研究のために学生全員が専任教員のいずれかのゼミに所属している。ゼミの教員も所属学生の卒業研究以外の相談に応じ、指導や助言を行っている。

他に、1年生は面談時、2年生はゼミ活動時に学習成果の把握のためにポートフォリオの記入を行い、その結果を学生と確認しながら今後の学修について指導している。

本学には全学生が会員となる学友会があり、学生の主体的な課外活動の中心となっている。学生のクラブ活動や学生主体の行事（スポーツ祭、学園祭、クラスアピール）は学友会の計画と支援のもとに行われ、年間の活動費や活動の計画・報告は、年2回の学友会総会で審議されることとなっている。学友会活動には、学生委員会の担当教員が必要に応じて相談や指導を行っている。また、全てのクラブには専任教員が顧問として配置されており、必要に応じて相談や指導を受けられる。しかし、クラブ活動については、ここ3年は新型コロナウイルス流行に伴い活動がかなり制限されている。令和3年度も昨年度と同様に本学アリーナは授業時以外の使用を控え、スポーツ祭、クラスアピールといった行事は中止となった。

学生のキャンパス・アメニティについては、小規模短期大学であるため、学生食堂の運営は採算的に難しくこれまで設置していない。また、同様の理由により短期大学として常設の売店も設置していないため、パンなどの自動販売機を設置している。また学生ホールは、夏季にはエアコンを常備し、自主学習等で快適に活用できるよう午後8時（冬季は午後7時）まで開放している。

平成30年度より、学生ホール、図書館にて無線LAN（Wi-Fi）が利用できるようになり、インターネットを利用する環境を整え、学生生活の充実を図っている。

学生寮については、本学は近隣の7か所の民家に委託した委託寮の制度を設けている。自宅からの通学が困難で宿舎の必要な学生には、委託寮を紹介している。委託寮は、個室であるが、浴室や台所が共同であり、学生と宿主が話し合い、学生主体の運営を行っている。なお、短期大学としてアパートなどの斡旋は行っていない。

なお委託寮の宿主会との連絡については学生委員会の管轄となっており、定期的に宿主会との連絡・懇談会を行って、入寮している学生の利便性を図り、生活に不自由が生じないように調整を行ってきた。

委託寮や近隣から本学へ通学する場合、自転車を利用する学生のために、屋根付の駐輪場を設置し、それ以外からの通学は、JR駅（高掬駅）やバス停（羽陽短大前）が近い。自動車通学を希望する学生には、任意保険に加入していることなどを条件に所定の手続きを行い自動車による通学を認めている。なお、自動車通学の学生のために、150台を超え

る駐車スペースがある。

奨学金については、経済的事情で学費等の支弁が困難な学生に対して、本学園独自の奨学金制度「羽陽学園奨学金」がある。また日本学生支援機構奨学金第1種・第2種も受けることができる。さらに幼児教育科においては、山形県など出身県が実施する保育士修学資金を利用できる。また、専攻科福祉専攻においては、介護福祉士養成課程に在籍する学生を対象とする「日本生命保険協会奨学金」も受けることができ、さらに山形県など出身県が実施する介護福祉士修学資金も利用できる。

令和2年度から設けられた高等教育修学支援新制度については、初年度から対象校として認められている。

奨学金については、入学後に授業やオリエンテーションとは別に時間を設け、希望する学生には、その制度や貸与の手続き等について学生課が説明会を行っている。保育士就学資金の制度については、貸与を受けていた学生の就職先が、返還免除となる職種の施設か学生からの問い合わせ相談も多いため、就職相談を受ける担任と学生課の連絡を密にして、学生が不利益を受けないような指導を行っている。

学生の健康管理のために、健康委員会が置かれ学生及び教職員の健康状況の把握や健康管理のための計画作りをしている。毎年4月に、全学生を対象に健康診断を行っている。また、非常勤のカウンセラーが月1回来学し、カウンセラー室で、希望する学生、教職員が相談できる体制となっている。学生の喫煙、飲酒については、「新入生支援講座」などでも取り上げ、健康に及ぼす影響を説き、理解をさせるように努めている。その他、クラス担任やゼミ教員も普段から学生の健康管理に注意し、相談に応じている。

クラス担任やゼミ担当教員は、オフィスアワーなどを使って普段から学生とのコミュニケーションを図るようにしており、その中で学生の意見や要望の聴取に努めている。また、学友会では、意見聴取BOXを設けて、学生の要望などを収集している。学生からの要望については、年2回の学友会総会で短期大学側から回答している。また、「FD・SD懇談会」に年2回から4回学生が参加し、学生と教員との意見の交換を行っている。

社会人学生は一般学生と同様にクラスやゼミに所属し、クラス担任や事務職員が支援している。職業訓練生については、全員同じカリキュラムで学習することが委託の要件となっているため、同じクラス、同じゼミに所属となっているが、学生の活動とその支援については一般学生と同じに行っている。

障害者（本学では障害者への対応に努めているが、障害児保育研究センターなど、標記としては障害の語を用いているので、以下、本文中では「障害」と記す。）を受け入れるための施設については、玄関のスロープや段差の解消、多目的トイレやエレベーターの設置など、障害者の利便性に配慮した設備を整備している。本学は幼稚園教諭、保育士、介護福祉士などの養成を目的の一つとしているために、実習を含む実技科目が多いことから、障害を持つ学生の入学の実績は少ない。しかし、過去には発音や聞き取り、指の動きに難のある学生もいたことがある。そうした場合、何らかの理由で講義が聞き取りにくい学生の席を配慮したり、入院を伴う長期の治療を要する学生への修学上の支援をしたり、身体上や健康上の理由で就学に配慮を必要とする学生へは、担任及び教務課を中心として検討し、科目担当教員とともに対応している。

今のところ長期履修生の受け入れ体制は整備していない。

本学では、学生による社会的活動として、ボランティアサークル「フレンズ」によるボランティア活動（山形県スポーツ協会による障害者スポーツ大会の援助やレクリエーション大会の活動、外部団体のクリスマス会の活動）やパフォーマンスサークル「ASHINAMI（アシナミ）」による高齢者施設や児童養護施設でのボランティア活動などが行われてきた。これらの活動に対し、短期大学としては積極的に評価し支援をしていたが、令和2年度・3年度は、新型コロナウイルスの流行下において、感染対策を優先させているために、活動はかなり制限せざるを得ない状況が続いている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

令和3年度の幼児教育科では幼稚園や保育所など専門職への就職率は99(98.6)%で、これまで長年にわたり95%以上である。専攻科福祉専攻でも、設置以来100%の就職率で、就職者全員が保育や介護等の専門職である。これは、全国的な保育ニーズの上昇や高齢化の進行によるためだけでなく、開学以来50年間以上にわたり、本学を卒業し現場で活躍している卒業生たちが各職場から評価を得ているためでもある。一方で保育・介護人材不足も影響し、知識を身につけ、資格取得すれば、就職（仕事）ができると思い込んでいる学生も少なくない。しかし、実際には、短期大学で身につけた知識や技術だけでは現場では対応しきれず、就職後も自ら研究するなどの研修を心がけていく自覚が必要であることから、このような人材を養成したいと考えている。近年は、保育や介護福祉の事業所は増え、求人数は増加しているものの、待遇の改善が十分になされていないことは社会的な課題である。このように複雑な環境で、次のような進路支援を行っている。

就職支援のために、就職指導委員会を設置し、学生課と連携しながら、求人情報や学生の就職希望状況、就職活動状況及び内定状況の把握を行っている。就職指導委員会は毎月の教授会で就職内定状況を報告し、全教員が情報を共有している。また、2年次学生では時間割に「就職指導講座」を設け、求人状況、就職活動の進め方や卒業生が就職活動の経験を報告するなどの就職活動情報を提供している。また就職後の就職アフターケア巡回の人員割り当て、就職先からのアンケート回答の集計・集約と情報共有等も主食指導委員会の活動内容となっている。

進路支援のために、本学には進路指導室が設置され、学生課職員が管理しており、就職に関する各種資料や本学への求人を学生が自由に見ることができるようになっている。学生が関心を持つ求人情報があれば、その写しを受け取ることができる。また、学生はパソコン自習室を使ってインターネットでの求人情報を検索し、受験できるようになっている。

事務室学生課に就職担当の職員が配置され、受験手続などの相談ができ、クラス担任やゼミ教員が学生の進路選択の相談や受験対策の学習指導を行っている。しかし、令和2年度、3年度はコロナ禍のため進路指導室を閉鎖し、その代わりに学生課と専任教員研究室で求人情報を得られるようにしている。

本学は幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、及び介護福祉士等の国家資格の取得を目的のひとつとしている保育者及び介護福祉士の養成校である。したがって、就職先も保育、福祉、幼児教育などの資格を活かした専門職であり、学生も専門職への就職を希望しているものが多い。そのため特に、次のような就職試験対策等の支援を行っている。希望者を対象に筆記試験対策用の模擬試験を実施し、公務員試験対策や就職試験の筆記試験対策を行っている。その他、過去の就職受験の試験内容や傾向は、受験者からの受験報告書として保存されており、学生は就職指導室や図書館でいつでも閲覧できるようになっている。

本学では、卒業時の就職状況を次のように分析・検討し、その結果を学生の就職活動の際にアドバイスとして活かしている。就職アフターケアとして、学生が就職した幼稚園、保育所、福祉施設などの巡回を就職1年目に行っている。学生の就職後の状況を把握するとともに、「卒業生の職場アンケート」を依頼している。アンケートは学生の就職指導だけでなく、学習成果の評価にも使用している。令和2年度からは、新型コロナウイルス流行のため感染拡大を防ぐため、県内、隣県のみでの巡回訪問とし、関東地方等の遠方の就職先に対しては電話によるアフターケアを行っている。(卒業生の職場アンケート)

本学卒業後の進学先としては、幼児教育科から専攻科福祉専攻への進学と、短期大学から4年制大学への編入が主となっている。本学専攻科福祉専攻への進学については、前述の「就職指導講座」で専攻科福祉専攻への進学に関する説明会を開いている。また、希望者には過去の試験問題を配布し、専任教員による小論文の添削指導も行っている。なお、本学幼児教育科から専攻科福祉専攻へ進学する学生については、入学金の一部免除の制度を設けている。

4年制大学への編入については、希望者があれば短期大学として編入希望大学へ情報収集と依頼を兼ねたあいさつに出向いている。また、編入試験の過去の問題などの情報提供にも努めている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学習成果獲得に向けて図書館の開館時間の延長が今後の課題である。

キャンパス・アメニティについての課題は多く、学生に対して行う卒業時満足度調査アンケートにおいても、短期大学の施設、設備に対する満足度は他の項目に比べ、低い評価が目立ち、アンケートの中の自由記述においても改善を求める声は多い。学生数の少ない短期大学であるため、施設整備にかけられる予算も多くはできない現状である。現在の施設などの資源を活かしながら、学生が落ち着いて休憩できる空間を確保するなど、学生により良いキャンパス・アメニティを提供できるよう工夫を重ねたい。

また近年、様々な問題を抱えている学生への対応も課題である。このため、学生と教員の普段のコミュニケーションの中で学生が何に悩んでいるのかを把握し、支援を必要とする学生について早期の情報の把握やプライバシーを保護しながら共有化を図ることが課題である。

現在、幼児教育の現場では、子ども・子育て支援新制度が実施され、幼稚園や保育所が認定こども園に移行している。また、介護福祉士は、平成29年度より養成校の学生に対して国家試験受験が義務付けられた。質の高い介護従事者の育成の一環として、学生全員が合格できるよう密に指導や支援を行っていくことが課題である。

このように社会状況が変化する中で、入学時から卒業・修了時を見通して、学生へ就職や進学に関する情報を提供するなど柔軟に対応し、学生により良い就職指導を提供できるよう模索を続けていきたい。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

なし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の行動計画では、改善する事項として次の6点を挙げていた。

1. 問題を抱えている学生を含め、個々の学生の進捗や状況に合わせたよりきめ細かな指導を行うことと、教職員の対応において情報の共有化の方法をより一般化できるシステムを形成することを課題としていた。これらの課題については、GPAの利用など学習成果について、教員も学生自身も分かりやすい形で提供することや、FD・SD活動の積み重ねによって、問題とそれへの対応方法について教職員間で情報を共有し、一貫した方針の下で学生指導ができるようになった。
2. 学習成果の獲得に向けて、附属図書館の開館時間を延長することは困難だが、学内外の情報ネットワークの適正な利用によって学習を促進する方法を検討したい。
3. 学生の主体的な学びに結びつくような学習支援を充実させるために、学習成果を定量化し、個々の学生の指導にも生かして、教育・学生指導の改善へつなげていくシステムは、一応、構築できたが、今後もPDCAサイクルに沿って点検し改善していきたい。
4. キャンパス・アメニティについては課題が多く、空調設備や情報処理機器など、更新時期の明確な設備から、計画的に安全で快適な学習環境を整備していく。
5. 幼児教育・保育・介護福祉をめぐる状況は激しく変化している。若者を中心として都市部への集中も国家的な問題となっている。このような中で、学生個々人の希望・適性をみながら、適切に就職支援を続けることが課題である。偏りのない情報収集と共有、学生への適切な情報提供が基本と認識している。
6. アドミッション・ポリシーは学生募集要項に明記してある。令和2年度にはカリキュラム・ポリシーを見直して学生主体の内容に改定した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

附属図書館の開館時間を延長することは従来からの課題である。しかし、職員の人手不

足は慢性的な課題とも言え、2年制の単科短期大学では図書館業務を補助できる学生の養成も容易ではなく、短期間での解決は難しい。このたびのコロナ禍によって、学生も教職員も、在宅でも必要な情報を取得したり、情報を発信・交流したりすることが可能であることを確認できたので、更新時期を控えた情報ネットワークの効果的な利用によって学習を促進する方法を検討したい。

キャンパス・アメニティについても、令和2年度・3年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、体育館や学生ホール、就職支援室、調理実習室など、既存の施設を有効に利用できなかったが、今後の感染動向を見極めて、有効活用を図っていきたい。

令和3年度現在、令和4年度には空調設備や情報処理機器の更新を実施できるよう、学園本部と調整中である。

幼稚園教諭・保育士・介護福祉士の就職については、県内で同じ養成課程を持つ高等教育機関や関係事業所とも連絡を密にしながら、情報収集や広報に努め、適切な就職指導を続ける予定である。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

【テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源】

＜根拠資料＞

教員個人調書

教育研究業績書 [平成 29 年度～令和 3 年度]

専任教員名簿

専任教員の年齢構成表

教員選考基準（諸規程）

ホームページ 教員数等 <https://www.uyo.ac.jp/members/>

非常勤教員一覧表

教員選考規程（諸規程）

教授会議事録 [平成 30 年度]（10 月）

教員審査についての申し合わせ（諸規程）

教教授会議事録 [令和 3 年度]（3 月）

ホームページ 専任教員の紹介 <https://www.uyo.ac.jp/teacher/>

ホームページ 羽陽学園短期大学リポジトリ <https://uyo.repo.nii.ac.jp/>

科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表

研究行動規範（諸規程）

公的研究費不正防止規程（諸規程）

研究倫理規程（諸規程）

研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程（諸規程）

紀要投稿内規（諸規程）

教授会議事録 [令和 3 年度]（5 月）

F D・S D推進委員会規程（諸規程）

ホームページ F D・S D活動報告書

https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/08/2020_FDreport2.pdf

組織規程（諸規程）

事務組織規程（諸規程）

文書処理規程（諸規程）

文書保存規程（諸規程）

コンピュータ管理規程（諸規程）

危機管理規程（諸規程）

防火対策規程（諸規程）

羽陽学園短期大学危機管理基本マニュアル

授業改善アンケート

学習成果 F D アンケート

羽陽学園短期大学就業規則

学長選考規程（諸規程）

旅費規程（短大就業規則）

教職員退職金支給規程（法人諸規程）

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学の専任教員は、カリキュラム・ポリシーに基づいて、教授7人、准教授1人、講師7人の合計15人で構成しており、短期大学設置基準に定められている「学科の種類および規模に応じ定める専任教員数（短期大学設置基準別表第一のイ）」8人、「短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数（短期大学設置基準別表第一のロ）」3人の合計11人について充足している。また、短期大学設置基準の専任教員の3割以上の職位が教授である。年齢別教員構成は、次の通りである。（教員個人調書）（教育研究業績書）（専任教員名簿）（専任教員の年齢構成表）

【年齢別教員構成】

令和4年5月1日現在

年代	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
人数	0人	0人	7人	3人	4人	1人	15人

専任教員の職位は、「教員選考基準」に基づき、学位、教育実績、研究業績、展覧会や競技会、演奏会における業績等を基準として決定しており、短期大学設置基準の規定を充足している。（教員選考基準（諸規程））（ホームページ 教員数等

<http://www.uyo.ac.jp/members/>）

カリキュラム・ポリシーに基づいて専任教員と非常勤職員を配置している。補助教員は配置されていない。（非常勤教員一覧表）

令和3年度に、主として教育研究と社会貢献活動を充実させることを目的として、特任教員の制度を設けた。特任教員は、個別契約に基づき採用される任期付き教員であるが、

専任教員として教育その他の契約に明示された業務に従事することとなり、職位は非常勤講師と同様に教員選考基準に準じて運営委員会で審査される。(羽陽学園短期大学専任教員に関する規程)

専任教員の採用及び昇任については、「教員選考規程」と「教員選考基準」に基づいて行っている。平成30年度から教員の学内外での業務等をより正確に把握するために、「教員の個人評価制度」を導入しており、その上で「羽陽学園短期大学教員審査についての申し合わせ」を行い、教員の採用及び昇進に関して、人事委員会並びに審査委員会では業績書及び教員の個人評価調査票に記載された教育・研究・社会貢献・学内業務に関する活動記録を参考とすることとなった。(教員選考規程(諸規程))平成30年度教授会議事録(10月)(教員審査についての申し合わせ(諸規定))

教員の採用は以下の順序で進められる。

- ①学長は、採用について運営委員会を経て教授会に発議し、人事委員会を構成する旨の承認を受ける。
- ②学内外からの採用候補者について、教員選考基準に基づき人事委員会において基礎資格及び研究業績の審査を行う。非常勤教員の採用もこれと同様に行う。
- ③人事委員会より教授会に提案、了承を得た後、審査委員会が設置され、委嘱された審査委員3名が研究業績を審査し、結果の適否を人事委員会に報告する。
- ④人事委員会は結果を運営委員会に諮り、その後、教授会に採用候補者の業績審査の結果を報告し、その後教員による投票を行う。
- ⑤教授会の有効投票数の過半数が得られれば、それに基づき理事長が任命する。

教員の昇任は次の順序で進められる。

- ①学長は、昇任について運営委員会を経て教授会に発議し、人事委員会を構成する旨の承認を受ける。
- ②昇任候補者について、教員選考基準に基づき人事委員会において基礎資格及び研究業績の審査を行う。

以下、教員採用の場合の③から⑤と同様に行う。

令和3年度に教授4名が退職したことに伴い、令和4年度にはそのうちの2人を再雇用し、新たに採用された講師1名とともに着任することとなっている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。

- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

専任教員は、カリキュラム・ポリシーに基づく開設科目を担当し、担当科目の関連分野を研究上の専門として研究活動を行っている。その研究活動については、本学紀要以外にも、各教員が所属する学会等で活躍しており、教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。(教員個人調書)(教育研究業績書)

専任教員個々人の研究活動の状況は、本学ホームページにおいて公開されており、本学紀要については「羽陽学園短期大学リポジトリ」において公開されている。情報は毎年度更新されている。(ホームページ 専任教員の紹介 <https://www.uyo.ac.jp/teacher/>) (ホームページ 羽陽学園短期大学リポジトリ <https://uyo.repo.nii.ac.jp/>)

専任教員の科学研究費補助金の獲得状況は以下の通りである。

氏名	職位	研究課題	研究期間	研究形態
太田裕子	教授	「難治性好酸球炎症における新しいプログラム細胞死を標的とした治療法の開発」 (課題番号：21K09563)	2021-2023年	研究分担者 (代表：太田信男 東北医科薬科大学 医学部教授)

専任教員の研究活動に関する規程について、平成28年度に「研究行動規範」、「公的研究費不正防止規程」が制定され、平成30年度に学術研究の倫理性及び公正性並びに信頼性を確保することを目的とした「研究倫理規程」が制定されている。令和元年度には、更に「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規定」が制定された。令和2年度の3月定例教授会で本学紀要の「紀要投稿内規」を改訂し、その際に「研究倫理に関する研究資料」を基に研究倫理を遵守することについての確認を行った。

専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みについては、令和3年度に研究倫理委員会を設け、必要な場合には研究倫理について審査することとしているほか、研究倫理教育を定期的実施している。

令和3年の5月定例教授会において研究の不正防止について検討し、専任教員は研究に関する本学規程を遵守する旨の誓約書を提出するようにする等、運用を始めた。(研究行動規範(諸規程))(公的研究費不正防止規程(諸規程))(研究倫理規程(諸規程))(研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程(諸規程))(紀要投稿内規(諸規程))(研究倫理に関する研究資料)(教教授会議事録[令和3年度](5月))

本学では羽陽学園短期大学紀要を年1回発行して専任教員の研究成果を発表する機会を確保している。

専任教員には1人1室の研究室が確保され、机、椅子、書棚、インターネット環境等の必要な設備が備えられている。研究室では、研究を始め授業準備や短大運営業務、学生か

らの質問・相談への対応、来客への対応、ゼミ形式の授業を行っている。また、週2日の研修日が確保されているが、増加し続ける授業負担や短期大学運営業務、多岐にわたる学生支援業務等によって、研修日を研究実施の時間として活用することは、年々厳しくなっている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は特に整備されていないが、問題は生じていない。国際会議出席等について、令和3年度は行われていない。

FD活動に関する規程は平成27年度まで整備されていなかった。平成28年度にFD委員会に代わるFD・SD推進委員会の設置が決定された。FD活動については、活動に関する規程が制定される以前よりFD委員会を中心に全学を挙げて行われてきたが、その活動を引き継ぐ形で平成29年度に組織されたFD・SD推進委員会を中心に、次の活動が実施された。

令和3年度は4月の教授会でFD・SD推進委員会の規程が見直され、学生による授業評価の結果やティーチングポートフォリオ等を活用することによってという具体的な手法を規程の中で明文化し、FD・SD活動の方向性を具体的な形で示した。毎月1回開催される定例FD・SD懇談会では、年度初めに定めたFD・SD月間目標に対する達成度検討や、月毎のテーマに沿った情報共有、学生も参加することによる複眼的な視点からの学生動向や各教職員の対応のあり方についての懇談会等を実施している。

各教員が年度当初に具体的に掲げた教育目標及びその自己評価、卒業生・修了生に対する卒業時満足度調査結果についても、学内への掲示や本学ホームページ上のFD・SD活動報告書への記載により公表している。

年に2回の公開授業及び授業検討会による教員間の授業評価、学生による全教科対象の授業改善アンケート等を実施し、教育に対する各教員の意識向上、スキルアップを図っている。

また、山形大学が主催し、連携する大学や短期大学におけるFDの立ち上げ・確立・発展を協同で行う「FDネットワークつばさ」に加盟している。例年、山形大学FD合宿セミナー、FD協議会に参加している。これらの研修内容については報告書等で学内に周知している。例年、以上のFD・SD活動を実施してきたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大（以後コロナ禍と記す）の対策のため、様々な活動が制限され、定例FD・SD懇談会、山形大学FD合宿セミナーは中止となったが、令和3年度9月からは、再開され、感染状況に合わせて、開催や参加を検討することにした。

また、例年、年に2回実施していた公開授業及び授業検討会は、回数や期間を減らすこととなったが、令和3年度は1回実施することができた。以上の通り、コロナ禍の影響により活動は制限されているものの、感染に留意して可能な範囲でFD活動を行っており、その記録をFD・SD活動報告書にまとめ、学外にも周知している。（FD・SD推進委員会規程（諸規程））（ホームページ FD・SD活動報告書

https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/08/2021_FD%E3%83%BBSDreport.pdf)

専任教員は、学習効果を向上させるために、以下のように関係部署と連携している。前述の定例FD・SD懇談会には事務職員も参加し、変容する学生の状況等の情報を交換・共有している。

教員が毎月1回提出する学生の授業出席状況についての結果は教務課において集約され、欠席の目立つ学生として指摘された学生については、クラス担任と授業担当の教員が教務課職員と連携を取りながら指導に当たっている。

また、成績についても各期のGPAが低い学生の情報が教務課から担任に報告され、それを基に担任が該当学生と面談指導を行っている。実習においては、専任教員が各実習の担当者として、教務課職員と連携しながら実施を進めている。就職指導においては、学生課において管理している求人情報を、クラス担任を始めとする専任教員が共有し、学生課職員と連携をとりながら指導を行っている。

シラバスや学生便覧の編集においては事務局長や教務課職員と、本学紀要の出版においては附属図書館職員と、情報共有を重ねながら業務を進めている。学友会活動においては、専任教員が顧問として活動を支援し、会計課及び学生課が会計、備品の管理を学友会執行部と連携して行い、学園祭の際も専任教員が担当事務職員、学生と協同で開催している。このように学友会活動においても、専任教員は担当事務職員と連携してその実施に当たっている。

また、令和2年度から、学生それぞれに学内連絡用のGmailアカウントを作成させることにより、授業の連絡等が全教職員から全学生に送信可能になった。このGmailアカウントは教職員も全員作成しているため、教職員間の連絡にも活用されている。本学は単科の小規模短期大学であるため教職員間、専任教員相互の綿密な連携が取りやすいことが利点である。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

本学の事務組織は、「組織規程」に基づき、事務局長が事務業務の一切を主管し、課長が各分掌事務を主管する体制になっている。事務局長が事務についての最高責任者であり、責任体制は明確である。(組織規程(諸規程))

事務職員は、1年経験すれば、その分野に対しては、ほぼ専門的な職能が身につく、2年目からは、中核的なメンバーとして活躍している。

令和2年度末に業務の効率化・平準化を図るために事務組織の一部を改編した。具体的には、教務課長と学生課長を一人の担当者が兼務していたが、令和3年度より分離し、組

織としての有機的なつながりを促進し、事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整備した。

「事務組織規程」、「文書処理規程」、「文書保存規程」、「コンピュータ管理規程」、「危機管理規程」、「防災対策規程」等の事務関係の諸規程も整備されており、事務部署には、パソコン等の業務を進める上で必要な情報機器や、コピー機・印刷機等も、必要な部署に備えている。また、学内LANによって職員・教員間の情報の共有化を図り、円滑な業務の遂行につなげている。(事務組織規程(諸規程)(文書処理規程(諸規程))(文書保存規程(諸規程))(コンピュータ管理規程(諸規程))(危機管理規程(諸規程))(防火対策規程(諸規程))

SD活動については、「FD・SD推進委員会規程」に基づき組織的・計画的に実施している。

毎週月曜日に事務局打合せ会を開催し、各課の仕事内容やその進捗状況について共通理解を持ち、業務の効率化や改善に努めている。

本学は幼児教育科定員100名・専攻科福祉専攻定員35名の小規模短期大学であり、総務課、会計課・秘書課、教務課及び学生課とも同室内にあり、事務職員は学生の学習を始め学生生活全般についても、個々の学生の状況を把握している。また学生委員会、実習委員会、専攻科委員会等の各種委員会にも出席し、教員及び各種委員会と連携し、学生の学習成果の向上に向けて適切な支援を行う体制が取られている。また、毎月行われるFD・SD懇談会へも参加し、学生の状況の把握や情報の共有化を図っている。また、大学改革推進センターの業務に学生課員を兼務する形で1名の事務職員が参加し、教員と連携しながら業務を行っている。令和3年度は、FD・SD推進委員会を中心にまとめられた「授業評価アンケート」や「学習成果FDアンケート」等の結果が教授会において報告され、それらの結果を全教職員が把握・検討している。

以上の通り、教員と連携しながら学生の学習成果の向上に取り組むシステム向上に向けての整備を進めている。また、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大により感染予防のための対策や学生支援、実習時の対応等様々な面で教職員が連携を図りながら学生の学習成果を維持するための取り組みを行った。

(授業改善アンケート)(学習成果FDアンケート)

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4の現状>

労働基準法第89条の規定に基づき、「羽陽学園短期大学就業規則」を整備している。(羽陽学園短期大学就業規則)その他の就業に関する諸規程として、「学長選考規程」、「教員選

考規程」、「旅費規程」、「教職員退職金支給規程」を整備している。(羽陽学園短期大学就業規則)(学長選考規程(諸規程))(旅費規程(短大就業規則))(教職員退職金支給規程(法人諸規程))

これらの就業規則や諸規程は、労働基準監督署に届けるとともに、教職員の採用時に全教職員に配布している。その後は改定時に改定箇所のみ追加で配布していたため、平成29年度から最新の就業規則及び諸規程全文を教職員が学内LANで自由に閲覧できるように改善した。教職員の就業の現状については、時間外労働や休日労働が増加の傾向にあるが、代休を適切に取得するなどし、三六協定遵守により、大きな問題もなく、適切に行われているものとする。

昨今、高等教育修学支援新制度など、学内業務が増加する一方である。今後、学内外の業務の増加に伴い、一部の教職員に負担が片寄ることが懸念される。「状況に応じて、手を助ける」という職場環境の醸成とともに、業務分担の平準化、業務量の適正化を図ってきたい。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教員組織については、令和元年度に定年退職者1名と30歳代の教員1名が退職したため、それぞれ同じ分野の30歳代と40歳代の教員を採用し、令和2年度に着任した。また、令和元年度の50歳代の教員1名の退職に伴い令和3年度に40歳代の教員1名が着任することとなった。令和3年度には教授4名が退職したことに伴い、令和4年度にはそのうち2人を再雇用し、新たに採用した講師1名とともに着任を予定している。専任教員の平均年齢が高くなっていった点がやや改善される見通しである。しかし、専任教員の年齢層が50歳代、40歳代にほぼ集中しており、今後も、職位、年齢、構成内容のバランスを図ってきたい。退職者が出た場合には、規程に則り、カリキュラム・ポリシーに適合する教員を適切に採用する必要がある。さらに、新任教員や若手教員の育成によって、長期的に教育研究体制を構築していく必要がある。今後も、教育研究に能力を十分発揮できる人材を確保できるよう努力していく。

専任教員の研究活動においては、担当科目と整合性のある分野においてできる限りの成果を出しているが、各教員の担当業務の増大により、研究活動と教育活動の双方に重点を置いて実施することが厳しい現状がある。科学研究費補助金等の外部研究資金の獲得も極端に少ないため、応募することから奨励する必要がある。

事務職員は、11人と決して多くない人数で、職員の年齢構成のバランスを欠いている。そのため、課の異動についてはほとんど実施されていない状況にあり、他の業務にも精通するとともに、業務の効率化を図るための対応が課題となっている。

また、年々増加傾向にある時間外労働や休日労働については、代休を取ることで対応している。過労のため体調を崩している教職員はいないが、健康管理の面からも遠慮することなく適切に年休を取得するよう促していく他、業務負担のバランスを図る必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

校地、校舎に関する図面

図書館の概要

経理規程（法人諸規程）

固定資産管理規程（法人諸規程）

物品管理規程（法人諸規程）

危機管理規程（諸規程）

羽陽学園短期大学危機管理基本マニュアル

コンピュータ管理規程（諸規程）

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

短期大学設置基準第30条に定めるところにより、校地の基準面積は $2,350\text{ m}^2$ （収容定員 $235\text{人} \times \text{学生1人あたり必要面積 } 10\text{ m}^2 = 2,350\text{ m}^2$ ）となるが、本学の校地の面積は $14,880\text{ m}^2$ となっており、基準面積を上回っている。（校地、校舎に関する図面）

また、本学専用の運動場として、2,097 m²を有している。校舎面積は、短期大学設置基準第31条により基準面積は2,600 m²と定められているが、本学は7,442 m²を有しており、基準面積を上回っている。

障害者への対応として、玄関にスロープを設置し、エレベーターを使用することにより、車いすで校舎2階講義室まで移動ができる。また、1階に車いす用トイレを設置しており、障害者の使用はもちろん、授業でも移乗の練習などに使用している。(なお、)

令和元年度には本館東側の防火扉の改修、およびエレベーターの機能点検による改修(ロープ替え)を行い、安全機能を確保した。また、本学敷地内駐車場の白線舗装の補修を実施し、学内の交通安全整備をしている。

短期大学設置基準及び保育士養成施設、介護福祉養成施設の設置基準を充足する教室を用意し、カリキュラム・ポリシーに基づいて授業を行うための、十分な講義室、演習室、実習室、機器、備品などが設置されている(講義室8室、保育士関係実習室3室、介護福祉士関係実習室1室、入浴準備室1室、演習室1室、情報処理演習室1室、体育館1、講堂1)。平成27年度の改築工事完了により、介護実習室の設備が刷新されたとともに、6室のピアノレッスン室と24室のピアノ練習用個室が設置され、授業や自主的な練習の際に有効活用されている。また、情報処理演習室にはモニターが備え付けられている。

平成29年度には、2号室のガス給湯器、および8号室のプロジェクターが古くなっていったため新しくし、その際にプロジェクター、スクリーンの配置を中央に移して見やすくすることにより、学生の学習環境を改善している。平成30年度に5号室、翌年の令和元年度には図画工作室にプロジェクターとスクリーンを新たに取付けたため、プロジェクターとスクリーンが備えられている教室は6室になった。令和2年度には講堂にも大スクリーンを設置し、様々な講義形態や行事に対応できる環境を整えた。

令和3年度には、古くなっていた7号室のプロジェクターとスクリーン一式の更新と、2号室のスピーカー、及び7号室のマイクロホンの修理を実施し、学修環境を整備している。また、暖房機器については、令和2年度にブルーヒーター6台とファンヒーター2台を新規に購入し、全ての講義室と介護福祉関係実習室及び講堂に補助の暖房機器を完備した。これは新型コロナウイルス感染症対策にこまめな換気が必要であることから、備え付けのエアコンだけでは冬季の温度管理が難しくなるため、防寒対策として用意したものである。令和3年度には、本館棟と専攻科棟3階のエアコン修繕、及び図書館の暖房機の取替えを行い、整備をしている。

図書館の面積については705 m²、閲覧座席数50席、AV機器2台、検索性パソコン2台が設置されており、購入図書選定システムや廃棄システムが確立されている。平成29年度は、AV機器2台を新しくすることによって、学生の使用環境が改善された。令和元年度には、蔵書検索エンジンのシステム刷新を行い、スマートフォン等の外部端末からアクセスしての蔵書検索が可能となり、学生及び教職員の図書館利用環境が向上した。蔵書数についても67,835冊(雑誌、視聴覚資料を除く)を有しており、基本的な参考図書、教員の推薦する参考書(シラバス記載の参考文献なども)については、購入し配架している。学術雑誌は44タイトル、視聴覚資料は1,476点である。(図書館の概要)

体育館に関しては、耐震や老朽化のために平成27年度に改築を行った。改築した体育館は609 m²を有し、適切な面積となっている。主に「体育実技」「表現」などの授業、行事の

開催やサークル活動などの学友会活動に利用しており、有事の際の避難所としても利用予定である。平成 27 年度には、体育館の改築工事の影響により授業、学友会活動などに制約が生じたが、改築工事の完了により、平成 28 年度には学生生活への支援体制が向上した。

本学では図書館と学生ホールに Wi-Fi 環境が整っており、主に学生がネット環境を自由に活用できる場所としているが、授業や会議等でも活用できるようになっている。また、持ち運び式のプロジェクターとスクリーンを活用することにより、体育館等でも映像を視聴することが可能となっている。

令和 2 年度からは、新型コロナウイルスの影響で 3 密を避けるために教室の机の間隔を広く配置するなどの対策を講じた。1 学年全員等の大人数の授業については、従来使用していた 8 号室に収容しきれなくなったため、リモートで 8 号室と 5 号室を繋いで授業を行う他、講堂に机を並べて移動式のプロジェクターとスクリーンを活用して授業を行った。また、山形県内の新型ウイルス感染状況を踏まえて本学でも 5 月の中旬までリモートで授業を行った。この際は、教員は各研究室で授業を行い、学生は自宅で自身のスマートフォンを活用して授業を受けた。自宅にネット環境が整っていない学生は、本学の図書館や学生ホールで受講できるようにした。このように、多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、全学生が受講するための適切な場所は整備できていないが、様々な方法で学生が受講できるように工夫をしながら授業を行っている。

令和 3 年度には、文部科学省「遠隔授業活用推進事業」の補助を受け遠隔授業システム用機材一式を揃えることができた。これにより、遠隔授業の際に講堂や講義室からの授業配信が可能になり、対面と遠隔のハイブリッド式の授業にも対応している。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本学では、規程として、「経理規程」、「固定資産管理規程」、「物品管理規程」を整備し、「物品管理規程」により施設設備の維持管理を行っている。備品は、毎年責任者が備品台帳を基に確認しており、適正に管理している。（経理規程（法人諸規程））（固定資産管理規程（法人諸規程））（物品管理規程（法人諸規程））

火災や地震といった災害、防犯対策を含めた総合的な危機管理については「危機管理規程」、「羽陽学園短期大学危機管理基本マニュアル」を整備している。自然災害、重大事故等の発生時には、学長を本部長とした全教職員による対策本部を組織し、様々な対応が的確に行えるよう日常業務に取り組んでいるとともに、マニュアルの定期的な見直しを行っ

ている。防災訓練は危機管理委員会が中心となり、できるだけ全学生、全教職員が学内にいる日時を設定し実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止としたが、令和3年度は、地震を想定した避難訓練を12月に実施した。昨今は災害が多く、今後の就職先である保育や介護の現場での子どもや高齢者の避難に関わる立場になった時に養成校時代での避難訓練の経験は大いに役に立つものと位置づけ実施している。また、防犯対策としては、授業日や休日の学内行事開催日には、夜間の巡回を警備会社に委託し、異常発生時は事務局施設整備担当者他に連絡が入るよう指示している。また、日直職員による朝昼夕1日3度の学内巡視を行い、防犯に努めている。また、平成29年度に校舎内に防犯カメラを3台設置することによって、セキュリティ面での補強を行った。また、令和元年度に刺股を3本購入し、防犯対策を強化した。それに伴い、不審者対応の避難訓練も検討している。

令和3年度は、学長、学科長、学生部長を中心に、状況に応じて適宜新型コロナウイルス対策会議を開催し、県内の状況に応じた対策を講じ、学生や保護者、教職員に周知し、協力を仰いだ。また、健康委員会を中心に消毒液の設置、手洗い、マスク等の基本的感染予防の呼びかけを行い、対面での授業を中心に授業や演習を進めることができた。(危機管理規程(諸規程))(羽陽学園短期大学危機管理基本マニュアル)

校舎については、図書館棟を除く建物が築40年を経過し老朽化が進んでいたため、現在の耐震基準に適合するよう本館棟の補強工事の他、体育館、器楽練習室、介護実習室の改築工事を実施、平成27年度に完了し、学生の安全・安心な学習環境を整えている。受変電設備、受水槽、消防設備、エレベーター等の各設備については、法令に則った安全点検を専門業者のもとで定期的実施している。また、平成30年度には東西本館階段の床面の張り替えを行い、美化に加えて安全性も強化した。

令和3年度には、氷蓄熱エアコンの修理を行い、学習環境の整備に努めた。

コンピュータシステム及びネットワークの管理及び運用に関する事項については「コンピュータ管理規程」が定められおり、そのシステムの保守管理については業者に委託して最新のウイルス対策ソフトにより管理し、不正アクセス防御のためのファイアーウォールを設置している。ただし、同規程は平成12年度に制定され、平成22年度に改定されたものであり、状況に合わせて見直し続ける必要がある。また、情報セキュリティ対策については、学生も教職員も個人ごとにID・パスワードを付与するとともに、業務情報の漏洩がないように教職員用と学生用に学内サーバーを分けている。(コンピュータ管理規程(諸規程))

省エネルギーについては、空調の設定温度を夏期は28度、冬期は20度に設定して、必要のない教室や廊下をこまめに消灯している。平成28年度にはデマンド監視装置が設置され、本学における全機器の電力使用量が監視可能となったことから、負荷設備の手動制御による最大需要電力の管理を行うことにより節電に努めている。また、図書館では、照明をLEDに切り替えた。ただし、冬場の電力使用量については、年々増加しているのが現状であり、平成29年度に基本料金が大幅に上がった。そのため冬場の暖房や湯沸かし器等の節電に努めた結果、平成30年度、令和元年度は基本料金を下げることができた。しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、密を避けるために使用教室が増えたこと、換気のために教室の窓を開けながら暖房を使用し、更にヒーターを使用して防寒

する必要があったことから、再び基本料金が上がることとなった。会議資料等に使用する用紙については、両面コピーを利用するようにし、更に裏紙も活用するなどリサイクルして省資源に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

校舎については老朽化が進んでいる部分があり、特に空調設備については修理をしながらの活用になっており、根本的な更新が直近の課題である。今後、学生の学習生活が快適かつ有意義なものになるように、機器、設備を更に充実させていくことが課題である。

令和元年度末から広がっている新型コロナウイルス対策として、空間として広い講堂を授業用の教室として活用することが多くなってきた。しかし、従来の移動式のプロジェクターでは広い講堂では光量が足りず、令和3年度から新たに常設のスクリーンとプロジェクターを設置した。2教室でオンライン授業を同時に受講できるようなシステムの導入も検討している。また有事の際に対応できるように遠隔授業をしやすい環境整備も視野に置いて準備を進めている。

危機管理対策として、平成24年度に策定した「羽陽学園短期大学危機管理基本マニュアル」について随時見直しを行っているが、今後も施設設備の増改築等に合わせて適切な見直し、修正を行っていく必要がある。

省エネルギーについては様々な工夫をしており、冬場の電力使用量を平成29年度より下げることに成功していたが、新型コロナウイルス対策として換気をしながら冷・暖房を使用する必要があり、電気使用量を抑えるのには苦勞している。教員に研究室での電気ポットの使用や電熱ヒーター等の同一時間帯での利用を控えてもらうなどの呼びかけを行っている。

また会議資料等も膨大になってきているため、教職員間でも印刷物でやり取りを進めるのではなく、学内ネットワークを利用したファイル交換などで、ペーパーレス化を今後進めていき、省資源化を意識した取り組みを行っていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

ホームページ FD・SD活動報告書

https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/08/2020_FDreport2.pdf

情報処理演習室の配置図（学生便覧 [令和3年度]）

学内LANの敷設状況

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

教育資源については、カリキュラム・ポリシーに基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの段階的な向上・充実を図っている。

幼稚園教諭免許状取得の必修科目となっているため全学生が履修している「情報処理演習」といった特定の科目を中心に、情報技術の向上に関するトレーニングを学生に提供している。教職員の情報技術支援については、時間の確保が難しく研修の機会を特に設けてはいないが、情報技術に関する情報交換を個々の教職員間で日常的に行うことで、情報技術の向上に努めている。

新型コロナウイルスの感染が拡大した令和2年度には、学期開始早々にリモート講義や連絡の手段としてZOOM利用をテーマとするFD・SD研修会を開催したが、令和3年度もZOOMを活用した遠隔授業の連絡用、その他の授業や本学からの全学生に対する連絡用として教職員、学生が各自Gmailアカウントを持つようにした。教員からの連絡に学生が個別に問い合わせる場合にも活用されている。(ホームページ FD・SD活動報告書 https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/08/2020_FDreport2.pdf)

学内のコンピュータシステムについては、委託業者が定期的なシステムの点検と更新を行っている。ほとんどの講義室にプロジェクターやスクリーン、AV機器を設置し、整備している。また、比較的大型の移動式スクリーンに加え、小型携帯用スクリーンも用意し、教室の規模に対応できるようにして、教育に適切な状態を保持している。

教職員が授業や学校運営に活用できるよう、カリキュラム・ポリシーに基づいて、学内のコンピュータ整備を行っている。「情報処理演習」の授業等を行えるよう情報処理演習室が整備され、授業はクラスごとに一人1台のパソコンを利用して実施されている。各教員研究室、事務室、図書館におけるコンピュータの整備により、教職員専用のサーバーにデータが保存され、学内データが学内LANによって共有され、業務効率を向上させている。また、各教員研究室、事務室、図書館における学内LANの整備により、学生の学習支援も行われている。学生が授業でパソコン操作に慣れるだけでなく、レポート作成、卒業研究時や就職活動における情報収集時等にパソコンが利用できるように、パソコン自習室に

は、学生が自由に利用できるパソコンが5台設置されている。図書館にも検索用のパソコンを配置し、利便性を高めている。平成30年度には、学生が活用できるよう図書館と学生ホールにWi-Fi環境を整備した。学内サーバーと情報処理演習室のパソコンのOSサポートについて、今後更新する必要がある。(情報処理演習室の配置図(学生便覧[令和2年度])(学内LANの敷設状況)

教員は、新型コロナウイルス流行もあり、感染対策として一部でZOOMを活用した遠隔授業を実施したり、メールにより課題の伝達やレポートを受領したりするなど、新しい情報技術を活用して効果的な授業を行っている。

FD活動等において授業の工夫が教員に浸透し、パソコンをはじめ教育機器利用機会が増加している。授業効果を高めるために、教室に設置してあるプロジェクターやスクリーン、AV機器等も活用されている。令和2年度から全学生がGmailアカウントを持つようになったため、授業のレポートとしてGoogleフォーム等の情報技術を活用しやすい環境が整い、いくつかの授業で活用されている。

学生用として、情報処理演習室と情報処理自習室を整備している。これらは授業のレポート作成や、卒業研究の論文執筆等で学生たちに活用されている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

教育資源については技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの段階的な向上・充実を図っているが、さらに定期的な点検や調整に努めていきたい。特に、学内サーバーと情報処理演習室のパソコンのOSサポートについて、今後、早急に更新する必要がある。

学生に学習成果を獲得させるための技術的資源を有効に活用するには、教職員の情報技術向上が欠かせない。個々の教職員間での情報交換を継続するとともに、FD・SD研修会などで機器の紹介・活用促進、使用方法の説明を行い、情報技術の向上に努める必要がある。

教員による、パソコンを始めとする教育機器の利用機会が増加しているが、設備面で対応しきれない部分もあり、今後のより一層の整備等が必要である。

学生によるLAN利用については、利用箇所が限定されていたことから平成30年度に図書館、学生ホールにWi-Fi環境を整備する改善を行ったが、学生の要望等も踏まえ、今後も学内でのWi-Fi環境拡大などを検討していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

教職員、学生が各自Gmailアカウントを持つようにしたことから、後期試験期間直前の学内での新型コロナ感染者の発生に対応して、学内での試験をオンラインでの受講やレポート課題の提出等に切り替えることができた。

レポートの再提出や指導等についてもオンラインで行うことができた。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

活動区分資金収支計算書（学校法人全体）

事業活動収支計算書の概要

令和3年度教授会議事録

山形県未来創造プラットフォーム基本方針2020

貸借対照表の概要（学校法人全体）

財務状況調べ

資金収支計算書・消費収支計算書の概要

ホームページ 寄附金募集要綱 <http://www.uyo.ac.jp/gakuen/doc/youkou.pdf>

資産の管理及び運用に関する規程（法人諸規程）

ホームページ 財務情報 <http://www.uyo.ac.jp/financial/>

- ・ 資金収支計算書・資金収支内訳表 [令和元年度～令和3年度]
- ・ 活動区分資金収支計算書 [令和元年度～令和3年度]
- ・ 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 [令和元年度～令和3年度]
- ・ 貸借対照表 [令和元年度～令和3年度]
- ・ 事業報告書 [令和元年度～令和3年度]
- ・ 財産目録及び計算書類 [令和元年度～令和3年度]
- ・ 監事監査報告書 [令和元年度～令和3年度]
- ・ 外部資金明細 [令和3年度]

学校法人羽陽学園単年度計画 [令和2年度～令和3年度]

学校法人羽陽学園 第一次アクションプラン [平成28年度～令和2年度]

学校法人羽陽学園 第二次アクションプラン [令和3年度～令和7年度]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。

- ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

過去3年間の資金収支及び事業活動収支については、均衡を保っているといえる。

令和3年度の収入について、学生生徒等納付金収入は、幼児教育科の今年度入学者数が定員割れとなったため、2年生の学生数が前年度より増、専攻科福祉専攻の定員割れはしているが、入学者数増を含めても、全体的に減少した。受託事業収入は、山形県の委託を受けた離転職者職業訓練事業としての保育士養成科が前年度の4名より希望者が少ない1名で、全体数5名となり、前年度より減少した。寄付金収入は、今年度は羽陽学園短期大学後援会の学生支援修学金のための寄付金がなく、前年度より減少した。補助活動収入は、幼稚園教諭等を対象とした教員免許状更新講習を開講したが、教員免許状更新講習制度の廃止論の影響で、受講希望者・収入は減少した。介護現場で働いている社会人を対象とした介護福祉士実務者研修（通信課程）には希望者がおらず、開講しなかった。補助金収入は、私立大学等経常補助金の一般補助金は、補助金の計算の基となる単価増減率の入学定員充足率が前年度より低くなり収入減。特別補助金は前年度より増額したが、私立大学等改革総合支援事業のタイプ1は前年度に続けて申請はしたが、本学にはかなり厳しい設問のため点数がとれず、採択されなかった。タイプ3プラットフォーム型は申請できなかった。高等教育の修学支援新制度の授業料減免交付金は、入学者数の減少に伴い対象給付型奨学生が減少し、収入減となった。対象学生には奨学費支出で減免している。本学では日本学生支援機構の奨学生が約6割と多く、給付型奨学生が多数見込まれるため、今後も制度の対象校に指定されるよう文部科学省に申請していく必要がある。令和3年度全体の収入は幼児教育科入学生の減、寄付金収入減、補助金収入減、授業料減免交付金減により令和2年度より減少した。

令和3年度の支出については、幼児教育科の入学生定員割れを受け前年度より行っている経費節減を更に強化したことにより、全体で減少した。コロナウイルス禍による対応で幼児教育科・専攻科福祉専攻科の各実習期間短縮・延期・県外施設での実習中止、行事の中止、県外への出張減、スポーツ祭・学園祭等学内での学生諸活動の制限等の影響で、各科目とも予算より大きく減少した。人件費支出は令和3年度末に予定外の退職を含め6名

の退職者となり、退職金支出が増加した。令和4年度の新規採用計画は3名、再雇用制度2名とし、抑制を図る計画である。令和3年度については資金収支、事業活動収支が全体として健全になるよう努力している現状である。

支出超過の状況については、耐震改築工事に伴い、基本金未組入が増加したことにより、今後も支出超過の傾向が見込まれる。

貸借対照表については健全に推移している。令和3年度新規の借入金はなく、その他の借入金返済は順調に推移している。

学長及び事務局長、会計課長は、学校法人の理事・評議員も兼ねており、短期大学の財政と学校法人の財政の関係を的確に把握している。短期大学の存続を可能とする財政は十分に維持されている。

退職給与引当金等については、期末要支給額の100%の額を計上している。

令和3年度の資金収支計算書における短大の教育研究経費は、経常収入の14.1%で20%を超えていない。コロナウイルス禍による対応で各実習期間短縮・延期、行事の中止、県外への出張減、スポーツ祭・学園祭等学内での学生諸活動の制限等も影響していると考えられる。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）については、学生への還元率（教育研究経費＋設備・整備費／学生納付金）は27.7%で、資金配分は適切である。高等教育の修学支援新制度の授業料減免交付金は、教育研究経費の奨学金より支出することになるため、給付型奨学金が多い本学では割合に大きく影響がある。

計算書類、財産目録等は本法人の状況を適正に表示している。計算書類については、公認会計士の監査を受け、その適正性について問題ない旨報告されている。なお、公認会計士の監査時は、監査内容等の報告を受け、監事と情報の共有と意見の交換を行い、適切に対応している。

寄付金の募集は平成30年度より開始した。平成30年4月1日文部科学大臣から「特定公益増進法人」の認可をうけ、また、私学事業団より「受配者指定寄附」の承認を得て、「学校法人羽陽学園教育活動支援寄付金」を創設した。学園を取り巻く厳しい環境の中で経営基盤の強化を図るため、外部資金の調達として、各界各層また教職員、学生保護者にも周知を図り、寄附金を募っている。学校債の発行はしていない。

本学幼児教育科は定員を継続的に充足していたが、令和3年度の入学定員充足率は幼児教育科が78%、専攻科福祉専攻が51.4%、収容定員充足率は幼児教育科が87%、専攻科福祉専攻が51.4%である。定員割れの状況となったため、対応した予算配分を行っている。現時点では経営的には問題はなく、本学及び法人全体とも収容定員充足率に相応した財務体質を維持しているといえる。ただし、収容定員充足率が8割を切ることが3年間継続すると、高等教育の修学支援新制度の対象校に指定から外れる、補助金収入の大幅な減額が続くなど、経営的に大ダメージを受けることになる。4年度は学生募集活動の強化、入学定員の変更の検討など検討していく計画である。

（活動区分資金収支計算書（学校法人全体）（事業活動収支計算書の概要）（令和元年度教授会議事録（2月））（山形県未来創造プラットフォーム基本方針2019）（貸借対照表の概要（学校法人全体））（財務状況調べ）（資金収支計算書・消費収支計算書の概要）（ホームページ 寄附金募集要綱 <http://www.uyo.ac.jp/gakuen/doc/youkou.pdf>））

学校法人及び短期大学は、毎年12月の理事会及び評議員会で可決承認される予算編成方針に基づき、事業計画及び予算を立案し、翌年3月の理事会に諮っている。

理事会で承認された事業計画と予算は、短期大学の事務局を通じて、各部署に伝達されている。また、予算の執行は、法人の経理規程に基づき、適切に執行している。本学の事務局に会計担当者を置き、日常の出納業務を行っている。

資産の管理については、適切に管理している。令和4年度より羽陽学園短期大学の附属園の一つとなる天童市の天童なでしここども園は、天童市山口児童館の後継施設として運営事業者（公私連携法人）として運営のみ任される契約である。

資金運用については、寄附行為第28条「積立金の保管」の中で、「基本財産及び運用財産の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定期郵便貯金として理事長が保管する」となっており、実態として、株式などリスクの伴う運用は避けて、普通預金や定期預金による確実な管理を行い、適切に運用している。また、平成29年度に「学校法人羽陽学園資産の管理及び運用に関する規程」を制定し、規程に則り適切に運用している。（資産の管理及び運用に関する規程（法人諸規程））

資金の出納については、すべて起票すると同時に、出納帳簿を作成し管理している。執行に当たっては、会計担当者と監督者を分けて、相互点検体制のもと、安全かつ適切に管理している。資金収支計算書を毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2の現状>

本学は幼児教育科単科の短期大学であり、卒業後、介護を学ぶことが出来る専攻科福祉専攻があり、いずれも県内においては歴史があり、県内外に広く周知されている。

本学の教育理念に基づいたクラス担任制やゼミによる指導などのきめ細かな指導を心がけており、理論と技術、実践力を身につけ、保育や福祉の専門家としての自覚を持った人材の育成を目指している。今後も、保育や福祉の専門家を養成し続けるという本学の将来

像は明確である。

設置している附属の幼稚園2園、認定こども園2園、老人福祉施設での実習は乳幼児から高齢者までの人間の発達全体の学習を一層深めることができると考えている。2つの幼稚園も幼稚園型認定こども園への移行を検討している。老人福祉施設については隣接地に設置されているので、令和3年度はコロナウイルス禍により実現していないが、実習以外にもアルバイト・授業を通して高齢者とコミュニケーションを深め、介護の理解をさらに進められるようにしている。幼児教育科で保育士、幼稚園教諭を目指す学生が、隣接する老人福祉施設で高齢者とのかかわりを持つことにより、専攻科福祉専攻への入学希望や高齢者施設への就職に繋がった事例もあり、今後もニーズの改題する福祉人材の確保といった観点でも期待できる。

学生募集について、山形県内外の高校から本学への志望者数、入学者数について20年以上にわたり分析している。また、就職決定状況や就職後の状況についても全就職先のアフターケア巡回等を通して毎年分析を行っており、卒業生のケアと同時に就職先に対し卒業生の実態を調査するアンケートも実施している。その集計結果を客観的に分析し、各教職員が卒業生の実態を知り、現場のニーズを把握し分析結果を活用して在学生の教育に活かしている。

学生募集の実施計画については、大学改革推進センター入試企画部門が中心となって、オープンキャンパス、高校への訪問の実施など効果的な対策を講じており、安定的な入学生確保ができていた。これは50年以上の歴史を持ち、本学が幼児教育を専門とした教育機関として評価をいただいている結果だと考えている。ただ、令和2年度のコロナウイルス禍によるオープンキャンパスの中止もあり、本学の魅力を外部に伝えることが出来ず、3年度入学者は大きく定員割れとなった。令和元年度からの入学者の定員割れ、また山形県内の18歳人口の減少が急加速していく中、時代に即した多様な方法を早急に検討・導入していく必要を感じている。その一環として、社会人入試や山形県の委託を受けた離転職者職業訓練事業など入試制度の多様化をより積極的に取り入れている。オープンキャンパス・入試説明会では授業料等諸納金の延納・分納制の説明、給付型奨学金、保育士修学資金（卒業後山形県内に5年間継続し保育士の仕事に従事すると返還免除となる）の案内を行うなど学費のサポート制度を積極的に案内しているが、保護者へのより丁寧な説明も行うこととした。ホームページは各種情報の公開・随時更新を行い、また高校生のスマートフォンからの閲覧にも対応するようになっている。Twitter、Facebook、以外にも本学のLINE公式アカウントを作り、運用を始めた。令和4年度はWeb広告も計画していく予定を立てている。本学の安定した運営のためにも、IRを強化し、学生の確保に今まで以上に努力していきたい

専攻科福祉専攻に関しては、全国的に介護福祉士の養成校は、入学定員充足率約5割の厳しい状況になっている中、本学でも同じ問題を考えている。幼児教育科入学式後に保護者へ向けて介護福祉士修学資金（卒業後5年間継続し介護・福祉の仕事に従事すると返還免除となる）の案内を行うなど学費のサポート制度を積極的に案内し学生確保へ努力している。また、本学で設定している幼児教育コースと福祉コースの内、福祉コースから専攻科福祉専攻に進学している学生が多数を占めているため、1年生のコース選択時に福祉コースの良さを教職員一丸となり学生に説明し、学生確保に努めている。この結果、3年度

入学者は定員には満たないが、2年度より大幅に増加し、4年度入学予定者もほぼ同数となっている。

安定した学生募集のために「山形県未来創造プラットフォーム」の中長期計画（ロードマップ）により、県内大学等との共同事業の実施や自治体や産業界等との連携の推進を図り、生徒・学生の県内進学率と卒業後の県内就職率を上昇させ、安定した学生の確保に取り組む計画を立てているが、令和3年度は新型コロナウイルス流行下のため計画通りに実現していない。

大学運営に係る人件費や施設設備費に関しても健全な運営を行っている。しかし、人事については、教職課程の再認定（再課程認定）もあり退職者の後任採用は課題が残っている。さらに教員選考基準等の見直しが必要となってくる。施設設備については、体育館棟以外の施設や設備の整備・修繕計画については優先順位を決めている。耐震については国の補正予算での事業の採択を実現したが、エアコン整備・パソコン更新は国の補助金獲得は難しいため、一部羽陽学園短期大学後援会の寄付をうけ、令和4年度に借入もしくはリースで整備する予算計画を立てている。

私立大学等改革総合支援事業については、タイプ1とタイプ3に毎年申請している。しかし、タイプ1については、Society5.0に向けた文理融合型教育など総合大学でなければポイント獲得の困難な要件も増えつつあり、なかなか採用に至っていない。しかし、大学として求められる要件を良く示していると考えられるので、今後も改善の努力を怠らず申請は続けたい。私立大学等経常費補助金における教育の質に係る客観的指標は、この制度が始まった平成30年度以降、毎年、満点を獲得し補助金の加算を得ている。改革総合支援事業タイプ3については、コロナ禍もあり、地域貢献活動が具体的に展開することができず、幹事校である東北文教大学等と連絡の上、令和3年度については申請を取り下げた。

文部科学省の私立大学等経営強化集中支援期間中の令和元年9月に学校法人運営調査委員によるヒアリング対象法人となり指導・助言を受け、一層の財政健全化が求められた。全教職員に周知し、令和2年度から令和4年度の3年間のロードマップ「学園経営改善短期アクションプラン」を策定し、学校法人内にプロジェクトチームを設置し目標の達成状況の整理分析を行い、事業内容の見直しや改善を図っているところである。3年間で財務体質の改善に取り組み、経営指導強化指標に該当しなくなるよう、経営基盤の安定確保を目標としている。質の高い教育を提供すること、学生の高い満足度を保つことによって入学定員を確保し、学納金収入を安定させるとともに、継続的に私立大学等改革総合支援事業に取り組み、補助金制度を有効活用し、今後の教育環境設備の整備を円滑に進めていくことが課題である。また、策定された中・長期計画を管理し、毎年度の事業計画と予算について、関係部門の意向を集約できるような強い体制を作っていくことが必要である。

経営情報については、本学の広報誌やホームページにて公表している。また、学内の教職員も情報を共有して大学運営に当たっている。

（ホームページ 財務情報 <https://www.uyo.ac.jp/financial/>、学校法人羽陽学園単年度計画 [令和元年度～令和3年度]）

平成28年5月に策定した「羽陽学園第一次アクションプラン」については各年度に事業等の進捗状況や課題、目標の達成状況等の整理分析を行い、概ね目標を達成することができたところである。令和3年度は令和3年度から令和7年度の「学校法人羽陽学園第二次

アクションプラン」を策定し、少子高齢化の進行に伴う経営圧迫や施設設備の老朽化対策など取り組む重点事業の方向性と推進工程を取りまとめた。

本学幼児教育科、専攻科福祉専攻とも定員割れをしており、定員についてもアクションプランに取り込み、検討することになっている。また、人件費についても令和2年度は期末勤勉手当の減額など行っているが、より計画的に取り組む必要がある。(学校法人羽陽学園第一次アクションプラン [平成28年度～令和2年度]、学校法人羽陽学園第二次アクションプラン) [令和3年度～令和7年度])

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

今後、18歳人口の減少が加速していく中で、質の高い教育を提供すること、学生の高い満足度を保つこと、質の高い教育を提供することによって定員を確保し、学納金収入を安定させていくことが必要である。同時に、継続的に私立大学等改革総合支援事業に取り組み、補助金制度を有効活用し、今後の教育環境設備の整備を円滑に進めていくことが課題である。また令和2年度に策定された「経営改善短期アクションプラン」、「学校法人羽陽学園第二次アクションプラン」を含めた短・中・長期計画を管理し、毎年度の事業計画と予算について、関係部門の意向を集約できるような強い体制を作っていくことが必要である。

学生募集について、少子化の中でも保育職・介護職は社会にとって必要とされる職業であること、魅力あるやりがいのある職種であることを中高生に訴えていき、この分野を志す若者が増えるような取り組みを行っていく必要がある。そのためには県や市町村、現場などと協力し、職業としての魅力を伝える取り組みが必要となってくる。新型コロナウイルス禍により体験学習を行えない世代が今後出てくるため、そういった世代に訴えていく具体的な方策を考えなくてはならない。幼児教育科では社会人対象の山形県離転職者職業訓練事業などを今後も積極的に活用する必要がある。また、専攻科福祉専攻では学内進学者だけではなく教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）などによって外部の受講生の確保を増やすことも今後の課題であると考えられる。18歳人口の減少が進む中ではあるが、本学の安定した運営のためにも、IRを強化し、学生の確保に今まで以上に努力していきたい。

文部科学省の私立大学等経営強化集中支援期間中の令和元年9月に学校法人運営調査委員によるヒアリング対象法人となり指導・助言を受け、一層の財政健全化が求められた。令和2年度に策定された「経営改善短期アクションプラン」により、今後もより健全な運営となるよう努めていく必要がある。

支出超過の状況については、体育館棟をはじめとした耐震改築工事に伴い、基本金未組入が増加したことにより、今後も支出超過の傾向が見込まれるのが現状である。体育館棟以外の施設や設備の整備・修繕計画については優先順位を決めている。耐震については国の補正予算での事業の採択を実現したが、2020年フロンガス全廃を受けてのエアコン整備、サポート期限終了のパソコン更新計画においても外部資金の獲得を実現し、アクションプランの事業などの目標の達成に向けて推進することが今後の課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

なし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教員組織については、退職者が出た場合には、学長は人事検討ワーキング・グループを形成し、教育課程編成上の課題と採用分野の検討を依頼し、それを受けて教員採用の人事委員会を開催することとしている。採用は、原則として公募によって実施している。

専任教員の研究活動においては、毎年、科学研究費補助金等への応募を奨励している。

就業規則や諸規程については、最新のものを学内LANで自由に閲覧できるようにしている。

FD・SD推進委員会及び大学改革推進センターの活動もあり、本学教職員の課題の共有や連携は促進されたが、今後なお業務内容の精査を進め、学生の学習成果の向上に努めていく。

より良い学習環境を整備するために、教室の機器・設備の整備、空調設備の更新は今なお課題であるが、学園本部と連携しながら、来年度に向けて工程を調整している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

人的資源に関しては、定年前の退職者が相次いだことで、人件費の面では好材料だったが、教育課程編成上はカリキュラム改定の時期でもあり、対応に追われた。しかし、上記の行動計画に記した採用の原則に従って教員を補充する予定である。その際には、特任教員や退職教員の再雇用の制度なども有効に活用することとしている。

教職員ともに人員不足の状況は労務過多を招きやすく、適切な年休取得の促進など業務負担のバランスを図る取り組みを強化する。

物的資源に関しては、健康で安全な学習環境を最優先して、順次、整備していく。

技術的資源その他の教育資源に関しては、情報システムの更新と教職員が最新の情報に関する知識と技術を利用できるよう研修する機会を設けたい。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

＜根拠資料＞

理事長の履歴書

学校法人実態調査表 [令和3年度]

理事会議事録 [令和3年度]

教授会資料 [令和3年11月]

寄附行為

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、平成18年4月に、学校法人羽陽学園に勤務以来、法人本部の管理課長、管理部長、経理部長及び羽陽学園短期大学附属のみ保育園園長、山形調理師専門学校校長を

歴任し、現在、羽陽学園短期大学附属幼保連携型認定こども園 鈴川第二幼稚園・このみ保育園施設長の要職にあり、令和4年4月開園予定の天童なでしここども園の園長にも就く予定である。

また、平成25年5月に法人の評議員、平成27年4月に理事を務め、前理事長の退任に伴い、理事の互選により、令和元年6月1日付けで理事長に就任した。

理事長の選任理由としては、法人本部の要職や複数の事業所長を経験し、学園全般の運営に精通するとともに、その幅広い知識やノウハウを請われ、県私立幼稚園・認定こども園協会理事の重責を担っており、また、民間企業への勤務経験や経営者団体への参加を通じ、幅広い人脈のもと経営ノウハウや先見性、洞察力の涵養に努め、卓越したリーダーシップと優れた経営手腕を発揮することが期待できることである。

理事長は、就任以来、建学の精神に基づき、学校法人を代表し業務を総理し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。

具体的には、法人のステークホルダー(関係団体等)との良好な関係を構築し、社会的信望を一層高めるとともに、精力的に法人事業所を回り、事業所長から運営状況を聴取し、適時・適切に指導助言を行うとともに、教職員に気さくに声掛けを行うなどモチベーションの向上や士気高揚への配慮を行っている。

さらに、法人の置かれている状況を的確に認識し、平成28年5月の学校法人羽陽学園第一次アクションプラン(H28～R2)に続いて、学校法人羽陽学園経営改善短期アクションプラン(R2～4)及び学校法人羽陽学園第二次アクションプラン(R3～R7)の策定の陣頭指揮を行い、学園経営の明確な目的と方針を持って、リーダーシップを発揮している。

理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事長は、学校法人羽陽学園寄附行為第16条の規定により理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事会は理事長が招集し、議長を務めている。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会は、本学の運営に関する法的な責任があることを認識しており、短期大学の第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。

学校法人羽陽学園は、私立学校法の定めるところにより情報公開を行っている。

理事会は常に、学校法人運営に必要な規則・規程、短期大学の運営に必要な学則・規程の整備を行っている。

私立学校法第38条(役員を選任)の規定に基づき、8人の理事が選任されている。理事は、本学校法人の建学の精神を理解し、本学校法人の健全な経営について学識及び見識を有している。学校教育法第9条(校長及び教員の欠格事由)の規定は、私立学校法第38条による規程を通じて、寄附行為に準用されている。(寄附行為)

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

法人及び短期大学を取り巻く環境は年々厳しくなっており、短期大学を含む法人全体にかかる学校法人羽陽学園第二次アクションプラン(R3～R7)や学校法人経営改善短期アクションプラン(R2～4)を着実に実行するとともに、事業や予算の執行を計画的に実行していく

必要がある。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

理事会及び評議員会が、活発に質問・意見が出て協議が深まるように、喫緊の課題となっている事案に関し、随時、理事及び評議員に、短期大学及び法人本部が入手した最新の動向や情報を送付している。

持ち前の辣腕のもと、知識・ノウハウを発揮し、令和2年4月に羽陽学園短期大学附属大宝幼稚園の幼保連携型認定こども園化と園舎リニューアルを行った。

また、学校法人の各事業所の課題や実情を把握するため、年2回の事業所長会議・経営戦略会議を開催し、各事業所の課題について、学園全体で共有化し、適切な経営改善に取り組み、経営基盤の安定確保に努めている。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

教授会資料・議事録 [令和3年度]

運営委員会記録

羽陽学園短期大学ガバナンス・コード (第1版)

令和3年度入学者選抜試験実施マニュアル

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定め

た教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準Ⅳ-B-1の現状＞

学長は、本学の運営全般にリーダーシップを発揮し、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

学長は、令和3年度には、日本私立短期大学協会の制定した「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード」をモデルとして「羽陽学園短期大学ガバナンス・コード」を制定し、それに基づく点検を実施し公表した。（羽陽学園短期大学ガバナンス・コード第1版、令和3年9月・令和4年2月教授会資料・議事録）

現在の学長は、令和3年度で学長の任期3年間の2期目を終了するが、学長選考規程に則り、教授会での選考を経て、理事長より令和4年度からの3年間も学長を任せられた。その人格、学識、大学運営に関する識見を評価されたものと考えられる。（令和3年7月教授会資料・議事録、学長選考規程）

学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。本学の建学の精神「敬・実・和」は、人々を支援する技能と知恵を身につけて人を敬い協力して活動することを意味する。学長は、新型コロナウイルス感染症が拡大し人々が孤立し不安に包まれそうな時こそ、その真価が問われるとして、繰り返し学生及び教職員に対して自分自身と周囲の人々の健康を第一として地道に学修と教育に勤しむよう言葉をかけ続けた。（令和3年4月臨時教授会資料・議事録、令和3年度羽陽学園短期大学広報誌）

学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。現在の学長は、平成28年4月1日に着任し、現在2期目であるが、この間、懲戒の事例は発生していない。令和3年度にあっては、懲戒よりもむしろ学生の保護の全力を傾けた。新型コロナウイルスの感染拡大防止について、令和3年度も、前年度に引き続き、大学運営における最大の課題となったからである。ただし、ワクチン接種の普及やマスクの着用や手指のアルコール消毒、教室等の換気の徹底など、基本的な対応手續きについては周知が徹底され、不必要に慌てる場面はなくなった。そのため学長は、新型コロナウイルスの感染拡大防止について、教育面では学生委員会と健康委員会が対応することとし、臨時的な対応が必要となる場面でも、対策本部ではなく運営委員会で対応することとした。

学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。学長は、例年、新年度が始まる4月1日に臨時教授会を開催し、教職員全員を前に建学の精神を含めた訓示を行い、各自に教授会に組織される各種委員会の委員委嘱状を手渡している。この臨時教授会では建学の精神から学内各種委員会の分掌、研究費の公正な使用法を含む教育研究の進め方で詳

しく確認している。

令和3年度末には、定年退職を迎えた教授1名のほか、教授しかも管理職を務める教授3名がそれぞれ個人的事情により退職することとなった。折りから、幼児教育科では令和4年度から新しいカリキュラムに移行する予定で再課程認定の手続きを進めているところでもあり、教育体制に混乱を生じさせないことが喫緊の課題となった。学長は、まず教員の管理職選挙を早めに実施し、引継ぎを円滑に行えるよう努めた。また、特任教員の制度を整備するとともに、退職教員の再雇用制度の活用や非常勤講師として授業担当を継続してもらうなどの措置を講じ、混乱を防いだ。（羽陽学園短期大学特任教員に関する規程、令和3年11月教授会資料・議事録）

上述の通り学長は、令和4年度以降も、学長選考規程等に基づき3期目の学長として信任され、教学運営の職務遂行に努めている。（令和3年7月教授会資料・議事録、学長選考規程）

学長は、教授会を審議機関として適切に運営しているが、議事次第及び資料等を事前に配布し、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。教授会議事録は事務局総務課に保管している。

学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

令和2年度から始まった高等教育修学支援新制度については、一定数の実務経験のある教員の確保や厳格な成績管理から安定した経営環境までの厳しい審査を経て対象校と認定された。

本学の教育研究並びに三つのポリシーをはじめとする教学の状況について、外部からの意見を聞いて改善に資するための外部評価委員会については、新型コロナウイルスの感染を防止するために書面報告・審査の形で実施した。外部評価委員は、地元自治体の代表として天童市副市長新関茂氏、地元の教育関係者を代表して山形県立天童高校校長星亮一氏、地元の保育・福祉に関係する事業所の代表として山形市の山形学園園長大場久美子氏の三人に委嘱している。（令和3年10月教授会資料・議事録）

教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。上述の通り、年度初めの4月1日の臨時教授会では、建学の精神から学習成果及び三つの方針など、本学教職員が心得ておくべき事項を詳述した資料を配布している。（4月臨時教授会資料）

学長は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。中でも上述の通り、運営委員会を本学の入学者選抜及び教学マネジメントの全般に渡る中枢機関と位置づけるとともに、他の各種委員会も適切に配置し迅速な意思決定に努めている。

入学試験委員会に相当する業務も担う運営委員会で、令和4年度入試について年度当初に確認したのは次の通り。

令和4年度入試の実施体制は基本的に、新型コロナウイルスの影響による変更点を除いて、令和3年度入試の実施体制に準ずることとした。

入学者選抜に関しては、入試委員会に相当する運営委員会で基本的な計画や実施手続きについて検討するが、合格者の判定については教授会の審議事項である。

これらの入学者選抜の全体的な統括は学長が行う。その事務については事務局長が統括

する。幼児教育科については学科長、専攻科福祉専攻については専攻科主任が入試を総括する。本学で、一般的にアドミッション・オフィサーに相当するのは学生募集要項等に「入試係」と記載される教務課長を指す。教務課長は、募集要項や選抜実施マニュアル等の作成を含む入試に係る事務を統括する。

事務局長及び教務課長は、県立高校長の経験に鑑み、主として高校の学事暦や教育内容に関する知識に基づいて、入試・学生募集に係る企画立案に関して意見を述べるとともに、調査書や推薦書の評価、面接委員の一部を担当することで、単に入学者選抜に関する事務作業のみではなく、本学の全学的な入試業務に参画することとする。この点に関し、必要な場合には事務職員が運営委員会に参加できるよう運営委員会規程を改定し、令和3年4月より施行されている。(令和3年4月運営委員会記録、教授会資料・議事録)

令和4年度入試に関しては、入試区分ごとの募集人員を改めることとした。志願者の動向を分析した結果、本学のような短期大学に関しては、専門学校志願者と重なることも多いが、専門学校ではいわゆるAO型入試が夏前に実施され、そこで進路を決めてしまう高校生も少なくないとの報告があった。文科省より6月上旬に通知される入学者選抜要項を踏まえながらも、これらの分析に基づき、従来AO選抜に代わる総合型選抜の募集人員を増やして、その分、学校推薦型選抜の募集人員を減らすというものである。具体的には、令和4年度の入学者選抜においては、学校推薦型75人(前年度まで80人)、総合型選抜15人(同8人)、一般選抜8人(変更なし)、社会人選抜2人(変更なし)、計100人とした。

運営委員会以外の委員会についても、運営委員会のメンバーでもある学科長、専攻科主任、学生部長が中心となって、各委員長と連携して教学を推進し、そのつど教授会に報告している。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

令和3年度現在の本学の最大の課題は、入学生の確保と教育課程を支える教員の確保である。入学生の定員割れを招いた大きな要因は、志願者の所在する地域の少子化が急速に進んでいることや、若者を中心として人々の大都市志向が強まっていることが考えられる。定員割れは、教員の採用にも影響を及ぼしている可能性がある。

学長としては、地域に必要な専門職となるために地域の学校で学ぶ意義を、高校生のみならず地域社会に発信していくことが重要と考えている。

そしてまた、そのような学生に寄り添って、地域に必要な人材を養成するという本学教職員としての動機づけを高めるような働きかけを続けることも必要である。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

なし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

寄附行為

理事会議事録 [令和3年度]

監事の監査状況 [令和3年度]

評議員会議事録 [令和3年度]

ホームページ 羽陽学園短期大学 <http://www.uyo.ac.jp/>

羽陽学園短期大学ガイドブック

ホームページ 学校法人羽陽学園財務情報 <http://www.uyo.ac.jp/financial/>

羽陽学園短期大学広報誌UYO

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1の現状>

法人の監事は、寄附行為第5条第1項第2号において2人と定められており、第7条で、「この法人の理事、職員（学長、園長、校長、教員その他の職員を含む。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員の同意を得て、理事長が選任する。」と定められている。

現在、企業の経営者と法人の総務部長の経験がある者の2人が選任されている。

監事の職務は、寄附行為第15条に、次のように規定されている。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

（寄附行為）

監事は、法令等に基づいて、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況につい

て、適宜監査している。

また、監事は、年度初めに監査計画書を作成し、それに基づき監査を実施している。理事会及び評議員会には毎回出席し、それぞれの会議における審議、報告を通じて、あるいは法人からの定期的な報告を受けて、法人の業務遂行状況を把握し、意見を述べていて、真摯かつ熱意を持って法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況を監査し、その職責を果たしている。(理事会議事録)

また、公認会計士から監査結果を受けて、年2～3回、意見の交換を行い、毎年5月に監事監査会議を行っている。

さらに、理事長や法人部課長から過去5年間の学生数や教職員数の推移、資金収支、貸借対照表、借入金、年度末の現金・預金の状況等の説明を受け、財政の動きや資金繰りの状況を把握し、それをもとに監査報告書を取りまとめ、毎年5月に開催される理事会及び評議員会に提出している。(監事の監査状況)

また、監事の職責の重大性から、文部科学省主催の監事研修会に参加して法令遵守の重要性や学校法人を取り巻く状況等について知見を深めている。

令和3年度は、監事が羽陽学園短期大学及び同附属幼保連携型認定こども園鈴川第二幼稚園・このみ保育園の業務監査を行い、事業所長との意見交換を通じて、教学面での状況把握に努めた。

〔区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2の現状>

法人の評議員会の定数は、寄附行為第20条第2項により、20人と定められており、現在欠員はない。理事は8名であり、評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。

理事長の評議員会への諮問事項として、私立学校法第42条の規定に従い寄附行為第22条に次のように定められている。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。)の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併

(8) 目的たる事業の成功の不能による解散

(9) 寄附金品の募集に関する事項

(10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(寄附行為)

また、評議員会の意見具申等として、寄附行為第 23 条に次のように定められている。

評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。(寄附行為)

評議員会は、法令等に基づき、事業計画等該当する事項については、適切に対応している。(評議員会議事録)

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

学校教育法施行規則の規定に基づき、以下の 9 点に関して、教育情報を公表している。
(ホームページ 羽陽学園短期大学 <https://www.uyo.ac.jp/>) (羽陽学園短期大学ガイドブック)

1 点目は、大学設置基準第 2 条等に規定されている大学の教育研究上の目的に関する事柄である。本学は単科の短期大学であり、幼児教育科にて定めた目的を公表している。なお、平成 19 年 7 月 31 日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意している。2 点目は、学科名称を明らかにした上で、教育研究上の基本組織に関する事柄を公表している。3 点目は、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事柄である。公表にあたっては、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにするよう努めている。特に、教員の数については、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意している。4 点目は、入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事柄である。5 点目は、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事柄である。大学の教育力の向上の観点から、シラバスには、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意している。6 点目は、学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事柄であり、必修科目、選択科目の別に必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにしている。7 点目は、校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事柄である。公表にあたっては、学生生活

の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにするよう留意している。8点目は、授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事柄である。9点目は、大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事柄である。

また、私立学校法の規定に基づき、適正な管理に基づいた財務情報を公開している。(ホームページ 学校法人羽陽学園財務情報 <http://www.uyo.ac.jp/financial/>) (羽陽学園短期大学広報誌UYO)

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

昨今、一部の私立大学、学校法人で、ガバナンスの不足が指摘される事案が相次いでいる。私立短期大学の高い公共性と社会的責任を果たすことのできるよう、本学園のガバナンスを一層高めるよう努めていくことが必要と認識している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

令和3年度に、羽陽学園短期大学ガバナンス・コードを制定し、点検、公表した。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

理事会や評議員会の運営に関しては、活発な討議が展開されるように、理事及び評議員に短期大学や法人本部が入手した教育に関するトピックスや行政の重要施策等を随時送付し、最新の教育情勢に触れることができるようにした。

また、寄附行為に基づく欠席者の書面による表決制度を着実に実施した。

教授会及び各種委員会の運営に関しては、機能と役割を見直し、整備した結果、学長が自ら提案し設立を進めた大学改革推進センターが、平成29年度から設置され、活動している。

その他、平成29年度に告示された幼稚園教育要領、保育所保育指針等に基づく再課程認定に向けて、カリキュラムの点検及び見直しを実施するよう指示し、作業を進めた。

短期大学や幼稚園等の運営に関する教学面での業務監査を充実させるために、法人本部職員が職務の支援協力を行いながら、事業所の視察訪問を実行し、事業所長との意見交換や財産の確認を行った。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

短期大学を含む法人全体にかかる学校法人羽陽学園第二次アクションプラン(R3~R7)や学校法人経営改善短期アクションプラン(R2~4)を着実に実行する。

理事会や評議員会の運営に関しては、一層活発な討議が展開されるように、理事及び評議員に短期大学や法人本部が入手した教育に関するトピックスや行政の重要施策等の送付をさらに充実していく。

幼児教育・保育・介護福祉に従事する人々が地域に必要不可欠であり、働き甲斐のある魅力的な職業であることを地域社会に一層理解してもらえるよう、そして、そのような職業に必要な資格を地元の高等教育機関で学ぶメリットを、他の県内高等教育機関や自治体と連携して、地域社会に訴えていく。

短期大学や幼稚園等の運営に関する教学面での業務監査を充実させるために、法人本部職員が職務の支援協力を行いながら、非常勤の監事とも十分日程を調整しながら、事業所の視察訪問を計画的に実行していく。

また、事業の計画については、特に工事金額が多くなる施設設備の老朽改修や改築の見通しを持ちながら、できる限り数値目標を明確にして策定し実行していく。

令和4(2022)年度 短期大学認証評価

基礎データ

羽陽学園短期大学

様式	資料名
11	短期大学の概要
12	学生数
13	教員以外の職員の概要
14	学生データ
15	教育課程に対応した授業科目担当者一覧
16	専任教員の研究活動状況表
17	外部研究資金の獲得状況一覧表
18	理事会の開催状況
19	評議員会の開催状況
20	短期大学の情報の公表

- 1 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述してください。
- 2 様式12及び様式14(①～⑤)には、「長期履修生」が含まれます。
- 3 様式11～20は、「A4用紙 横向き 片面印刷」で印刷してください(このページ及び欄外注([注])も含む)。

羽陽学園短期大学

短期大学の概要

様式11

(令和4年5月1日現在)

事項		記入欄							備考				
短期大学の名称		羽陽学園短期大学											
学校本部の所在地		山形県天童市大字清池1559											
教育研究組織	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称	開設年月日	所在地				備考					
	専攻科	幼児教育科 専攻科福祉専攻	昭和57年4月1日 平成2年4月1日	山形県天童市大字清池1559 山形県天童市大字清池1559									
		専攻の名称	開設年月日	所在地				備考					
	別科等	別科等の名称	開設年月日	所在地				備考					
学生募集停止中の学科・専攻科等 <input type="checkbox"/> 学科 <input type="checkbox"/> 専攻 (年度学生募集停止, 在学生数 人)													
教員組織	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称	専任教員等						非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考		
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数				うち教授数	助手
			7人	1人	7人	0人	15人	8人				3人	0人
	専攻科	専攻の名称	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考
〇〇専攻	人	人	人	人	人	—	—	—	人	人			
計	0	0	0	0	0	—	—	—	0	0			
施設・設備等	校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計	備考				
		校舎敷地面積	—	12079 m ²	0 m ²	0 m ²		12079 m ²					
		運動場用地	—	2801	0	0		2801					
	校地面積計	m ²	14880	0	0		14880						
	その他	—	140	0	0		140						
	校舎	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計					
		校舎面積計	2600 m ²	7442 m ²	0 m ²	m ²		7442 m ²					
		学科・専攻等の名称	室数										
	図書館・図書資料等	図書館等の名称	面積	閲覧座席数									
			羽陽短大図書館	705 m ²	50席								
〇〇図書館△△分館													
サテライトキャンパス													
図書館・図書資料等	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕		電子ジャーナル〔うち国外〕								
		羽陽短大図書館	66925 [2451] 冊	44 [0] 種		[] 種							
		△△図書館△△分館	[]	[]		[]							
		サテライトキャンパス	[]	[]		[]							
計	66925 [2451]	44 [0]		0 [0]									
体育館その他の施設	体育館面積												
	羽陽短大体育館	609 m ²											
	△△キャンパス												

学生数

(令和4年5月1日現在)

学科・専攻課程名	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	入学定員に対する平均比率	備考
幼児教育科	志願者数	88	112	97	81	92	89%	
	合格者数	88	108	97	81	91		
	入学者数	86	103	95	78	84		
	入学定員	100	100	100	100	100		
	入学定員充足率	86%	103%	95%	78%	84%		
	在籍学生数	186	187	198	174	163		
	収容定員	200	200	200	200	200		
収容定員充足率	93%	94%	99%	87%	82%			
専攻科福祉専攻	志願者数	21	15	12	18	19	49%	
	合格者数	21	15	12	18	19		
	入学者数	21	15	12	18	19		
	入学定員	35	35	35	35	35		
	入学定員充足率	60%	43%	34%	51%	54%		
	在籍学生数	21	15	12	18	19		
	収容定員	35	35	35	35	35		
収容定員充足率	60%	43%	34%	51%	54%			
学科(専攻課程)合計	志願者数	109	127	109	99	111	79%	
	合格者数	109	123	109	99	110		
	入学者数	107	118	107	96	103		
	入学定員	135	135	135	135	135		
	入学定員充足率	79%	87%	79%	71%	76%		
	在籍学生数	207	202	210	192	182		
	収容定員	235	235	235	235	235		
収容定員充足率	88%	86%	89%	82%	77%			
専攻科	入学定員							
	入学者数							
	収容定員							
	在籍学生数							

教員以外の職員の概要(人)

(令和4年5月1日現在)

	専任	兼任	計
事務職員	9	0	9
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	0	0	0
その他の職員	0	1	1
計	9	1	10

学生データ

① 卒業者数(人)

学科・専攻課程	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼児教育科	107	99	81	98	94
専攻科福祉専攻	28	21	14	12	17

② 退学者数(人)

学科・専攻課程	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼児教育科	2	2	2	4	1
専攻科福祉専攻	0	0	1	0	0

③ 休学者数(人)

学科・専攻課程	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼児教育科	1	2	2	2	2
専攻科福祉専攻	0	0	0	0	1

④ 就職者数(人)

学科・専攻課程	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼児教育科	83	83	68	79	70
専攻科福祉専攻	28	20	14	12	17

⑤ 進学者数(人)

学科・専攻課程	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼児教育科	22	15	12	18	21
専攻科福祉専攻	0	1	0	0	0

⑥ 科目等履修生(人)

学科・専攻課程	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼児教育科	1	0	0	0	1
専攻科福祉専攻	0	0	0	0	0

⑦ 長期履修生(人)

学科・専攻課程	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼児教育科	0	0	0	0	0
専攻科福祉専攻	0	0	0	0	0

令和3年度 教育課程に対応した授業科目担当者一
覧学科名
等

幼児教育科

(令和3年度)

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
基礎教養科目	基礎教養入門	教授	渡邊洋一	心理学	
	同上	教授	荒木隆俊	介護福祉	専攻科
	同上	教授	高橋 寛	音楽(声楽)	
	同上	教授	松田知明	保育学、情報技術	
	同上	教授	柏倉弘和	国語表現、文学	
	同上	教授	太田裕子	発達心理学	
	同上	教授	高桑秀郎	体育、健康科学	
	同上	准教授	松田水月	医療介護	専攻科
	同上	准教授	花田嘉雄	造形表現	
	倫理学	非常勤	平田俊博	倫理学	非常勤
	文学	教授	柏倉弘和	国語表現、文学	
	日本国憲法	非常勤	高木紘一	法学	非常勤
	経済学	非常勤	下平裕之	経済学	非常勤
	総合科目	教授	渡邊洋一	心理学	
	英語コミュニケーション	非常勤	熊木恒一	英文学	非常勤
	体育講義	教授	高桑秀郎	体育、健康科学	
	体育実技	教授	高桑秀郎	体育、健康科学	
	同上	講師	小田幹雄	体育、健康科学	
専門科目	音楽基礎A(歌)	教授	高橋 寛	音楽(声楽)	
	音楽基礎B(器楽)	講師	白崎直季	音楽(ピアノ)	
	同上	非常勤	福島宏子	音楽(ピアノ)	非常勤

同上	非常勤	櫻田庸子	音楽(ピアノ)	非常勤
同上	非常勤	吉田美紀	音楽(ピアノ)	非常勤
同上	非常勤	佐々木寿子	音楽(ピアノ)	非常勤
こどもと音楽A(歌)	教授	高橋 寛	音楽(声楽)	
こどもと音楽B(器楽)	講師	白崎直季	音楽(ピアノ)	
同上	非常勤	福島宏子	音楽(ピアノ)	非常勤
同上	非常勤	櫻田庸子	音楽(ピアノ)	非常勤
同上	非常勤	吉田美紀	音楽(ピアノ)	非常勤
同上	非常勤	佐々木寿子	音楽(ピアノ)	非常勤
こどもと音楽C(歌)	教授	高橋 寛	音楽(声楽)	
図画工作	准教授	花田嘉雄	造形表現	
同上	講師	城山萌々	造形表現	
図画工作Ⅱ	講師	城山萌々	造形表現	
体育	講師	小田幹雄	体育、表現	
国語表現法	教授	柏倉弘和	国語表現、文学	
幼児教育者論	准教授	大関嘉成	学習心理学	
教育原理	准教授	大関嘉成	学習心理学	
教育心理学	准教授	大関嘉成	学習心理学	
発達心理学	教授	太田裕子	発達心理学	
教育の制度と経営	教授	松田知明	保育学、情報技術	
保育・教育課程論	講師	小森谷一朗	幼児教育	
教育の方法と技術	講師	小森谷一朗	幼児教育	
特別支援教育入門	非常勤	鏡 昭子	障害児保育	非常勤
同上	非常勤	長崎郁夫	障害児保育	非常勤
保育内容指導法	准教授	大関嘉成	学習心理学	
保育内容(健康)	教授	高桑秀郎	体育、健康科学	
保育内容(人間関係)	教授	太田裕子	発達心理学	

保育内容(環境)	非常勤	大類豊太郎	理科	非常勤
保育内容(言葉)	教授	柏倉弘和	国語表現、文学	
保育内容(表現)	講師	小田幹雄	体育、表現	
同上	講師	白崎直季	音楽(ピアノ)	
同上	講師	城山萌々	造形表現	
子どもの生活と文化Ⅰ	教授	柏倉弘和	国語表現、文学	
子どもの生活と文化Ⅱ	非常勤	大類豊太郎	理科	非常勤
子どもの生活と文化Ⅲ	教授	高桑秀郎	体育、健康科学	
同上	教授	太田裕子	発達心理学	
幼児理解と教育相談	非常勤	浅倉次男	臨床心理学	非常勤
同上	非常勤	小川友美	臨床心理学	非常勤
保育・教職実践演習(幼稚園)	教授	柏倉弘和	国語表現、文学	
同上	教授	高桑秀郎	体育、健康科学	
同上	准教授	花田嘉雄	造形表現	
教育実習指導	教授	荒木隆俊	介護福祉	専攻科
同上	教授	高橋 寛	音楽(声楽)	
同上	教授	高桑秀郎	体育、健康科学	
同上	准教授	花田嘉雄	造形表現	
同上	准教授	大関嘉成	学習心理学	
同上	講師	城山萌々	造形表現	
同上	講師	白崎直季	音楽(ピアノ)	
同上	講師	小田幹雄	体育、表現	
教育実習Ⅰ	教授	小田幹雄	体育、表現	
同上	教授	荒木隆俊	介護福祉	専攻科
同上	教授	高橋 寛	音楽(声楽)	
同上	教授	高桑秀郎	体育、健康科学	
同上	准教授	花田嘉雄	造形表現	

同上	准教授	大関嘉成	学習心理学	
同上	講師	城山萌々	造形表現	
同上	講師	宮地康子	看護	専攻科
同上	講師	白崎直季	音楽(ピアノ)	
教育実習Ⅱ	教授	小田幹雄	体育、表現	
同上	教授	荒木隆俊	介護福祉	専攻科
同上	教授	高橋 寛	音楽(声楽)	
同上	教授	高桑秀郎	体育、健康科学	
同上	准教授	花田嘉雄	造形表現	
同上	准教授	大関嘉成	学習心理学	
同上	講師	城山萌々	造形表現	
同上	講師	宮地康子	看護	専攻科
同上	講師	白崎直季	音楽(ピアノ)	
教育実習Ⅲ	教授	小田幹雄	体育、表現	
同上	教授	荒木隆俊	介護福祉	専攻科
同上	教授	高橋 寛	音楽(声楽)	
同上	教授	高桑秀郎	体育、健康科学	
同上	准教授	花田嘉雄	造形表現	
同上	准教授	大関嘉成	学習心理学	
同上	講師	城山萌々	造形表現	
同上	講師	宮地康子	看護	専攻科
同上	講師	白崎直季	音楽(ピアノ)	
情報処理演習	教授	松田知明	保育学、情報技術	
保育原理	教授	太田裕子	発達心理学	
保育原理Ⅱ	非常勤	海和宏子	幼児保育	非常勤
子ども家庭福祉	非常勤	菅原 温	児童福祉、社会福祉	非常勤
社会福祉概論	講師	伊藤和雄	介護福祉	専攻科

子育て支援	非常勤	吉田一斉	社会福祉	非常勤
子育て支援	非常勤	村井弘伸	社会福祉	非常勤
社会的養護Ⅰ	非常勤	菅原 温	児童福祉、社会福祉	非常勤
子どもの保健Ⅰ	非常勤	小林美佐子	保健看護	非常勤
子ども家庭支援法	非常勤	小林美佐子	保健看護	非常勤
子どもの保健Ⅱ	非常勤	小林美佐子	保健看護	非常勤
子どもの食と栄養	非常勤	中村美和子	子どもの食と栄養	非常勤
家庭支援論	講師	伊藤和雄	介護福祉	専攻科
保育内容総論	准教授	花田嘉雄	造形表現	
乳児保育Ⅰ	非常勤	柴田ふじみ	保健看護	非常勤
乳児保育Ⅱ	非常勤	柴田ふじみ	保健看護	非常勤
社会的養護内容	講師	伊藤和雄	介護福祉	専攻科
保育相談支援	非常勤	吉田一斉	社会福祉	非常勤
同上	非常勤	村井弘伸	社会福祉	非常勤
児童文化	非常勤	下村沙季	児童文化	非常勤
保育実習指導Ⅰ	教授	荒木隆俊	介護福祉	専攻科
同上	教授	高橋 寛	音楽(声楽)	
同上	教授	高桑秀郎	体育、健康科学	
同上	准教授	花田嘉雄	造形表現	
同上	准教授	大関嘉成	学習心理学	
同上	講師	城山萌々	造形表現	
同上	講師	宮地康子	看護	専攻科
同上	講師	白崎直季	音楽(ピアノ)	
同上	講師	小田幹雄	体育、表現	
保育実習保育所	教授	荒木隆俊	介護福祉	専攻科
同上	教授	高橋 寛	音楽(声楽)	
同上	教授	高桑秀郎	体育、健康科学	

同上	准教授	花田嘉雄	造形表現	
同上	准教授	大関嘉成	学習心理学	
同上	講師	城山萌々	造形表現	
同上	講師	宮地康子	看護	専攻科
同上	講師	白崎直季	音楽(ピアノ)	
同上	講師	小田幹雄	体育、表現	
保育実習施設	教授	荒木隆俊	介護福祉	専攻科
同上	教授	高橋 寛	音楽(声楽)	
同上	教授	高桑秀郎	体育、健康科学	
同上	准教授	花田嘉雄	造形表現	
同上	准教授	大関嘉成	学習心理学	
同上	講師	城山萌々	造形表現	
同上	講師	宮地康子	看護	専攻科
同上	講師	白崎直季	音楽(ピアノ)	
同上	講師	小田幹雄	体育、表現	
保育実習指導Ⅱ	教授	荒木隆俊	介護福祉	専攻科
同上	教授	高橋 寛	音楽(声楽)	
同上	教授	高桑秀郎	体育、健康科学	
同上	准教授	花田嘉雄	造形表現	
同上	准教授	大関嘉成	学習心理学	
同上	講師	城山萌々	造形表現	
同上	講師	宮地康子	看護	専攻科
同上	講師	白崎直季	音楽(ピアノ)	
同上	講師	小田幹雄	体育、表現	
保育実習Ⅱ	教授	荒木隆俊	介護福祉	専攻科
同上	教授	高橋 寛	音楽(声楽)	
同上	教授	高桑秀郎	体育、健康科学	
同上	准教授	花田嘉雄	造形表現	

同上	准教授	大関嘉成	学習心理学	
同上	講師	城山萌々	造形表現	
同上	講師	宮地康子	看護	専攻科
同上	講師	白崎直季	音楽(ピアノ)	
同上	講師	小田幹雄	体育、表現	
保育実習指導Ⅲ	教授	荒木隆俊	介護福祉	専攻科
同上	教授	高橋 寛	音楽(声楽)	
同上	教授	高桑秀郎	体育、健康科学	
同上	准教授	花田嘉雄	造形表現	
同上	准教授	大関嘉成	学習心理学	
同上	講師	城山萌々	造形表現	
同上	講師	宮地康子	看護	専攻科
同上	講師	白崎直季	音楽(ピアノ)	
同上	講師	小田幹雄	体育、表現	
保育実習Ⅲ	教授	荒木隆俊	介護福祉	専攻科
同上	教授	高橋 寛	音楽(声楽)	
同上	教授	高桑秀郎	体育、健康科学	
同上	准教授	花田嘉雄	造形表現	
同上	准教授	大関嘉成	学習心理学	
同上	講師	城山萌々	造形表現	
同上	講師	宮地康子	看護	専攻科
同上	講師	白崎直季	音楽(ピアノ)	
同上	講師	小田幹雄	体育、表現	
保育実践研究Ⅰ	教授	松田知明	保育学、情報技術	
同上	教授	太田裕子	発達心理学	
同上	准教授	大関嘉成	学習心理学	
同上	講師	小森谷一朗	幼児教育	

保育実践研究Ⅱ	講師	小田幹雄	体育、表現	
同上	講師	城山萌々	造形表現	
同上	講師	白崎直季	音楽(ピアノ)	
保育実践研究Ⅲ	教授	高橋 寛	音楽(声楽)	
同上	教授	高桑秀郎	体育、健康科学	
同上	准教授	花田嘉雄	造形表現	
同上	講師	城山萌々	造形表現	
同上	講師	白崎直季	音楽(ピアノ)	
子どもの生活と福祉	教授	荒木隆俊	介護福祉	専攻科
同上	准教授	松田水月	医療介護	専攻科
同上	講師	宮地康子	看護	専攻科
同上	講師	伊藤和雄	介護福祉	専攻科
介護福祉総論Ⅰ	教授	荒木隆俊	介護福祉	専攻科
同上	講師	伊藤和雄	介護福祉	専攻科
介護福祉総論Ⅱ	教授	荒木隆俊	介護福祉	専攻科
同上	准教授	松田水月	医療介護	専攻科
同上	講師	宮地康子	看護	専攻科
介護技術演習	教授	荒木隆俊	介護福祉	専攻科
同上	准教授	松田水月	医療介護	専攻科
同上	講師	宮地康子	看護	専攻科
社会福祉実習	教授	荒木隆俊	介護福祉	専攻科
同上	講師	宮地康子	看護	専攻科
卒業研究	教授	渡邊洋一	心理学	
同上	教授	荒木隆俊	介護福祉	専攻科
同上	教授	柏倉弘和	国語表現、文学	
同上	教授	高橋 寛	音楽(声楽)	
同上	教授	高桑秀郎	体育、健康科学	

同上	教授	松田知明	保育学、情報技術	
同上	教授	太田裕子	発達心理学	
同上	准教授	松田水月	医療介護	専攻科
同上	准教授	花田嘉雄	彫刻表現	
同上	准教授	大関嘉成	学習心理学	
同上	講師	城山萌々	造形表現	
同上	講師	宮地康子	看護	専攻科
同上	講師	伊藤和雄	介護福祉	専攻科
同上	講師	白崎直季	音楽(ピアノ)	
同上	講師	小田幹雄	体育、表現	
同上	講師	小森谷一朗	幼児教育	

教育課程に対応した授業科目担当者一覧

学科名等 専攻科

(令和3年度)

区分		授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置	
専門科目	人間と社会	社会の理解	介護保険制度と障害者自立支援制度	講師	伊藤和雄	介護福祉	
			社会福祉演習	教授	荒木隆俊	介護福祉	
			同上	准教授	松田水月	医療介護	
			同上	講師	宮地康子	看護	
			同上	講師	伊藤和雄	介護福祉	
	介護	介護の基本	介護の基本Ⅰ	教授	荒木隆俊	介護福祉	幼教科
			介護の基本Ⅱ	講師	伊藤和雄	介護福祉	
			介護の基本Ⅲ	非常勤	柴田哲也	理学療法	非常勤
			介護の基本Ⅳ	教授	荒木隆俊	介護福祉	幼教科
			介護の基本Ⅴ	教授	荒木隆俊	介護福祉	幼教科
			同上	准教授	松田水月	医療介護	
			同上	講師	宮地康子	看護	
			同上	講師	伊藤和雄	介護福祉	
		コミュニケーション技術	コミュニケーション技術Ⅰ	非常勤	高橋麻紀	社会福祉	非常勤
			同上	非常勤	重吉正文	社会福祉	非常勤
			コミュニケーション技術Ⅱ	教授	荒木隆俊	介護福祉	幼教科
		生活支援技術	生活支援技術Ⅰ	教授	荒木隆俊	介護福祉	幼教科
			同上	准教授	松田水月	医療介護	
			同上	講師	宮地康子	看護	
			生活支援技術Ⅱ	非常勤	安喰 功	被服科学	非常勤
			生活支援技術Ⅲ	非常勤	阿部伸一	特別支援教育	非常勤
			生活支援技術Ⅳ	非常勤	楠本健二	栄養学	非常勤

		生活支援技術Ⅴ	講師	宮地康子	看護	
		生活支援技術Ⅵ	非常勤	高木正敏	特別支援教育	非常勤
		生活支援技術Ⅶ	非常勤	黄木信子	和裁・服飾	非常勤
	介護過程	介護過程Ⅰ	教授	荒木隆俊	介護福祉	幼教科
		介護過程Ⅱ	教授	荒木隆俊	介護福祉	幼教科
		同上	准教授	松田水月	医療介護	
		同上	講師	宮地康子	看護	
		同上	非常勤	山本清智	社会福祉	非常勤
		介護過程Ⅲ	教授	荒木隆俊	介護福祉	幼教科
		同上	准教授	松田水月	医療介護	
		同上	講師	宮地康子	看護	
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	教授	荒木隆俊	介護福祉	幼教科
		同上	教授	松田水月	医療介護	
		同上	講師	宮地康子	看護	
		介護総合演習Ⅱ	教授	荒木隆俊	介護福祉	幼教科
		同上	准教授	松田水月	医療介護	
		同上	講師	宮地康子	看護	
	介護実習	介護実習Ⅰ－①	教授	荒木隆俊	介護福祉	幼教科
		同上	教授	松田水月	医療介護	
		同上	講師	宮地康子	看護	
		同上	講師	伊藤和雄	介護福祉	
		介護実習Ⅰ－②	教授	荒木隆俊	介護福祉	幼教科
		同上	准教授	松田水月	医療介護	
		同上	講師	宮地康子	看護	
介護実習Ⅱ		教授	荒木隆俊	介護福祉	幼教科	
同上		准教授	松田水月	医療介護		
同上		講師	宮地康子	看護		

		同上	講師	伊藤和雄	介護福祉	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	発達と老化の理解	講師	宮地康子	看護	
	認知症の理解	認知症の理解	教授	荒木隆俊	介護福祉	幼教科
		同上	准教授	松田水月	医療介護	
		同上	講師	宮地康子	看護	
	障害の理解	障害の理解	講師	伊藤和雄	介護福祉	
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみⅠ	准教授	松田水月	医療介護	
		こころとからだのしくみⅡ	准教授	松田水月	医療介護	
医療的ケア	医療的ケア	医療的ケアⅠ	教授	松田水月	医療介護	
		同上	講師	宮地康子	看護	
		医療的ケアⅡ	准教授	松田水月	医療介護	
		同上	講師	宮地康子	看護	

専任教員の研究活動状況表

(平成29(2017)年度～令和3(2021)年度)

氏名	職位	研究業績				国際的活動の有無	社会的活動の有無	備考
		著作数	論文数	学会等 発表数	その他			
渡邊洋一	教授	1	1	0	0	有	有	
荒木隆俊	教授	0	2	0	0	無	有	
高橋 寛	教授	0	0	0	40	無	有	
松田知明	教授	0	5	0	0	無	有	
柏倉弘和	教授	0	0	0	0	無	有	
太田裕子	教授	0	4	1	2	無	有	
高桑秀郎	教授	0	2	0	0	無	有	
松田水月	准教授	0	4	0	0	無	有	
花田嘉雄	准教授	0	2	0	3	無	有	
大関嘉成	准教授	0	4	11	1	無	有	
宮地康子	講師	0	3	0	0	無	有	
伊藤和雄	講師	0	2	0	0	無	有	
白崎直季	講師	1	1	0	0	無	有	
小田幹雄	講師	0	6	3	0	無	有	
城山萌々	講師	1	1	0	1	有	有	
小森谷一朗	講師	4	6	1	6	無	有	

外部研究資金の獲得状況一覧表

(令和元(2019)年度～令和3(2021)年度)

科学研究費補助金	年度	研究種目	研究者名	研究課題
	令和3年度	基礎研究(C)(一般)	太田裕子(研究分担者)	難治性好酸球炎症における新しいプログラム細胞死を標的とした治療法の開発

その他の外部研究資金	年度	調達先・資金名等	研究者名	研究課題
				該当者なし

[注]

科学研究費補助金の「研究種目」は「基盤研究(A・B・C)」、「若手研究(A・B)」等を記載してください。

理事会の開催状況(令和元年度～令和3年度)

(人)

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)		出席理事数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
8	8	令和元年5月24日 14:00～17:30	8	100.0%	0	2/2
	8	令和元年9月30日 14:00～15:30	8	100.0%	0	2/2
	8	令和元年12月14日 15:00～16:30	8	100.0%	0	2/2
	8	令和元年12月25日 10:00～10:30	8	100.0%	0	2/2
	8	令和2年3月26日 15:00～16:05	7	87.5%	1	2/2
	8	令和2年5月25日 13:30～16:10	7	87.5%	1	2/2
	8	令和2年12月15日 15:00～16:40	8	100.0%	0	1/2
	8	令和2年3月23日 15:00～16:10	8	100.0%	0	2/2
	8	令和3年5月25日 13:30～16:10	8	100.0%	0	2/2
	8	令和3年12月13日 15:00～16:40	8	100.0%	0	2/2
	8	令和4年3月24日 15:00～16:10	8	100.0%	0	2/2

※関係法令:私立学校法 第36条、同第37条、同第38条

[注]

- 1 令和元(2019)年度から令和3(2021)年度までに開催した全ての理事会について記入・作成してください。
- 2 「定員」及び「現員(a)」欄には、開催日当日の人数を記入してください。
- 3 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、出席理事数(b)の外数で、該当する人数を記入してください。
- 4 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入してください(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 5 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該理事会に出席した監事数を記

入

評議員会の開催状況(令和元年度～令和3年度)

(人)

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)		出席評議員数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
20	20	令和元年5月24日 15:00～16:30	19	95.0%	1	/
	20	令和元年12月14日 13:00～14:20	18	90.0%	2	/
	20	令和2年3月26日 13:30～14:40	14	70.0%	6	2/2
	20	令和2年5月25日 14:30～16:00	15	75.0%	5	/
	20	令和2年12月15日 13:00～14:40	17	85.0%	3	/
	20	令和3年3月23日 13:30～14:40	18	90.0%	1	2/2
	20	令和3年5月25日 14:30～16:00	18	90.0%	2	/
	20	令和3年12月15日 13:00～14:40	19	95.0%	1	2/2
	20	令和4年3月24日 13:30～14:40	18	90.0%	2	2/2

※関係法令:私立学校法 第41条、同第42条、同第43条、同第44条

[注]

- 1 令和元(2019)年度から令和3(2021)年度までに開催した全ての評議員会について記入・作成してください。
- 2 「定員」及び「現員(a)」欄には、開催日当日の人数を記入してください。
- 3 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、出席評議員数(b)の外数で、該当する人数を記入してください。
- 4 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入してください(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 5 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該評議員会に出席した監事数を記入してください。

短期大学の情報の公表

令和4(2022)年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	https://www.uyo.ac.jp/purpose/
2	卒業認定・学位授与の方針	https://www.uyo.ac.jp/basic_policy/
3	教育課程編成・実施の方針	https://www.uyo.ac.jp/basic_policy/
4	入学者受入れの方針	https://www.uyo.ac.jp/basic_policy/
5	教育研究上の基本組織に関する事	https://www.uyo.ac.jp/teacher/
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	https://www.uyo.ac.jp/teacher/
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	https://www.uyo.ac.jp/shingaku.html
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	・シラバスを作成し、HP: https://www.uyo.ac.jp/uoyosyllabus/ 及び印刷したものを図書館でそれぞれ公開
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	・学修の成果に係る評価: https://www.uyo.ac.jp/evaluation/ ・卒業又は終了の認定基準: https://www.uyo.ac.jp/basic_policy/
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	https://www.uyo.ac.jp/campusmap.html
11	授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関する事	https://www.uyo.ac.jp/school_fees/
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	https://www.uyo.ac.jp/shingaku.html

※関係法令: 学校教育法 第113条、学校教育法施行規則 第172条の2

② 学校法人の情報の公表・公開について

	事項	公表・公開方法等
	寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	https://www.uyo.ac.jp/financial/

※関係法令: 学校教育法施行規則 第172条の2、私立学校法 第33条の2、同第33条の3、同第63条の2